

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 4 日 開会

令和 6 年 9 月 1 8 日 開会

美 郷 町 議 会

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 4 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年9月4日（水曜日）

◎開会日時 令和6年9月4日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月4日 午前11時58分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎会議録署名議員 7番 川村 嘉彦 君 8番 甲斐 秀徳 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊	君	副町長	藤本	茂	君	
教育長	大坪	隆昭	君	会計管理者	泉田	浩文	君	欠席
総務課長	甲斐	武彦	君	税務課長	川村	博昭	君	
企画情報課長	田村	靖	君	町民生活課長	黒田	和幸	君	
健康福祉課長	海野	勝弥	君	建設課長	佐藤	文幸	君	
農林振興課長	松下	文治	君	政策推進室長	田常	浩二	君	
教育課長	鎌田	次郎	君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮	君	
南郷地域課長	田中	幸生	君	北郷地域課長	長田	孝規	君	
監査委員	峰村	芳生	君					

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第3回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和6年9月4日
午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

7番 川村 嘉彦 議員

8番 甲斐 秀徳 議員

日程第2 会期の決定

9月4日 ～ 9月18日 15日間

日程第3 諸般の報告

- (1) 議員派遣報告
- (2) 請願陳情の処理経過
- (3) 例月現金出納検査
- (4) 日向東臼杵広域連合議会議員
- (5) 文教産業常任委員長

日程第4 報告 第5号 令和5年度決算に係る美郷町財政健全化判断比率の報告について

日程第5 報告 第6号 令和5年度決算に係る美郷町資金不足比率の報告について

日程第6 報告 第7号 株式会社南郷温泉の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告 第8号 株式会社レイクランド西郷の経営状況に関する書類の提出について

一括報告

日程第8 同意 第1号 美郷町農業委員会委員の任命について

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第9 議案 第55号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

日程第10 議案 第56号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

日程第 1 1	議案 第57号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 2	議案 第58号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 3	議案 第59号	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 4	議案 第60号	美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 5	議案 第61号	美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 6	議案 第62号	美郷町犯罪被害者等支援条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 7	議案 第63号	令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 3 号） <u>提案理由説明</u>
日程第 1 8	議案 第64号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案 第65号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案 第66号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案 第67号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案 第68号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案 第69号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案 第70号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

一括 提案理由説明

日程第 2 5 認定 第1号	令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6 認定 第2号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 7 認定 第3号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 8 認定 第4号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 9 認定 第5号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 0 認定 第6号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 1 認定 第7号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 2 認定 第8号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について

提案理由説明、主要施策の成果に関する説明

日程第 3 3	令和 5 年度美郷町一般会計・特別会計決算審査意見書及び令和 5 年度美郷町財政健全化審査意見書並びに令和 5 年度美郷町経営健全化審査意見書の報告
日程第 3 4 請願 第 1 号	下区における集落機能の維持を求めることに関する請願

委 員 会 付 託

会 議 録

令和 6 年 9 月 4 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めましておはようございます。

令和 6 年美郷町議会第 3 回定例会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

8 月 8 日の日向灘沖地震、そして先日の台風 10 号により被害を被られましたが、けがや住宅の損壊など被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

10 号台風では、本町も数か所の道路の崩壊、土砂崩れ、また農地の浸水、土砂流入の被害の報告があり、現在、その一日も早い復旧を願っているところであります。

昨日は現在、本町が要望活動しております国道 5 路線の一角国道 446 号の 100 メートル近くに及ぶ道路崩壊現場を河野知事が現地視察され、本日夕刻より片側通行ができる見込みとの報道があり、大変心強く感じたところであります。

本日から 9 月定例議会であります。今回の定例会では令和 5 年度の決算審査が行われます。町民に代わって議会が決定した予算が適正に執行されたかを審査し効果进行评估して、今後の行政執行に生かせるようにするという非常に重要な決算審査であります。事前にしっかりと準備していただき、実のある審査ができるようお願いいたします。

今回は西郷下区より提出された請願についても審議をいたします。請願の内容を見ますと、多くの代表の方が大変御苦労されて、住民に丁寧な聞き取りをされています。町は災害対応など大変だとは思いますが、全ての町民に対して、他人事ではなく自分事としてできる限り寄り添った対応をお願いするところであります。

まだまだ暑い日が続きますので、体調管理をしっかりといただき、町民のための活発な議論をお願いいたします。

それでは、泉田会計管理者が身内の不幸のため欠席の申出がありましたのでこれを受理しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、7 番、川村嘉彦議員、8 番、甲斐秀典議員を指名します。

日程第 2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長、山本 文男議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和6年第3回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので御報告いたします。

会期については、本日から9月18日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの15日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告、議員派遣をもって報告とします。

また、本日までに受理いただきました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されております。

朗読は省略します。

次に、日向・東臼杵広域連合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、所管事務調査の結果について、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

文教産業常任委員長、甲斐 秀徳議員。

【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】

令和6年7月11日、文教産業常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

調 査 日 令和6年7月11日 木曜日

調査場所 役場委員会室
調査目的 森林組合の業務内容と課題について
調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員
対応者 耳川広域森林組合美郷町支所の所長、課長
南郷事務所の所長、課長補佐
北郷事務所の所長、課長

調査の概要

耳川広域森林組合の森林整備等の状況とその課題について、説明を受けた。

(考察)

美郷町内の造林面積は令和5年度実績で耳川全体の約47%の248ヘクタール、また、令和4年度実績によると、県内で造林面積割合は約15%で多くの面積となっている。必要な事業をするためには働き手の確保が必要であるが、令和1年度から令和3年度に日向市内の小・中学、高校に木育授業や就職説明会などに参加したが、門川高校生を除き中・高生のほとんどが林業の仕事を知らないと感じたとの説明であった。

現在は職業体験や林業体験学習の実施、耳川広域森林組合の紹介動画も作成予定でアピールに努めているようである。

また、若い人が就業してもほとんど長続きしていない。その理由として、「雨天時に仕事ができないので安定した収入が得られない」との説明であった。林業の仕事を知らなければ職業として選択し得ないので、継続して林業のアピールに力を入れていく必要がある。また、安定収入のために雨天時でも仕事ができ収入が得られる事業の開拓を行う必要もあると感じた。

その他作業道の補修を待っている方が多いが、施業計画がある箇所を優先的に行っている。

しかし、大規模補修ができない状況にあるとの説明であった。

今後は、働き手確保のために、さらなる林業のアピールや、雨天時でも安定収入が得られる事業の開拓、また、森林整備に必要な作業道の災害復旧に森林環境譲与税の活用ができないか検討すべきである。

また、関係市町村と森林組合が県に対して現場の実情を訴えるなど、森林環境譲与税の使途についての勉強会・意見交換会を実施して、より効果的な活用を県と一緒に模索してはと思った。

以上であります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号 令和5年度決算に係る美郷町財政健全化判断比率の報告について

日程第5 報告第6号 令和5年度決算に係る美郷町資金不足比率の報告について

日程第6 報告第7号 株式会社南郷温泉の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告第8号 株式会社レイクランド西郷の経営状況に関する書類の提出について

以上の4件について、町長からの報告があります。

これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。本日から18日まで15日間の日程で第3回的美郷町定例議会の開催であります。よろしくお願いします。

議長も言いましたが、台風10号で人的被害がなかったことが幸いかなと思っております。

これから先であります、大型台風が上陸し、また南海トラフ地震の発生と非常に不安定な、また恐ろしいことが待ち受けているとような気がしております。職員一丸となって、その対応、危機意識を持って対峙をする必要があると思っております。その際は、議員各位の御協力よろしくお願いをいたします。

それでは、報告第5号 令和5年度決算に係る美郷町財政健全化判断比率の報告についての提案理由を申し上げます。

この財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し議会に報告するものです。

今回、報告する指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標で、それぞれに早期健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられています。

今回、算定した令和5年度決算に基づく美郷町の財政健全化判断比率には、早期健全化基準を上回る比率はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については一般会計及び各特別会計において赤字額がないため算定はされません。

また、実質公債費比率については、7.5%、将来負担比率については比率は算定されませんでした。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第6号 令和5年度決算に係る美郷町資金不足比率の報告についての提案理由を申し上げます。

公営企業を営営する地方公共団体の長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、当該公営企業の決算の提出を受けたら速やかに資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、議会に報告することとなっています。

このことから、本町においても、該当する3つの会計について資金不足比率を算定したところ不足額はございませんでしたので、監査委員の審査に付し、議会に報告するものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第7号 株式会社南郷温泉の経営状況に関する書類の提出について、及び報告第8号 株式会社レイクランド西郷の経営状況に関する書類の提出についての2つの報告について、一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体の出資比率が2分の1以上である第三セクターの経営状況について、議会へ報告することとなっていることから、各第三セクターの経営状況に関する書類の提出を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、報告第５号から報告第８号までの４件の報告を終わります
日程第８、同意第１号 美郷町農業委員会委員の任命についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第１号 美郷町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。
美郷町農業委員会委員として、長年、御貢献いただいております柳田隆喜氏が去る５月９日に御逝去されました。柳田氏の御功績に感謝申し上げるとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

柳田氏の御逝去に伴い農業委員に欠員が生じ、委員会の所掌事務に支障を来しているため、辰野宏視氏を新たな農業委員として任命するに当たり議会の同意が必要なことから、本案を上程するものでございます。

農業委員会に関する法律第８条第１項では、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌の属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者」とうたわれております。

今回、同意を求める辰野氏はこの要件を十分に満たしており、地域の農業に精通し、地域の信頼も厚く、美郷町の農業の発展に尽力したいという意欲を持った方でございます。

現在、美郷町備長炭製炭技術保存会の会長であり、中山間入下集落協定の役員もされていることから適任であると考えているところです。また、令和６年８月８日に開催された美郷町農業委員候補者選考委員会でも、特段の問題なく候補者として決定されたところでございます。

よって、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、農業委員として任命したいので、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、同意いただいた後の任期は令和８年７月１９日までの残任期間となります。
以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
日程第8 同意第1号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、同意第1号は同意することに決定しました。
日程第9 議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第55号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和6年度から令和7年度美郷町防災行政無線（同報系）再整備工事であります。

去る8月1日、美郷町プロポーザル方式実施要綱に基づく審査に参加表明のあった3者により実施した結果、議案書のとおり株式会社 九電工 宮崎支店執行役員支店長 藤枝浩と4億452万5,000円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、合併に伴い平成18年度から平成20年度に整備した防災行政無線施設設備の老朽化に伴う再整備と新システム更新を実施することとしております。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第10 議案第56号 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第56号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は、令和6年度5年災公共土木施設災害復旧事業 第210号一般町道下山瀬・山瀬線道路災害復旧工事であります。

去る8月21日、町内Aクラスの5業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり株式会社田村産業 代表取締役 田村義久と1億8,898万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、崩壊した路側部の安定を図るため、大型ブロック積工、ブロック積工、コンクリート根継工を施工し復旧することとしております。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第11 議案第57号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第57号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

医師の確保については、住民が必要な医療を受けられる体制を整備する上で重要な課題であります。現在、関係機関と連携して医師確保に努めておりますが、僻地医療を担う医師の確保は進んでいない状況であります。

このため、現在、一般職の職員と同様に段階的に引上げを行っている医師の定年年齢について、定年延長制度完成時の70歳まで引き上げ、本町の医療体制の維持に努めたいと考えており、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第12 議案第58号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第58号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

畜産業は本町農業の基幹的部門であります。獣医療の提供面では獣医師は1名であり、産業動物獣医師の養成・確保は問題となっております。

今後も畜産業を振興していくため、獣医療提供体制の整備の強化が必要であることから、獣医師手当の額を引き上げたいと考えており、所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第13 議案第59号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第59号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例を策定した際に、第4条第1号に普通財産の無償または減額貸付け、相手を「他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体と規定する」ところを、「又は公共」と「団体」の間に「的」の脱字があったため、改めるものであります。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第14 議案第60号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第60号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和5年法律第48号）が公布され、令和6年12月2日から紙の被保険者証が廃止されマイナ保険証に移行されることに伴い、従来の紙の被保険者証の返還義務の撤廃及び罰則規定に係る条項改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第15 議案第61号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第61号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、まず子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴うものであります。

法律について、市町村における審議会その他の合議制の機関についての条番号等の改正が行われたため、これに伴い条例中の標記について所要の改正を行うものであります。また、会議の委員構成について、本条例第3条に明記されておりますので、別表については削除するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第16 議案第62号 美郷町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第62号 美郷町犯罪被害者等支援条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町や町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的にこの条例を制定するものであります。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第17 議案第63号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第63号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

今回の補正は、事業補助金の内示を受けての補正や10月に改正される児童手当制度に対応するための予算、突発的な施設等の修繕費用の補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,061万2,000円を追加し、予算の総額を、111億9,105万2,000円とするものであります。

補正の内容について、まず歳入の主なものについて説明いたします。

地方交付税に、普通交付税の交付額決定に伴い4億8,265万円を追加しました。国庫支出金に4,012万3,000円を追加しました。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金並びに新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金

等の追加によるものです。

県支出金に367万2,000円を追加しました。これは、山間地域農業持続化モデル構築事業補助金並びに消防団資機材整備費補助金等の追加によるものです。

次に、財産収入には西郷峰区迫内地区の宅地分譲地売払収入として534万円を追加しました。

繰入金から6億2,220万円を減額しました。これは普通交付税繰越金といった一般財源の増額補正に伴い、財政調整基金繰入金を減額したものであります。

繰越金に3億8,725万4,000円を追加しました。これは前年度からの繰越金であります。町債から622万7,000円を減額しました。臨時財政対策債の減額によるものです。

続いて、歳出について主なものを説明いたします。

総務費に313万2,000円を追加しました。主なものは、10月分から発生します公金支出に係る銀行間の口座振替手数料65万円、訴訟に係ります弁護士委託料120万円などの追加であります。

次に、民生費に366万5,000円を追加しました。主なものは、養護老人ホーム清翠園の厨房配管修繕費114万2,000円の追加等であります。

次に、衛生費に1,188万7,000円を追加しました。主なものは、新型コロナワクチン接種費用の見直しに伴う接種委託料の追加によるものです。

次に、農林水産業費に3,530万円を追加しました。このうち農業費では、山間地域農業持続化モデル構築事業補助金516万4,000円を追加しました。林業費では、町単森林整備事業補助金に、下刈りに係る市町村嵩上げ分や林業従事者酷暑手当として2,266万6,000円の追加等が主なものとなっております。

次に、商工費に399万5,000円を追加しました。これは、農林産物直売施設のシステム改修に伴う委託料396万5,000円の追加によるものです。

次に、土木費に888万7,000円を追加しました。主なものとしては、町道改築改修費道路維持費870万円の追加によるものです。

次に、教育費に315万5,000円を追加しました。これは、西郷義務教育学校施設修繕費や人件費の追加によるものです。

最後に、諸支出金に2億2,005万8,000円を追加しました。これは地方財政法に基づき実質収支額（繰越金）の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億1,863万円を追加したものであります。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第18 議案第64号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

日程第19 議案第65号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

日程第20 議案第66号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

日程第21 議案第67号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第1号）

日程第22 議案第68号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計

補正予算（第２号）
日程第２３ 議案第６９号 令和６年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算（第１号）
日程第２４ 議案第７０号 令和６年度美郷町農業集落排水事業会計
補正予算（第１号）

お諮りします。

議案第６４号から議案第７０号までの７件を、一括議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６４号から議案第７０号までの７件は一括議題とすることに決定しました。

７件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第６４号 令和６年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ７１６万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億７，０７０万１，０００円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国庫支出金の社会保障・税番号システム整備費補助金に６万９，０００円の追加、これは、歳出予算で計上しております郵便料について、料金改定による所要額の変更があったものであります。

次に、基金繰入金１６万円の減額、前年度繰越金として６６９万９，０００円の追加、過年度分の交付金の精算金として雑入に５５万２，０００円の追加予算を計上しております。

続いて、歳出予算につきましては、まず、国民健康保険準備積立基金積立金として、前年度繰越金と同額の６７０万円、また、過年度分の交付金精算に伴う償還金として３９万１，０００円の追加予算をそれぞれ計上しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第６５号 令和６年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，２２２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億９，１１９万円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、令和５年度決算に伴う精算を行うものです。

歳入につきましては、令和５年度調定見込みによる介護保険料を２，４０２万８，０００円減額したほか、令和５年度決算に伴い繰越金を１億５４９万９，０００円

増額しております。

歳出につきましては、令和５年度の事業確定による国庫負担金、県負担金、支払基金交付金の過年度の返還金として１，４４２万９，０００円の追加を行います。こちらに伴う財源につきましては、予備費より充当しております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第６６号 令和６年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ８８万６，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億９６７万円とするものです。

歳入につきましては、令和５年度決算に伴い繰越金を８８万６，０００円増額いたしました。

歳出につきましては、令和５年度後期高齢者医療給付費市町村費負担金精算に伴う不足額１９万２，０００円を増額いたしました。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第６７号 令和６年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８０６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５，３１２万９，０００円とするものであります。

歳出補正の主なものは、一般職員等人件費４１２万５，０００円、南郷診療所及び北郷診療所に整備する電子処方箋導入委託料６０万９，０００円、南郷診療所施設改修工事請負費９７万２，０００円の増額であります。

歳入補正の主なものは、決算の確定による前年度繰越金５，７７５万７，０００円の増額であります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第６８号 令和６年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出においては異動・退職に伴う給与費の減額及び材料費・経費等の増額であります。

支出の主な内容につきましては、離床センサーや手術用器具等の医療用消耗備品費６７万６，０００円、ＣＴ撮影件数の増加による保守委託料３０万４，０００円、医師の学会参加費６０万円を計上しております。

また、資本的支出については、輸液ポンプ及びリハビリテーブルの購入費用５５万７，０００円を計上しており、この支出につきましては損益勘定留保資金で補填を行います。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第６９号 令和６年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出について２０万９，０００円の増額補正し、収益的支出予算の総額を２億１，７０７万７，０００円とするものであります。

内容につきましては、営業費用の原水及び浄水費に１３万９，０００円、総係費に７万円であります。

また、資本的支出について５６５万１，０００円の増額補正し、資本的支出予算の総額を８，２０８万１，０００円とするものであります。

内容につきましては、建設改良費の工事請負費３件分で５６５万１，０００円で

あります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第70号 令和6年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に67万8,000円、収益的支出に110万9,000円の増額補正を行い、予算の総額を1億2,380万1,000円とするものです。

内容につきましては、営業費用の処理場費に100万円、総係費に10万9,000円であります。

また、資本的支出について254万1,000円の増額補正し、資本的支出予算の総額を5,225万1,000円とするものであります。内容につきましては、建設改良費の工事請負費2件分で254万1,000円であります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の9月9日に質疑・討論・採決を行います。

日程第25	認定第1号	令和5年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第2号	令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第3号	令和5年度美郷町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第4号	令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第29	認定第5号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第30	認定第6号	令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第31	認定第7号	令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第32	認定第8号	令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定 について

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件について、一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、8件は一括議題とすることに決定しました。

8件につきましては、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、令和５年度の一般会計及び各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

まず、認定第１号 令和５年度美郷町一般会計歳入歳出決算では、歳入総額１０億３億５，６７７万９，０００円、歳出総額９億１，８８５万４，０００円、歳入歳出差引きは６億３，７９２万５，０００円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源である２億６７万１，０００円を差し引いた実質収支は４億３，７２５万４，０００円となりました。

歳入につきましては、前年度と比較し８億４，９６７万６，０００円の増となりましたが、主な要因としましては、一般財源であります固定資産税の増や特定財源である災害復旧事業に係る国庫支出金及び県支出金の増、並びに明許繰越金の増等が挙げられます。

歳出につきましても８億１，７６１万５，０００円の増となりました。これは、災害復旧事業費の増が大きな要因であります。

次に、主な財政指標であります。財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率については、扶助費や繰出金以外の経費の減により経常経費充当一般財源分が減となり、地方税の増などが作用し、昨年度と比較して２．９ポイント減の８２．８％となりました。公債費比率は０．４ポイント減の５．０％、実質公債費比率は０．１ポイント増の７．５％となりました。

また、一般会計起債残高は年度末で６億３億８，１３３万１，０００円となり、前年比５億８９４万５，０００円の減となりました。

公債費につきましては、公債費負担適正化計画の下、一定の成果が出ていますので、引き続き、適正な執行に努めてまいります。

歳出においては、内容を見ますと経常経費のうち扶助費、繰出金の増はありましたが、それ以外の経費について減となりました。引き続き、適切な事務事業の執行に努めてまいりたいと思っております。

次に、特別会計について御説明いたします。

認定第２号 令和５年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算では、歳入総額９億１，３２８万２，０００円、歳出総額９億６５８万１，０００円、実質収支は６７０万１，０００円となり、前年度と比較すると、歳入が０．８％の減、歳出が０．６％の減となりました。特定健診をはじめ特定保健指導、各種検診の受診率向上など生活習慣病対策を引き続き行い、重症化の予防などを通じた医療費の適正化に努め、国保会計の安定運営を図ってまいります。

次に、認定第３号 令和５年度美郷町介護保険事業特別会計では、歳入総額１０億５，６０９万９，０００円、歳出総額９億５，０５９万円で、実質収支は１億５５０万９，０００円となり、前年度と比較すると、歳入が１．０％の増、歳出が０．８％の減となりました。令和５年度末の第１号被保険者は２，４４５人で、前年度末と比較すると５７人の減少であります。

また、要支援及び要介護認定者数は４５５人となり、保険給付費の総額は前年度と比較して１，５４３万４，０００円減、８億５，０１７万８，０００円となりました。引き続き、介護保険会計の健全運営に努め、地域包括支援センターと連携し、認知症予防や閉じ籠もり防止を図るとともに、自主運動教室の普及にも努めてまい

ります。

次に、認定第4号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計では、歳入総額1億9,268万円、歳出総額1億9,149万5,000円、実質収支は118万5,000円となり、昨年度と比較して歳入総額が5.0%の減、歳出総額が4.0%の減となりました。後期高齢者の療養給付費負担金の総額は8,737万9,000円で、前年度と比較して7.8%の増となりました。

本特別会計では、医療費給付など事務の多くを宮崎県後期高齢者医療広域連合において共同処理しており、その中で、後期高齢者健診の推進や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業による個別訪問指導など、健康づくりや医療費の適正化に努めております。

次に、認定第5号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計では、歳入総額2億3,290万7,000円、歳出総額1億3,464万2,000円、実質収支は9,826万5,000円となり、昨年度と比較して、歳入総額が28.9%の増、歳出総額が20.8%の減となりました。

歳入総額増の主な要因としましては、公営企業会計移行に向けた基金の取崩しと料金収入の増によるものです。

歳出総額の減の主な要因としましては、公営企業会計法の適用する前日をもって特別会計を終了させたことによる未払金による歳出減によるものです。安全な生活用水を安定的に供給するため、毎日点検をはじめ適正な維持管理に努めたところです。

次に、認定第6号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計では、歳入総額4億200万8,000円、歳出総額2億2,346万円、歳入歳出差引は1億7,854万8,000円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源である3,742万7,000円を差し引いた実質収支は1億4,112万1,000円となり、昨年度と比較して、歳入総額が1億3,698万6,000円の増、歳出総額が1億494万4,000円の増となりました。

歳入総額につきましては、事業等に伴う国県補助金と基金取崩しによる一般会計繰入金の増によるものです。

歳出総額につきましては、農業集落排水施設の災害復旧費に充てました一般会計繰出金の増によるものです。施設の適正管理の下、生活排水の処理を行い環境保全に努めたところであります。

次に、認定第7号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計では、歳入総額2億2,225万円、歳出総額1億6,149万3,000円、実質収支は6,075万7,000円となり、昨年度と比較して、歳入総額が3.2%の増、歳出総額が11.4%の減となりました。

内容を申し上げますと、収入では、外来収入が外来患者延べ数9,015人で6,535万7,000円、その他診療収入が749万円となりました。また、その他医療外収入が1億4,940万2,000円で、その中には一般会計繰入金9,205万8,000円、国保調整交付金2,292万円も含まれています。

支出においては、医師2名、看護師7名、その他の診療所職員9名の、合計18名に対する人件費9,570万円、平日の非常勤医師への謝礼961万4,000円、医薬材料費1,470万9,000円、企業債償還金1,670万円などが主な支出であります。

この結果、一般会計からの診療所運営費繰入金は、前年度と比較して1,023万5,000円増の9,205万8,000円となりました。

最後に、認定第8号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計では、損益計算書において収益的収支の決算で、収入総額6億6,170万9,000円に対し、支出総額6億6,937万4,000円となり、766万5,000円の経常損失を計上するに至りました。

内容を申し上げますと、収入では、入院収益が入院患者延べ数6,012人で1億7,930万9,000円、外来収益が患者延べ数1万7,880人で2億322万2,000円となりました。

支出におきましては、医師4名、看護師25名、准看護師1名、医療技術員7名、事務員3名、会計年度任用職員25名、合計65名分の給与費が4億2,390万9,000円、医療材料費、経費が1億7,691万1,000円、建物、医療機器等の減価償却費が5,552万6,000円等であります。発熱等の外来患者が増加したほか、透析の空床が少なかったことなどにより外来収益は増加し、前年度と比較して経常損失は減少しましたが、人口減少に伴って入院患者数は依然として減少傾向にあります。

なお、一般会計からの繰入金は2億2,422万円となりました。

次に、資本的収支の決算は収入総額3,567万5,000円、支出総額6,463万5,000円となり、当年度損益は2,896万円となりました。

資本的収支の決算では、収入が一般会計出資金が2,688万1,000円、県補助金として事業勘定繰入金が879万4,000円で、収入合計額が3,567万5,000円となりました。

支出は、屋上防水工事、医療機器、備品購入費等に3,508万7,000円、企業債元金償還金が2,954万8,000円で、支出合計額が6,463万5,000円となりました。

なお、不足する2,896万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとなりました。

以上、一般会計及び特別会計並びに病院事業会計の決算認定につきまして御説明申し上げましたが、いずれの会計も緊急性・必要性を考慮しつつ、各分野において住民ニーズに応えながら、引き続き、細やかな行政サービスの提供に取り組んでまいりました。

主要な施策の詳細につきましては、決算等審査特別委員会におきまして所管課より説明させていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

主要施策の成果に関する説明については、委員会審査の中で各担当者から説明を受けたいと思っております。

ここで、10分間の休憩いたします。

11時10分より再開いたします。

(休憩：午前11時00分)

(再開：午前11時08分)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き、会議を再開します。

日程第33 令和5年度美郷町一般会計・特別会計決算審査意見書及び令和5年度美郷町財政健全化審査意見書並びに令和5年度美郷町経営健全化審査意見書の報告を議題とします。

代表監査委員より、報告を求めます。

【代表監査委員 峰村 芳生】

議長。

【議長 那須 富重】

峰村 芳生代表監査委員。

【代表監査委員 峰村 芳生】

議長からの指示がございましたので、ただいまから決算審査の意見書それから他2件の報告をさせていただきます。

最初に、美郷町財政健全化審査意見書、それから美郷町経営健全化審査意見書につきましてでございます。2件とも特段の異常はなく適正なものであると認めております。

それから、美郷町の一般会計と特別会計の決算審査意見書について申し上げます。お手元に資料があれば御覧いただきたいと思います。

資料の1ページに書いてありますが、決算審査の期間は今年の7月1日から8月3日まででございました。私と議員監査委員の早川節夫議員と2人でこの期間、審査をさせていただきました。

審査は各課のヒアリング、午前中に1課、午後1課、それから各課から提出をいただいた書類の審査、それから工事現場等の現場審査、備品審査、それから各種の預金について確認をさせていただいております。

一般会計の特別会計の概況についてでございます。

3ページの決算額について、一般会計ほか特別会計の決算額が、左から4列目に支出済額だけですが、御覧いただきたいと思います。

一般会計が9億7,800万円、それから下の国民健康保険事業特別会計が9億6,000万円、以下、御覧のような数字でございます。合計の支出額が12億2,700万円という膨大な金額になっております。この金額はここ十数年の中で、特に一般会計では最高額であろうと思います。

3ページの一番下です。国民健康保険病院事業会計について記載をしております。支出済額が6億7,800万円、収益的収支には支出がなされております。

続いて、5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの中段に表がございまして、単年度収支と実質単年度収支について記載しております。これは前年度からの繰越金を除いて、この令和5年度だけでどうだったかという数字でございます。一般会計では5億5,700万円のプラスと、ほか後期高齢者医療事業会計以外は全て単年度で見てもプラスになっております。前年は単年度収支、一般会計特にマイナスでしたが、今年度は大きくプラスという結果になっており、理由は後ほど申し上げます。

単年度収支ですが、一般会計を御覧いただきますと3億5,700万円、実質単年度収支は5億5,700万円、2億円ほど差があります。これは基金に積み立て

た額を差し引いております。基金を積みなかったという前提で計算をすると、5億5,700万円は収入から支出を引き算しますと、令和5年度は5億5,700万円がプラスになっているということでございました。

7ページに基金の額が書いてございます。

7ページの中段ちょっと上に基金の本年度末残高ということで、一般会計、特別会計合計しますと82億1,100万円という基金を有しております。これも年度中に増加をいたしました、明細は表を御覧いただきたいと思います。

財政力指数で、主な財政指標が幾つかあります。その中の財政力指数は0.01改善をいたしまして0.19です。これは1だと自前で立っていますよという数字なのですが、それが0.19で依存している部分が多いという財政状況であります。

近隣の市町村の財政力指数は令和4年度の数字ですので、美郷町とすぐには比較できないのですが、参考資料として載せております。近隣の町村とも見比べていただきたいと思います。0.19というのは決して高いほうではございません。

8ページに、経常収支比率の推移ということです。

議員の皆さんで、この数字に関心がある方もいらっしゃるかと思います。数年前に94.0%という高い率を示しました。その後で、御覧の折れ線グラフのとおり、に下降をいたしまして、今年度は近年の中では特に低い82.8%という数字を示しております。これは経常一般財源収入額と、その中で経常的に入ってくる自由に使えるお金の中で、人件費や扶助費と支出しなければならない金額が何%占めていますということです。これがあまり高いと自由に使えるお金が少ないという、投資的な経費に回せないということです。75%を超すと少し財政運営が硬直化していますねという数字です。それが75を超えて82.8で、これは懸念されるほどの高い値とは考えておりませんが、留意を続けていただきたいと思います。

8ページの一番下に、近隣町村の令和4年度の数字を参考までに財政担当課から教えていただきまして記載をしております。

一般会計の歳出について、12ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の歳入総額が103億5,678万円、これも非常に大きな数字になっておりますが、その内訳が数字で御覧いただけるかと思います。

11ページには円グラフもつけており、12ページでは一覧表になっております。町税が8億9,600万円、これは去年より1億5,000万円ほど増えております。理由は後ほど申し上げます。9億円弱の町税が入っています。

地方譲与税26億2,000万円、それから地方消費税交付金が1億1,800万円、地方交付税が42億6,400万円、これは前年度よりも減少しております。国庫支出金と県支出金、11億円、12億円であります。これは災害復旧工事で、前年よりも相当な額が増加しており、国庫支出金、県支出金が増加したということでございます。

13ページの中ほど、町税について記載をしております。

13ページの一番下に、町税の一覧表がございます。町民税それから固定資産税、軽自動車税、町税の中で、御覧のとおり固定資産税が1億5,300万円増加をしております、合計8億9,600万円です。9億近い町税が入ってきております。

固定資産税は恐らく九州電力が大規模送電線設備を作りました。西郷と北郷の一部をかすめており、その部分だと思います。ちょっと私、確認をしておりますが、年を追って恐らく完成していったと思います。また来年増えるのかなと思いますが。そこは私調べておりませんが、恐らくその大規模送電線の建物だろうと思います。これは国から配分される通知が来ますので、一般の償却資産とは別に、恐らく税務

課でもはっきりしたことは分からないと思います。国から送電線などで各市町村、各県にまたがるような償却資産については国から連絡があるのだと思います、ちょっと詳細がつかめません。

14 ページが、地方交付税について書いております。

収入済額が42億6,400万円で、前年度よりも2億3,800万円減少いたしました。14 ページの下の方に棒グラフをつけておりますが、平成28年度から令和2年度まで、この5年間でだんだん減少しております。特別な算定の仕方をしていました。美郷町は一本算定に切り替えていたのですが、それが終わって、令和3年度、令和4年度と増えていたのですが、令和5年度は多少減少したということでございます。

17 ページに収入未済額について記載をしております。後ほどまた詳しく申し上げます。前年度よりも収入未済額は減っております。未収金が減少したことは、担当課関係職員の努力が認められると記載をしております。

一般会計の歳出について、18 ページに記載しております。

支出済額が97億1,800万円、前年度よりも支出済額は8億1,700万円増加をしたということでございます。

19 ページに歳出の一般会計の款別の歳出額を記載しておりますので、御覧をいただきたいと思います。例年になく災害復旧費が非常に大きくなっております。前年度よりも9億9,000万円増加をして、本年度は17億1,500万円、災害復旧費が出ております。

21 ページに、性質別歳出の推移という折れ線グラフをつけておりますので、御覧いただきたいと思います。令和5年度は一番右端ですが、御覧いただくと一目で災害復旧費が過去にない大きな数字になっております。その分、圧縮された形で普通建設事業費が減少していると御覧いただけるとと思います。令和5年度は少し特殊な歳出状況になっているということでございます。

細部を見ていきますと、21 ページの上に繰出金が減少し、積立金が増加したと書いております。台風災害のため復旧事業費が突出して増加したのが、令和5年度の特徴であったと御理解いただきたいと思います。

26 ページ、予算の不用額をつけております。決算書を見ますと、予算額、歳入額、歳出額が書いてあります。なかなか予算の不用額に目はいかないかなと思います。私、監査委員はこのことも触れないといけないと思っております。先輩方もそうであったように、私も不用額について述べております。

決算書の事項別明細書にも書いてありますが、予算があって歳出をして、そして幾ら不用額が出ておりますよという記載です。不用額が大きかろうが小さかろうが財政運営上、困ることはありません。財政担当者に話を聞きますと、別に困らないという反応ですが、予算で動いております。やはり不用額があまり大きいと少しおかしいのではないですかと言わざるを得ません。誰かが言わないという意味で、ここに書いております。

適時に正しい予算を、正確な予算を立てておいて、十分に吟味をして、年度途中で変更があれば、適時に補正をしていけば、大きな不用額にはならないと思います。突出して3割も4割もという不用額にならないように、御留意をいただきたい。多少節約したりすると不用額が出てきますが、留意をいただきたいということでございます。

27 ページに予算の流用、予備費の充用も書いております。表がありますが、一番下に一般流用額、令和5年度の左から2列目、3列目に書いてあります。下から

3行目ぐらいです。

一般流用額が1億600万円、予備費からの充用が820万円です。件数は一般流用が66件、予備費からの充用が21件です。これも財政担当から資料を頂いた数字でございます。件数は減っておりますが、流用額は増えておりました。

中を見てみますと8,800万円、台風6号に関係した流用でございました。もし、その分がなければ金額も件数も減っていただろうと思います。これも毎年言いますが、予算が足りなければ流用の一手しかありません。どうぞご遠慮なく流用も充用もされたいと思うのですが、それまでに予算の上げ漏れなどがないように、突発事態であることが分かるようにきちんと理由を書き添えて流用されたいと思います。まだ「予算が不足しましたので流用します」という理由がたまにあります。予算がないから流用するのは当たり前のことですね。なぜ減りましたかということもきちんと書き添えていただくといいなと思いました。

28ページ以降、7つの特別会計について記載をしております。

説明しますとちょっと時間がかかりますので、資料のページはお示ししません。28ページ以降です。

国民健康保険事業は、医療費がやはり増加をしております。県内でも、ワースト4位だったのがワースト3になって、個人の1人当たりの医療費が増加しているということです。

介護保険は順調に運営をされております。令和6年度から第9期の介護保険料の算定がありました。令和5年度中にその算定をされたと思います。令和6年度以降の介護保険料の算定を据え置くということにされております。介護保険料は据え置くという決定をされて、令和6年度から動いております。皆さんも御承知のとおりだと思いますが、介護保険の対象者も減少しております。きつい運営ではないんだなと少し不安なところがありますが、介護保険料を上げるということもせず、運用がなされていると理解をいたしました。

後期高齢者医療事業、これは宮崎にあります宮崎県後期高齢者医療広域連合の制度が運用されております。比較的安定した財政運営がされております。未収金はずっとゼロだったのですが、前年、この2、3年増えてきていました。介護保険、後期高齢者医療事業の保険料の未収は、ゼロ円だったのですが、2年ほど前から20万円という数字が出ておりました。令和5年度は1万5,900円でしたが、令和6年に入って徴収が済んで、未収金がゼロと理解をしております。

簡易水道事業と農業集落排水事業、38ページに書いてあります。令和6年4月1日から地方公営企業会計に移行いたしました。令和6年3月31日で決算を打ち切っております。今までは、年度が終わっても4月、5月まではお金を出したり入れたりしていましたが、今回はそれをしておりません。例年度よりも数字が大きく変動しております。数字を読み上げて説明しても、少し意味がないかなと思います。決算額の歳入額、歳出額は大きく変わっておりますが、これは打ち切り決算の影響とっております。3月末に工事が終わっても、4月にお金を支払ったということです。38ページの水道会計には出てきておりませんので、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

歳入についても前年度分が4月に水道料金が入ってきても、それはこの決算書には反映されていない、3月31日の打ち切りだと理解をしております。

国民健康保険診療所事業は、今年度は歳出が減っております。これは前年度のいろいろな工事、南郷診療所にコロナ関係の外来病棟の工事があったり、診療関係のシステムの更新をしたりしました。今年度は診療所事業では工事をしておりません

ので、通常のメンテナンスといったことで、歳出が減少しております。

国民健康保険病院事業につきましては、去年もこの収益的収支ではマイナス赤字の経営でありましたが、事業収益は6億6,400万円、事業費用が6億7,800万円です。差し引きますと1,375万7,000円の損失赤字が出ておりますが、去年よりずっと少ない額であります。去年は2,700万円の差引きマイナスだったのですが、今年度は1,300万円のマイナスにマイナス幅が圧縮されております。

病院が持っている現金そのものを預金通帳を見ますと、3,159万4,000円で通帳残高が減少しております。今持っていらっしゃる現金が3億9,000万円であります。苦しい経営ですが、今年度は診療収入が増えております。入院の件数は減ったけれども、コロナの関係とか手術が増えてその分が入院患者は減ったけれども収益があり、外来患者も発熱外来などの外来患者が増えており、診療収入そのものは増加をしたということです。しかし、決算をしてみるとマイナスになっているということで御理解いただきたいと思います。

46ページに実質収支に関する調書をつけております。

実質収支は、御覧の46ページにグラフがあります。御覧のとおり、実質収支が8億5,000万円です。この一番上は、一般会計と特別会計を足したものです。合計のグラフです。ブルーで私の手元には塗ってあります。

四角い赤い線で上から2番目に一般会計、一番下の緑色の線が特別会計の数字を示しております。

一般会計も特別会計も、この実質収支が非常に増加をいたしました。これは毎年申し上げますけれども、3%から5%、形式収支から翌年度への繰越額を差し引いた額です。それが非常に増加をしております。標準財政規模に占める実質収支額の比率は3%から5%がいいです。これは法律で決まっているわけでも何でもありません。1年間、会計を動かしてみても翌年度に繰越しが3万円か5万円がいいですねという程度の考え方だろうと想像しております。例えば、100万円を1年間で使ってみて、1,000円しか残っていない場合、それはギリギリ過ぎるということです。20万円も30万円残っていたら、仕事をしなかったのではないかと、少し残し過ぎではということになります。100万円の事業をしたのなら、3万円から5万円ぐらいがちょうどいいですねと理解を私はしております。それが今回は100万円というなら、18万9,000円残したということです。8.9%はいろいろ積立てもしてこの数字です。もし積立てを差し引くと、もう少し上がっていたということです。

これはなぜかという、46ページの上を書いております。前年度からの繰越額が非常に大きかったということ、それから歳入が大きかったということです。

支出は災害復旧事業が多く、令和6年度に繰り越しをしました。災害復旧事業が非常に大きなウェートを占めたので、普通建設事業費を圧縮せざるを得なかったことで支出が小さくなってしまったということです。

それから他の事業も、町長以下、検討の末、少し緊縮財政で動いたのではないかと思います。そのために支出が減少しました。歳入は前年度からの繰越しが大きく、支出は抑えたので減少し、差し引きすると大きな金額が実質収支のプラスという形で残ったのだらうと私なりに理解をしました。

これは適正といわれている範囲を上回っておりますが、これは災害復旧事業に関連した数字であります。直ちに問題ではないと思っております。

しかし、災害復旧事業が完了した後、令和6年度、7年度あたりで完了した場合、

実質収支は3%から5%の間くらいでを持っていくのがいいと思います。

これは基金に積み立てれば、下がります。例年よりも2億円、3億円ほど積み立てをしております。そうとは言っても、今年度に限って大きな金額を積み立てられなかったんだと見ております。実質収支が大きければ、基金に積み立てましょうという努力もされていると思っております。

それから47ページ、財産に関する調書です。有価証券や債券を会計課に保管されており、全てを確認しております。

48ページが基金です。基金の詳細については、付表4に基金の一覧表をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。繰り返しますが、基金の普通預金通帳、それから定期預金通帳はたくさん枚数があります。これ全部、確認をさせていただいて、財産に関する調書と一致していることを確認しております。

それから備品監査です。令和5年度中に買った備品の全ての実物は点検していませんが、一部点検させていただいてきちんと配置をされておりました。

本年度から備品管理が、電子システム式に変更になっております。今まで紙ベースの備品台帳だったのですが、全容がつかめないような感じでした。電子システム式に変更されて、備品の管理がしやすくなっております。職員の手間も省けるのではないかと思います。

学校においては、まだ電子式になっていないようです。各課、病院も含めて電子式につながっておりますので、他の課の備品も見れるようになっております。電子システムの中に備品台帳が入ったことで、前進したなと思います。

49ページ、私と早川議員で建設事業等の現地調査をしております。いずれも効果的で成果を上げている事業だと確認をさせていただきました。

50ページ、財政援助団体の監査をしております。4団体、株式会社ケイメイ、（一社）美郷町観光協会、社会福祉協議会、リバーズいすず合名会社、この4団体の監査をさせていただきました。これは、団体の運営に補助金を出しているものや指定管理をお願いしている団体もあります。いずれも、適切に団体運営や町有施設の指定管理がなされていると認定いたしました。

特に、株式会社ケイメイは南郷温泉どんタロの湯と美郷レイクランド、それからコテージ施設、この3施設を管理しております。今年初めて監査に行きました。支出書類などは美郷町にはございません。全て宮崎の本社で事務処理がなされており、支出書類を見ることはできませんでした。しかし、決算書の写しなどを確認させていただきました。

経営されている方も、高千穂の国民宿舎やビジネスホテル、介護施設も経営されております。経営の母体が大きいということ、ノウハウをお持ちだということです。

それからコロナ明けということもあり、入湯客が少し増えつつあり非常にいい感触でありました。きちんと経営がなされているとお見受けをいたしました。

52ページに事務処理状況と書いております。

こちらから、各課の書類を指定をさせていただき、大層な数ではないのですが、時間が許す限り見させていただいております。52ページに書類の一覧表をつけており、実際の書類を見せていただきました。下から2列目に会計課と書いております。ここでは、歳入歳出以外の現金会計預金通帳も時々見ておりますが、1億円前後の数字が動きます。それから会計管理者名義の預金通帳もお持ちです。この一般会計と特別会計以外も、見逃しがないように確認させていただきました。

今年は、美郷町3校の学校事務処理の状況も聞き取り、それから一部、書類を確認させていただきました。

この52ページに関しては、いろいろな書類を見た結果、気づいたことがございました。5つか6つの課には口頭だけではなく、こういうことが気になりましたので、検討をしていただけないかということお知らせしております。この監査意見書には書いておりませんが。

それから53ページ、監査結果です。

収入未済額の解消を例年、一番バッターで書きます。町税それから国民健康保険税、その他いずれも前年度より向上しております。簡易水道や農業集落排水は前年度よりも未収額が増えておりますが、これは先ほど言いました打切り決算とで3月31日に切っております。その以降に入ってきたものが反映されていないので、簡易水道と農業集落排水、少し増えたかなと思います。その他は、ほとんどの徴収率が向上しております。税務課はじめ各課、各収納担当者において分納誓約事務、銀行徴収等の努力がなされたものだとは評価をしております。

引き続き、町税等収納改善対策検討委員会の下で、美郷町債権管理マニュアルもございますので、それに沿って引き続き、真摯な徴収努力を続けていただくように要望いたします。

それから54ページが、事務処理の改善です。

これは長々書いており、逐一、読みませんが54ページです。業務委託契約の価格積算及び使用者についてです。

ここに書いてある趣旨は工事請負費で工事を発注する場合、工事設計書等があり何日掛ける1日が1万円だから積算額はいくらというきちんとした設計書があります。業務委託料は、いろいろなパターンがあります。施設管理の委託や何か製造委託したのも、それからコンサル業務、知恵をお借りしたような委託業務もあると思います。種々様々な委託がありますので、一律にその工事請負費のような設計書がなし難いと思います。中には業務費用の見積書の内訳が「一式」と入っており、一式の内訳が分からないものがありました。

これは「一式」としか書きようがないのかなと思いますが、各課で気をつけていただいて、「一式の内訳をもう少し細かく書く」という指導、お願いをしております。業務委託料でも日額がいくらで、所要日数が何日なので、こういう金額で、それに諸経費を計上するとこうなりますと分かるような委託契約書が増えてくるといいかなと思います。大概そうなっておりますが、まだその形式が取れないものもありますので、努力をしていただきたいと思います。

委託契約書には仕様書が添付されます。役場の担当課が委託契約の中で、この仕事をこういうふうにしてほしいという仕様書があんまり詳しく書いてないということです。口頭だったり、業務の報告書の中にきちんと書いてあります。それは分かるのですが、契約書を交わすならば、この仕様書もきちんと書いていただくといいかなと思います。これは各課において十分に精査した上で、特にこの委託料、委託価格の低減に努めていただきたいと思います。

それから、見積り比較の方法です。

いろいろな仕事をする上で委託業務や物品購入で、見積りが取られております。それが1社のところがたまにあります。1社しか見積りが取れないということだろうと思いますが、1社だと競争が少なくなります。見積りが10万円と上がってきたなら10万円で契約するのかと思います。中には3社見積りを取って、3社ごとの一番低い金額、単価をを採用している書類も見かけました。3社の中のいろいろな単価が書いてありますが、3社を見比べて、3社のうちで一番低い単価を採用して設計書ができているというやり方もありました。このあたりが庶務、ほんの一部

の書類しか見てませんけども、統一されていないんだと思います。

54ページの中ほどの見積り比較の方法、これは困難だと思いますが、配慮いただくといいかなと思います。昔は3社の見積りを取れば、一番低い値段を採用します。2社の時には95%掛け、9掛け、1社の時には8掛け、0.8掛けますという口伝えがかつてはあったこともあります。

庁内で何かの折に検討していただいて、1社見積りをそのまま100%はどうするかという検討もあっていいのではと思います。

それから、建築工事の検査評点です。建築工事でも評点をつけないといけないのですが、様式にばらつきがあるかなと思います。

建築工事でも木造建物の評点がついており、これが土木工事の様式で評点が使われておりました。建築のための評点様式があれば、そちらの方がいいのではないかと思います。

それから55ページ、外部委託の検討ということで書いております。

外部委託料が非常に大きな数字になっております。外部委託料13億9,200万円が一般会計で支出されております。工事請負費、補助金に次いで大きな額が委託料で支出されております。これも内容を吟味していただいて、様々な事情があると思いますが、外部に委託することのメリットや費用対効果、妥当性、庁内ではできないのか、分割発注できないのかといろいろ検討をしていただきたいと思います。

それから、55ページ、指摘事項を読ませていただきます。

指摘事項。

一般会計において本年度は令和4年度から続いた台風災害により災害復旧事業費が大幅に増加し、他の各種事業は例年より圧縮せざるを得ない状況であったと思われます。町内受注者側も受注がオーバーフロー気味であったかなと思われます。

このため、普通建設事業費の各種事業では減少したものもあったが、従来からの町の福祉産業等分野の各種事業は適切に実施され、社会の情勢変化に応じた物価高騰対策事業、畜産酪農収益力強化事業などの各種事業に取り組まれ、大規模保安林化の事業にも着手しております。

特別会計では、簡易水道事業、農業集落排水事業を地方公営企業会計に移行し、施設の資産価値に配慮しやすい会計制度としております。

国民健康保険事業、後期高齢者保険事業、介護保険事業で被保険者の減少が続いておりますけれども、各特別会計において比較的安定した制度運営がなされております。

国民健康保険病院事業特別会計では、医業損失額を前年度より1,346万2,000円縮小させております。

固定資産税、地方交付税、森林環境譲与税、ふるさと納税等によって歳入が比較的安定をし、基金の積み増しも行われて、各種収納金の収納率も本年度も向上させております。

本町財政は健全に運営されていると認められますが、自主財源比率、財政力指数は依然として極めて低いものがあります。

委託料等の物件費の歳出額の低減には一層の工夫の余地も感じられますので、職員の事業推進力の資質向上と物件費等、歳出の削減に向け、さらに真摯に徹底して取り組んでいただくよう要望いたします。

最後になります。監査結果です。

監査結果。

決算審査に付された令和5年度の一般会計、特別会計の8件については、歳入歳

出決算書、同事項別明細書及び基金運用状況調書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、これら書類に記載された計数を関係諸帳簿、証憑書類と照合した結果、並びに金融機関預金残高との一致を確認したことによりまして、各会計の年度末現在の財政状況を正確に表示をしていると認めました。

一般会計及び特別会計の各種事業の出納等財務事務及び執行管理等行政事務は適正な体制で運営され、おおむね適正かつ効果的に行われていることと認定をいたしました。

以上、長くなりましたが報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、代表監査委員による意見書の報告が終わりました。

監査委員におかれましては、決算審査の開始からまとめまで1か月以上に及ぶ長期の監査で大変お疲れさまでした。議会を代表しまして、監査委員へ深い敬意を表しますとともに、深甚なる謝意を申し上げる次第であります。

日程第34 請願第1号 下区における集落機能の維持を求めることに関する請願を受理しました。

お手元に配付した請願文書表のとおり、議会運営委員会に付託しましたので、報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月5日木曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時58分)

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 2 号)

令和 6 年 9 月 5 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年9月5日（木曜日）

◎開会日時 令和6年9月5日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月5日 午後2時20分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児 君	2番 早川 節夫 君	
3番 中田 武満 君	4番 兒玉 鋼士 君	午後・欠席
5番 山本 文男 君	6番 中嶋奈良雄 君	
7番 川村 嘉彦 君	8番 甲斐 秀徳 君	
9番 川村 義幸 君	10番 那須 富重 君	

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊 君	副町長	藤本 茂 君	
教育長	大坪 隆昭 君	会計管理者	泉田 浩文 君	欠席
総務課長	甲斐 武彦 君	税務課長	川村 博昭 君	
企画情報課長	田村 靖 君	町民生活課長	黒田 和幸 君	
健康福祉課長	海野 勝弥 君	建設課長	佐藤 文幸 君	
農林振興課長	松下 文治 君	政策推進室長	田常 浩二 君	
教育課長	鎌田 次郎 君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮 君	
南郷地域課長	田中 幸生 君	北郷地域課長	長田 孝規 君	

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第3回美郷町議会定例会 議事日程（第2）

令和6年9月5日
午前10時開議

日程第1 一般質問

5番 山本 文男 議員

1. 雄滝アクセス作業路の町道認定について
2. 男女共同参画推進について

8番 甲斐 秀徳 議員

1. 鳥獣害対策について
2. 栗ドローン防除について

9番 川村 義幸 議員

1. (一社)美郷町観光協会の必要性について

6番 中嶋奈良雄 議員

1. 農業の担い手の対策と育成対策について
2. 農業資材の物価高対策について
3. 農家所得の安定化について

会 議 録

令和 6 年 9 月 5 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日は、一般質問であります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。泉田会計管理者から身内の不幸のため欠席の申出がありましたので、これを受理いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1 一般質問です。

今回、一般質問の通告のありました議員は 8 名であります。

本日は、4 名の一般質問を行い、残りの 4 名は明日、一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5 番、山本 文男議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

本日もよろしくお願ひします。2 問お伺ひいたします。

まず、雄滝に通じる作業道の町道認定についてお伺ひします。

通告書を読み上げていきます。

北郷小原区中心集落から清川谷に沿って約 2 キロメートルの作業路があります。その終点付近には雄滝と宇納間簡易水道の水源取水施設があり、水源管理道としても利用されています。作業路入り口の県道には雄滝の標識があり、いつ設置したか分かりませんが、県も優れた景勝地だと認めていたものと思います。

住民は雄滝が地域振興の資源となることを願って町から生コン助成を受け、約 100 メートルのコンクリート舗装、歩道の整備、観望の妨げとなる支障木の伐採、大師堂の建設等を自力で行ってきました。しかしながら、作業路受益者や住民の高齢化による管理不足によって道路の傷みが激しく、地域住民の心のよりどころとなっていた雄滝は南米のインカ遺跡のように森の中に埋もれようとしています。

優れた観光資源へのアクセス道であり、町の水道施設の管理道でもあることから、この作業路は町道の路線認定基準に関する規定において、町道として認定が可能で

あるかお伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日、明日にかけて一般質問ということであります。通告者が8名でありますので、是々非々で討論ができればいいかなと思っております。通告者に対しましてお礼を申し上げます。

それでは、山本議員の質問であります。今回、議員が質問されている路線について、現地での確認これまでの経緯について御説明をさせていただきます。

当路線は、接続する県道宇納間・日之影線を起点として、人家が2戸、その奥に農地、用水路が整備されております。

また、人家の出入口付近は路側と護岸との併用の構造物が設置されておりますが、昭和57年に清川、谷川が台風により被災を受け、昭和61年から平成6年にかけて、荒廃砂防事業により、堰堤、流路工、護岸整備工事が当時の県土木部で施工されております。

当時の施工により、起点側の人家がある周辺はガードレール、アスファルト舗装が一部施工されております。奥には、自然の造形によって造られた雄滝があります。景勝地ではありますが、自然環境の保護として、県が指定し町が管理している環境保全地域の指定区域ではありません。また、町が管理している水道施設もありますが、大雨等で被災を受けた場合はほかの地区施設と同様に、その都度、担当課が整備をしている状況であります。

今回、当路線について検討した結果、美郷町町道の路線認定基準に関する規程第2条の「町道として認定する道路は、交通量、人家の有無等を考慮し、公共性を有するもの」となっており、第1号から第5号の町道の路線認定基準に関する規定の要件に一致しないとの判断をいたしたところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

資源管理道等、観光資源の面、2つの面からお伺いします。

まず、資源管理道についてです。

この道は水道の管理には欠かせない重要な道であり、担当職員も年に数回、点検作業等でこの道を利用していると聞いています。私も台風10号の前、この道を通ってみました。雨水に洗われて陥没が激しく、四駆の軽トラで終点まで何とかたどり着けました。このまま住民も町も手をつけず放置した場合、点検作業にも支障を来すと思います。

町も積極的に保全整備する責任等、義務があると思いますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

水道関係の水源地として取付道路が悪いという話になりますが、町で今、23か所の水源地の管理をしております。その中で町道・林道が13か所、作業路が10か所になっております。これが全てどうなっているのかという話で、町道等は整備がされ、また作業路等はこのような状態であるという話であります。

今後どうしたらいいかということになりますが、この道自体が最終的に何をしたいのかという話になります。水源地の管理道路なのか、それとも、今度は違う用途を兼ね合わせる道路なのかという話になると、全く変わってくと思います。

そういった箇所は、まだまだたくさんあると思います。今後考えていくとすれば、包括的、ある程度大きな枠の中で考えて、要綱等を作成し対処していくという話になると思います。

確かに議員がおっしゃるように、今のような気象状況の中で非常に荒廃してなかなか管理が難しいということも実情もありますので、考えていく必要はあると思います。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

確認しますが、検討して町道の認定基準に関する規定を変更する可能性もあるということでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町道としての認定は難しいということでもあります。先程言いましたように、どういふものを抱き合わせ、どういう目的のためにしていくのかとをしっかりと考えていく必要があります。今ある町道に関する規定に照らし合わせていくと、認定することは難しいということでもあります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

今度は観光資源の面から考えていきます。

私の地元の「ちくせん」の会議で、雄滝を活用できないかという意見が出ました。

しかし、雄滝に通じる道が、狭隘で普通車の通行が厳しくてアクセスがネックとなって絶好の観光資源でありながら広く周知することを控えざるを得ないのが現状です。滝マニアもいるようです。この道に入り込んで動けなくなった普通車を、地元の方が救出したことも何度もあります。

総合計画があります。これはホームページでも閲覧できますが、その中の観光振興にはこう書かれています。「町内には多くの景勝地、重要文化財など歴史的な文化財が点在しており、これらの適切な保全に努める一方、観光資源として活用していくことが必要です」と書かれています。そして景勝地として、渡川、白水の滝、おせりの滝と並んで雄滝も記載されています。総合計画には、景勝地として雄滝の名前も記載されています。

そして、もう一つの美郷町景観条例というのも調べてみました。

議員の皆様は、この例規集に興味がある方は例規集の「1 1 2 4 5」に景観条例が載っています。

その景観条例の第3条には、「良好な景観は潤いのある豊かな生活環境の創造、観光など、地域の活力の向上に大きな役割を担うものであることに鑑み、町民が愛着と誇りを持てる景観が将来にわたって継承されるよう、町、町民との協働によりその整備及び保全が図られなければならない」と書かれています。

景観の整備と保全にはまず道路の整備が必要です。

以上、雄滝が住民の心のよりどころであり、優れた景勝地であることを考慮し、現行の町道の路線認定基準に関する規定の改正に向けた検討をしていただけないものかと伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

景観条例ですが、景観条例、美郷町全体を含んでいると私は認識をしております。ただその中で、特に伝承されている御田祭や師走祭り、そして地藏尊大祭は特にという話で景観条例があると思っております。

この景観条例ですが、なぜできたかという話であります。日本国は何でもかんでも造っていいという話の中で、ヨーロッパのように自然が残されていない、建物が残されていないということで、何でもかんでも造っていい国だという形でやゆをされた時代があったような気がします。それに対応した景観法という法ができ、それに基づいて条例ができたという話であります。

そういう景観法というか景観条例というか、雄滝が雌滝があるという話であります。もし考えていくなれば、文化財保護条例の中で雄滝や雌滝をその町の文化財として指定して、その文化財に行くがための道としたほうがいいのではなかろうかという気はします。先ほども言いましたように、何をもってと、どういう道路の目的をかみ合わせていくかという話で整理したほうがよりいいのではないかという気がしております。私としては、そういう方向性を持ったほうがいいのではなかろうかと。その規定を変える、そこまでは考えておりませんでした。これは建設課等々と、県土木部等々と決めて、簡単に変えられるのかどうか分かりません。その辺の検討も必要になってくると。

しかしながら、それを変えていって、ある程度幅が緩くなっていくと、町道認定をたくさんしていかなければならないということになります。あそこが町道認定になって、ここが町道認定にならないのかという話になります。今度は町の経費、維持管理していくための経費も多くなります。どういう形で進んでいったほうがいいのか少し検討させていただきたいと思うところであります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

残念ながら、この美郷町の景観計画にはおせりの滝、観音滝、渡川の白水の滝が掲載されて、雄滝は掲載されておられません。しかしながら総合計画には記載があります。総合計画には「適切に保全を努める一方、観光資源として活用していくということも必要です」と書かれています。保全するには通う道路も必要です。町長は、規定を変更するのはハードルが高いかもしれませんが、どういう方向に進めていくか、もう一度お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな道路が存在しています。議員がおっしゃる雄滝があるからこの道をどうするのか、水源地があるからこの道をどうするのか、いろいろな目的のためにその道が存在しているという部分で重なっている、用途がいろいろな形で重なっているという話であります。

水源地に行くだけの話ではありません。こういう作業道については、もともと私道で、その受益者が管理していくのが前提になっております。そこを一応置いておいて、やはりこの観光資源の創出、もし文化財に雄滝を指定したということになれば、今度は観光面からの道路の整備になろうかなと思うところであります。

この雄滝に通じる道、手前側と上がっていく道はちょっと様子が違うと思います。この道に限定していけば、どういう形で整備していったほうがいいのか考えていく必要はあると思っております。

ただ、これがこうだああだという話の中で整備するということは、今すぐには私の頭にはありません。やはり議員が言うように何をもって一番ここをしなければならぬというものが明確になっていく必要があるのではなかろうかと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

何かうまく理解できませんでしたけど。

現状は、水源地の点検も困難な状態です。道切りもしていない状況です。たまたま私が行ったときは、前の区長が道切りをしていただいて通れました。

宇納間簡易水道は、北郷の多くの世帯に通じています。緊急を要する場合は発生したとき、点検にも行けない、徒歩で何とか行けるような道をこのまま手をつけずに放置しておいていいもののでしょうか、そこをお伺いしたい。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるようにそのまま放置していいのかという話になると、それはいけないと、これは明白なことであります。

議員が言うように、この道を町道に認定できるのかできないのかという話の中で、

その規定の中では難しいという話をさせていただきました。

どうするかという話であります。先程の水道で話せば23か所ある中で、10か所ぐらいが作業路、作業道という話になっております。その水源に行く道路で考えた場合に、どういう方法があるのかということです。

また、プラスアルファとしてこの雄滝という観光資源を生かすために、もう一つつけた場合にどういう形をしたほうがいいのか考えていく必要があります。

私が北郷に勤務していたとき、雄滝の下に太子堂があります。鎌倉初文さん達が、ずっと管理していたので、滝だなと知っています。

そして、そこから雌滝も見えるというお話でありました。向こうからは見えないのか、雄滝があつて雌滝があつて、雌滝はどこかという話をしました。雄滝ばかりしていいのかという話、雌滝もということではまだないということでもあります。

話の中で、この道をどういう形で考えていけばいいのか、水源のことになれば、残りの10路線も同じような形を取らないと緊急時に間に合わないということが出てくるのかなと思うところであります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

雌滝はもう清川・松の下林道のすぐ上です。

そういうことでしたら、点検道と観光資源、両方の面から整備ができるか検討していくということでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういう形で検討をさせていきたいと思うところであります。

ただ、小原区から要望が出てきてます。それについて回答をしているところであります。しかし、それは応急的なものにしかないのかなと思うところであります。もし観光用道路と兼務するなら、やはり来た人が「この道は悪い」と思うようであれば少し問題かなという気もいます。今後はその部分を関係課と検討していきたいと思うところであります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

次に、2 問目に移らせていただきます。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【5 番 山本 文男】

続いて、男女共同参画推進についてお伺いします。

令和 4 年 1 2 月開催のまちづくり懇話会で女性の委員の方の要望がありました。少し長いですが、議事録を読み上げます。

リクエストがある。本日、A 委員がお子さんを連れて出席されているが、本当に難しいことで、自分も経験したが、このような会議に子供を連れてくることは当たり前ではなくて、子供をそばに置いて長時間会議に出ることは本当に大変なことである。会議の案内で「ぜひ参加してください」とあったと思うが、「じゃあこの子はどうしよう」と考える。保育所も利用しておらず、もし会議の時間だけ保育所に預けようとしたら 1 週間前ぐらい前から手続が必要であつたり、預けることも可能かどうかは向こうの事情に合わせなければならなかったりがある。会議に連れてきて子どもがじっとしていられるのかとか、自分が会議でうまく発言できるのかとか、すごいプレッシャーがあるが多分言えないと思う。子連れで会議に出席するのに、すごいハードルを越えてきている。

また、会場を見て分かるが女性が少ない。これは、女性が出てきたくないという訳ではなくて、この町の仕組みがそうになっているから女性が少ないということが事実である。だから「声を出してくれ」ではなくて、「なぜこういう状況になっているのだろう」と冷静に分析してみることが必要だと思う。

今後、まちづくり懇話会だけではなくて、町主催の会議で子育て世代の方に参加してもらおうとする際に、保育所を利用されていない方がいらっしゃったら「保育をどうされますか」と一言声をかけるとか、その時間は町として保育所で子どもを預かるとか、子育て支援センターを開設するとか、ほんの少しの声かけでどうにかできるのではないかな。

会議に呼ばれている側が、保育料を出して保育所に申し訳ないが預かってもらえないかとお願ひしないといけない。預かってもらえるのかとの不安もある。自分も教育委員として会議に出席する際に物すごい葛藤があつた。こういう声はなかなか出せない。

美郷町は柔軟に声を聞いてくれるので住みやすいということで楽しく住ませてもらっている。この場所がより楽しくなるように、居心地よくなるように皆さんの力添えをいただけたらと思う。

このように書いてあります。

この方には、議場で読み上げることについては許しを得ています。

そのリクエストに、事務局である企画情報課が答えています。

「非常に重要な指摘だと受け止める。会議の代表に限らず同じような懸念があることを主催者側がしっかりと認識することが必要と考え、共有して、今後、生かしていきたい」、そしてその他として、「本日の意見等は議事録にして町長以下職員で

共有し、今後に活用していく」とあります。

令和4年に、このような要望があったことに私は気づきませんでした。自分の不名誉を恥じるばかりです。女性が参画しやすい環境づくりが大切で、女性の子育て世代の委員の参画推進のためには、ぜひ検討すべき課題だと思います。その後の町の対応について説明を求めます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

このAさんが言うとおりでと思います。そしてまた、議員がおっしゃるとおりだと思います。

その後、全職員に対し小さなお子様を持つ委員の会議への参加等について、男女共同参画の推進の観点から配慮が必要でありますので、各課において可能な範囲での対応を指示しました。

その後の具体的な対応例を挙げますと、本年3月のちくせん交流会において授乳室やキッズスペースを設置し、子育て世代に配慮した対応を行いました。

また、令和3年10月に開設した子育て支援センターに対して、事前に開催通知を町のSNSで発信し、子育て世代の利用促進のみならず、役場主催の会議日程が調整可能となるよう配慮を行っているところであります。

議員のおっしゃるように男女共同参画社会という話の中で、やはりお子さんを持つ女性の方、そして子育てに力を入れている国また市町村であります。議員おっしゃるように、そういう配慮は今後必要かと思います。

こういう場所をつくれという話ではありません。その時に預かりなど対応をどうするのかという話であります。議員が今言ったような形で、お子さんを預かって若い女性が会議に出席できるような体制を整えていきたいと思っています。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。対応の仕方はいろいろ述べられました。その答弁書を全部書くことができませんでしたので、もしよければ後で総務課長、頂けませんか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そのときのコメント。コメントって、その来た。

【5番 山本 文男】

どういう対応をしてきたか。

【町長 田中 秀俊】

その対応の方法を全部、出してくださいということですか。

【5番 山本 文男】

そうです。今読み上げたことを書き取れなかったものですから。

【議長 那須 富重】

議事録とは別にということで、また、ということですか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

私たちは議会だよりに合わせて早めに文書を作るものですから。早めに頂けるものなら頂きたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

その点については、ちゃんとその後の対応として、政策推進室だと思っております。それを出させていただきます。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

この議事録を読んだことで、町の男女共同参画推進条例を調べることになります。議員の皆さん、興味がある方は男女参画協働推進条例が「1700」に載っています。タブレットでも見られます。

議員になって初めての平成30年3月定例会で、美郷町男女共同参画推進条例が上程されました。同年6月定例会で「町防災会議に女性の委員を登用すべき」との私の質問に、「美郷町男女共同参画推進条例に従って女性を確保していきたい」と町長は答弁しております。そういうこともあって、この条例は私にとって気にかかる条例となりました。

その後、令和2年度から令和6年度にかけて、美郷町男女共同参画計画が策定されました。これは性別にかかわらずあらゆる分野に対等な立場で参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すための計画です。

その基本目標2に、「あらゆる分野で男女共同参画の実現」というものがあります。各課で様々な目標を掲げておられるようです。職員、課長の皆様もしっかりと取り組んでおられると思います。いかがでしょうか。この場ではもう職員の皆さんには聞きませんが。

美郷町男女共同参画推進条例第19条には、「町長は毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するもの」とあります。

通告書には「ホームページや広報紙での公表を望む」書いております。そもそもこの報告書は毎年度、作成してきたものなのか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この報告書は、国に報告する必要があります。作成をして国に提出をしているということであります。その公表は、内閣府男女共同参画局のホームページで全市町村の進捗状況を公表しております。男女共同参画の状況等については、国が示す公表内容の様式に従って作っております。

以上です。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

美郷町の男女共同参画計画を見れば、この報告書は年度ごとの町の進捗状況、男

女共同参画を調べてそれを報告すると書いてあります。町のその進捗状況とかの報告書はできてないんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町独自の報告書についてできてる、できてないというのか分かりませんので、総務課長でいいでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長、甲斐 武彦。

【総務課長 甲斐 武彦】

進捗状況に関する報告書が、国から様式が示されておりまして、全市町村が県を通じて国へ報告するようになっております。

その中で、進捗率、いわゆる女性の委員が何%なっているのかなどそういった数字が上げられて、表示されております。

事細かにいろいろ表示がされております。御覧いただいたら分かりますが、各市町村、同じ様式で国のホームページで公表されているところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

報告書は町民が見るものじゃなくて国に報告するものですか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長、甲斐 武彦。

【総務課長 甲斐 武彦】

国に報告するようにはなっており、国は全市町村の報告した内容をそのまま内閣府のホームページで公表しております。本町としましては、それを公表に代えていくような状況でございます。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

はい、分かりました。

通告書にあるように、年度ごとの報告書をホームページや広報紙での公表を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように、町のホームページあるいは広報紙等に掲載したいと思っております。

見てみると、国には事細かに報告しています。その中からみんなが一番知っておいてほしい部分を取り出して報告したいと、議員おっしゃるように報告しなければならないと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

この参画計画は令和2年度から令和6年度までとなっています。来年度以降の計画も予定しておられるのかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

令和6年度までの計画でしたので、それ以降ということでもあります。令和7年度から5か年計画をつくっていくということでもあります。令和6年度中に男女共同参画社会の計画を策定する必要があります。

今の男女共同参画の会議等については、私の方も承知しておりませんので、総務課長から答弁をさせていただきます。

以上です。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長、甲斐 武彦。

【総務課長 甲斐 武彦】

今、町長からありましたとおり、美郷町の男女共同参画計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年計画でございました。

また、令和7年度から新たにまた5か年計画を策定する予定です。今、準備を進めているところでございまして、年度末に審議会を開催いたしまして決定をしたいと考えております。そのスケジュールで今、進んでおります。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

それと、国に報告した報告書を私たちが見ることはできますでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長、甲斐 武彦。

【総務課長 甲斐 武彦】

報告書につきましては、ホームページでも公表されておりますので、見ることはできます。また紙ベースでということであれば、後から提出したいと思います。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

次に、同条例 20 条及び 21 条には、「男女共同参画審議推進委員会を置く」と書いてあります。現在の委員構成についての説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今の令和 6 年度までの男女共同参画社会の計画書において、委員は 9 名です。9 名集まって審議会を形成し、その中で策定をしております。

以上です。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

私は推進委員の名簿、当初の名簿は見たのですが、それから任期は 2 年となっています。現在の委員について、委員構成について説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この設置のときの策定委員、審議会で 10 名以内という話でありました。任期が 2 年。そしてあと 2 年ごとにという話がありますが、そこを再任されたかということとは私も承知しておりませんので、総務課長でお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長、甲斐 武彦。

【総務課長 甲斐 武彦】

今、御説明しましたとおり令和２年２月に、現在の計画が制定されており、そのときに２か年の委員の委嘱を行っております。

その後、令和４年１月に任期は切れましたが、それ以降の委員の選任はしておりません。今年度中に令和７年度からの５か年計画を設置する予定でございますので、これに合わせて新たな審議推進委員会の委員を委嘱する予定としております。

以上です

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男議員。

【５番 山本 文男】

現在、委員は不在ということです。この人たちの役目として、「町が実施する男女共同参画の推進に関する執行の実施状況について町長に意見を述べることができる」ということと、「参画計画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、町民からの苦情の申出があった場合、審議する」とあります。

不在のままでこの計画が、推進条例そのものが成り立っているのでしょうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

策定をして、そのままの形で２年で終わるという話で、処理の仕方が問題かなと。

また再任でもいいからあと２年という話で、その中で委員たる資格を持って本当に男女共同、自分たちがつくった策定のとおりやっているかやっていないか評価する。そして話を聞いたときに言ってもらおうという条例です。議員が言うように、しっかりとした形で進める必要があると認識をしたところであります。

以上です。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男議員。

【５番 山本 文男】

令和2年の名簿には区長、会長、婦人会会長や老人高齢者クラブ連合会長の名前が連なっております。当然、こういう人たちは任期が切れたと思います。そして、町長に対して意見を述べる人がいないことも残念な状態であると思います。

そして、本年度が計画の最終年度であります。参画推進が進んできたのか、推進員を含めての総括が必要と考えます。推進委員の方の名簿がまだできていないということは、非常に残念な気がいたします。

今、世の中は差別をなくして多様性を重視し尊重する機運が高まりつつあります。そのような中で、本町でも共同参画推進は極めて優先順位の高い取組だと思います。そして何よりも、条例は町民との約束だと考えます。推進委員の名前がない中で、そういう不具合はどこから来たのでしょうか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように、2年間の策定業務のときには委員はいたと。あとの2年間はいないという話で、審議会をするときに選ぶという話であります。

そうすると空白があり、やはりちゃんとしたものをやっていかなければならないと。先ほど言いましたが、この第20条で苦情などが出てきたとき誰に言えばいいのかという話になります。その委員がいないということになると、非常に片手落ちではないかということでもあります。その点は、やはり今後しっかりとしていきたいと思っております。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

先ほど言いましたが、条例は町民との約束だと考えます。この約束を守ってきたのかということについてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

どこかの町で、条例をつくるときに1冊の本にしたという話です。指切りげんまんという話であります。

これは約束事です。条例は、町民との約束事と。それしてないのではないか、条例違反だというお話であります。そう言われればそのとおりだと。申し訳ないと言わざるを得ないと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

施政方針にも、町長はこの共同参画社会づくりの推進を盛り込んでいます。「女性委員の登用に努め、積極的に共同参画社会の形成に取り組んでまいります」と謳っておられます。

最後に、この言葉に恥じないようにしっかりしたかじ取りをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、5番、山本 文男議員の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩いたします。

11時5分より再開いたします。

(休憩：午前10時10分から10分間)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。
通告順調に質問を許します。

8 番、甲斐 秀徳議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【8 番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

鳥獣害議員の甲斐です、よろしくお願いいたします。

今回は、鳥獣害対策と栗のドローン防除の2件について質問をしたいと思います。

私事ですが、昨夜、牛が出産を始めまして、深夜に及びましたので睡眠不足という感じです。思考回路がちょっと落ちておりますので、質問の内容が若干、狂うことがあるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。ちなみに、牛は大丈夫でした。

それでは、鳥獣害対策について質問させていただきたいと思います。

この問題については幾度となく、また多くの議員が質問を行ってまいりました。多々、改善された面も多くありますが、今も被害が発生している現状であります。

6月に町長はじめ議員と農水相との懇談・質疑も含め、鳥獣害別に質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、鳥獣害対策については、町民一人一人が取り組まなければなりません。時には、地域集団で取り組まなければならない場合もあります。

今年の被害は相当なものがあり、フェンス柵内に侵入、また住み着いているイノシシなどによる稲作被害も深刻になっております。

この頃は、フェンスの内側また外側に電柵を設置している方も多くおられ獣害防止対策をしております。これにはいろいろな要因があり、個体の増加、それに狩猟者の減少、また個体に対する敵対者がいないということではないかと思えます。里山がその個体にいい住みかになっていると考えられます。ある人いわく、「美郷町特区を設定し、犬を放し飼いにしたらどうか」と言った方がございました。昔のように放し飼いにすると、獣もいなくなるのではないかという極端な話でございます。極端かどうかは、皆さんの判断にお任せしたいと思います。

話は変わりますが、今年のテレビ報道の中で、「関東地区周辺では、人が夜に梨園に忍び込み梨を盗んでいく」と、西郷では、白昼堂々と集団で梨を盗みに来ます。昼間か夜間に来る差はありますが、夜間窃盗は警察に相談いたしますと警察が対応いたします。昼間の窃盗は、警察に相談しても取り合ってくれないため、結果的に役場に相談に参ると思えます。役場当局が盗難届を受理しているかどうか分かりませんが、犯人は分かっているのに逮捕もできないという現状でございます。

これには複数の頭数が絡んでおり、梨窃盗被害は83万円相当であります。

また、今回の台風10号でも被害に遭い、被害も若干ながら拡大しております。このようなことから農家は落胆の様子であります。

また、猿は移動を繰り返し、その間に家庭菜園に侵入し夏野菜を食べ尽くしています。1集団当たり30から40数頭いますので、果樹園、家庭菜園に侵入すると

その被害は甚だ深刻な問題であります。

ただ追い払いをすることだけしかない現状を、町長はどのように捉えているか、お伺いしたいと思います。被害対策は別途伺いますので、現状についてお答えください。よろしくお願いします。

【議長 那須 富重】

傍聴に来ていただいております。お礼を申し上げます。
それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

昨夜、子牛の出産があったということ、おめでとうございます。繁殖農家は生まれて何ぼのものと認識をしております。非常に喜ばしいことかなあとっております。

この猿の被害についてです。農作物を中心に毎年数例の報告があっており、出沒した際には有害駆除班や指導員の出動、職員での追い払い対応を行っているところでございます。例年5月頃に前年度の有害鳥獣の被害調査を行っておりますが、猿の被害報告については、あまりありませんでした。

しかしながら、本年度に入って議員の言われるように至るところで被害報告を受けております、2名の梨農家のうち1名は3,000個、約60万円程度の被害、1名は被害個数は把握しておりませんが約20万円ぐらいの被害だと思っております。この猿に対してという話で、みんなでいろいろな形で考えていくしかないと思っております。

何でこうなったのか、どうすればという話になっていくと思います。今後、議員のお力、皆さんの考え方、そして猟友会、いろいろな方々のお知恵を借りながら、対処をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今年になってから深刻な問題であります。このことが今後の生産意欲につながるかどうか、問題ではないかと思っております。ここをどうかしないといけないと思います。

猟友会に駆除してもらうのが一番手っ取り早いのですが、打つ方もなかなかいらっしやらないという状況になってるのかなと思っております。直接、間接的でもいいのですが、今、大体どのくらいいると町は把握しているんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

もうかなりいるのではないかと、30頭、40頭の群れがどのくらいあるのかということになります。そこまで私は承知しておりませんので、農林振興課長から分かっているれば答弁をさせていただきます。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

この件については、私たちも状況を把握しておりませんので、今回のアンケート調査をするようにしております。9月の定例の区長会でアンケートを配布しまして、全町民に対してのアンケートを行う予定にしております。

今現在こちらで把握しているのが、出没件数と場所を考慮したときに、大体3つから4つの集団ではないかと考えているところでございます。目撃情報からによると、やはり30頭から40頭ほどの集団という報告を受けております。

また、雄猿のはぐれ猿についても数例の情報が寄せられているところでございます。

以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今のところ、被害が農作物だけですが、はぐれ猿があちこちに出没していると思います。これが住民に不安を与えるような状況になると、非常に困るなと思っています。

例えば、学校の近辺に出ると学校自体も非常に困るのではないかと思います。その点については、また後から聞きます。

こういう状況の中は、今美郷町内で西郷地区だけ本当に害が出ていると。南郷に

もあんまり猿はいない、北郷にも若干、来るときもあるがそんなに問題にしていな
いようです。やはり西郷の住民にとって、特に梨農家、これから栗が落ち始めます。
そうなると、やはり作物の災害が多くなりますので、今後、猿の被害対策を
どうかしていかななくてはならないということでもあります。

今回、町の補正でいろいろと組んでいただいております。各鳥獣被害対策事業に
45万円、猿対策事業でも100万円近くを補助することになっておりますこれに
ついて、後から説明をお願いしたいと思っております。

猿の被害対策の状況で、梨の生産者の意欲がなくなつては、大変だなと思ってお
ります。今年は梨自体が少ない上、結局、梨の特売所も開けられず、温泉の入り口で
営業したという状況です。

農林省が三本柱でやっております。

鳥獣被害対策の1本目は個体管理、つまり鳥獣の捕獲ということです。猿の捕獲
は、なかなか難しいと思っております。

2つ目は侵入防止対策です。侵入防止柵の設置と追い払いです。これも実施して
おりますが、隙間を見て、ちょっとした隙に被害に遭います。追い払いもなかなか
効かない、一遍、追い払ったら、また戻ってくるという感じです。

3本目は生息環境管理です。緩衝帯の整備と放置果樹園の伐採ということになっ
ております。そういうところもありますが、ないところもあり、いろいろな問題が
あるかと思えます。

この活動を地域ぐるみで徹底できるかが鍵であるとして書いてあります。所詮、農家
自体の管理状況次第ではないかなと思っております。

相手が多数であり、少しの油断で被害に遭います。相手がどこに移動したか、ど
こに向かっているかを知ることによって防御できるとも考えております。猿にGPS発信
機を取り付け、その動向を農家も確認でき、侵入防止対策や追い払いもできるの
ではないかと思えます。

このことから、猿の複合対策の支援事業として、生息調査を実施した上、捕獲、
追い払い、追い上げ、侵入防止、生息環境管理の内から2つの取組を選択し、実施
するための経費補助で、1町村当たり100万円以内の限度額を利用してはどうか
と思っておりますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように今、3つの対策と言っておられました。来年から本格的に
取り組もうと思っておるところであります。

何が悪いのか悪いのかという部分で、効果を出している市町村に職員を派遣した
また違う意味でこういう対策が効果がありますという話もあるかもしれません。そ
れと併用して議員おっしゃった3つのことをして100万円が限度で、この猿対策
をやっていこうと。

その中で生息調査、GPSをつけてどういう形で動いているのかと、どこにいる
のかなどを把握をしたいと。追い払っても追い払っても来るということで、どうす

ればいいか、難しい話です。

個体群管理、駆除という言葉がいいか分かりませんが、個体数を減らしていく必要があります。一番そこに尽きるのではなかろうかなと思っております。

昔は下りてこなかった、なぜ降りてこなかったか、いろいろな要素があると思います。下りてこない環境をつくっていくことも組み合わせながらやっていく必要があると思っております。

今回の9月補正に、準備調査を組ませていただきました。調査を基に、令和7年度にしっかりとした対策を組んで有害鳥獣対策はやっていきたいと思っております。

議員おっしゃったように農家さんのモチベーションが下がらないように、そして人的被害が起こる前に、何とか手を打ちたいと思うところであります。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

ありがとうございます。

課長から鳥獣害対策事業の45万円と猿対策事業100万円程の説明をお願いしたいと思います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

今回9月補正で補正予算計上させていただいております。

まず、捕獲指導員が各地区3名ずつ今いらっしゃいます。西郷にも1名いらっしゃいますが、銃を持っていないということと、ほかの鳥獣害対策の対応に追われて連絡をしてもなかなか対応ができないということです。指導員を1名追加するために、報酬等を計上させていただいております。

また、捕獲に関しては、先ほど言いましたはぐれ猿に対応した移動式のおりを3基、購入予定としております。これについては家庭菜園等に設置して、はぐれ猿を捕獲するという目的で購入を予定としております。

そして、電動ガンを6丁購入する予定としております。これについては、免許は要りませんので誰でも使えます。6丁の内2丁は、人的被害が懸念される西郷義務教育学校に配付したいと考えております。1丁については役場で保管をし、残り3丁は被害に遭ってる方たちに貸出しをしたいと思っています。

また今回、委託料18万円計上させていただいております。今回、梨の被害があった園地は独自で猿の被害対策を行っていました。その対策が適切であるかどうかを専門家に依頼をし判断していただくことと、猿対策に対して有害鳥獣捕獲委員の

方たちにどういう対応がよいかという説明していただくということが目的で、委託料等も組ませていただいております。

以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

猿対策事業で100万円近く、その中で銃も購入し子供たちも守るということ、しっかり頑張っていただければありがたいかなと思っております。

特に、あそこは通り道になっています。一番最初の通り道が西郷発電所から沢渡住宅のところを通過して、花水流のところへ来て、甲斐治好さんの梨園に来て、それから峰の方に上がってくるか、下に下るか。

峰に上がって、今度は寺之迫に行き、お寺から学校に上がるか、そのまま上野原に行くかという道筋と、大体のところは分かっているようですよ。その中である程度防御ができれば、非常にありがたいかなと。

もう何度も前から猿にGPSをつけたらどうかと申し上げています。今後、本格的にやっていただければありがたいと。

昔は麻醉銃で撃って、眠らせて捕まえるということがありました。町長の地元である狩猟者に聞いたところ、足括り罠でもよくかかり、3頭ほど獲りましたと言っていました。どうやってそれを外すのかと聞いたところ、毛布をかぶせてそれから押さえつけて外すが、かわいそうだから逃したという話でした。そういうことなら最初から獲るなと思いますけれども。

足括り罠で捕まえば、1回保護していただいて、それにGPSを装着して放すという方法を取ればいいのではないかと思います。今度新しい檻も買えば、何かいい一つの輪ができるのではないかと思います。いかがですか

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員

【8番 甲斐 秀徳】

今、私の地元でということでありましたが、私も、ちょうどその時に電話がありました。かかってほしくない動物がかかっておるということで、行ってみました。捕獲すると、なかなか殺処分が出来ない、もう罠は怖いという話です。どうするかと言ったら、「逃がそうや」と。

それは余談としまして、議員がかなり詳しく猿の行動を把握しているように思っ

ております。捕獲の仕方は分かりませんが、GPSをつけて、それが本当に正しいかどうか検証する意味でも、何頭かにつけて経路を把握することが大切かなと思っております。これは絶対というか、ぜひやりたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

事前に知るといふ、捕獲するよりも回避するということ、追い払うことが一番大事ではないかと思ひます。向こうも傷つけないし、こちらも傷つかないという方法でやればいいと思ひます。

笹陰か小原には、橋がかかっています。ある人曰く、昼間から橋の真ん中を堂々と渡って、小原に行ったり笹陰に行ったりしてると。車が来たらぱっとよけて橋の欄干に座ってると。私も見たことがあります、なかなか頭数が多いです。

結局、栗園に入って、栗の枝を折って落とすので、その被害もやはり大したものになると。もう剪定しなくてもいいぐらい折ってしまうようです。今後そういったことも含めて、しっかりと目を向けてほしいなと思ひます。

それから、先ほど私が要望しておりました追い払いグッズが一部補助できないということでありました。銃を買って貸し与えるということですが、個人の場合の補助はできるかどうか、それをお伺ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

栗園の方に聞いたら、弓矢を買ったという話です。

その弓矢は、免許も何も要らないということでした。どのくらい飛ぶのか聞きましたら70メートルくらい飛ぶそうです。それは危ないのではという話です。

町から追い払いの補助という話です。私が思うのは、先ほど言ったように個体数の管理を進めていくと。追い払っても払ってもまた来る、追い払った猿が今度は南郷に行ったり北郷に行ったり、また同じようなことが起るという可能性もゼロではありません。やはり駆除に力を入れていきたいと思ひております。

西郷はハウスキンカンがあり、猿が味をしめて入ってしまったら全部被害に遭うという気がします。ちょうど食べやすい大きさですので、そうならないうちに何とか手を打ちたいと。そうすると、やはり個体数を減らしていくとことが一番いいのではなからうかと思ひるところであります。

その他にこうすれば、追い払いで大丈夫であればですが、今まで追い払っても払ってもであります。やはり個体数を減らしていくしかないかなと思ひるところであります。

ます。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

今のところは、やはり追い払うしか手はなく、すぐに戻ってくるとことも分かっております。それでもそうせざるを得ないと。いろいろなフェンスをし、フェンスの上に電線を張って、そこを触れればびびっと来るという防ぎ方をしています。

この頃から羊の毛がいいということで、毛を大分あちこちに配ったみましたが、これもやはり一時的なものでした。匂いがなくなれば、もうそれだと思います。シシには散髪の毛がいいということで、もう散髪屋は髪の手が足りないというぐらいに欲しがっているということです。これもある程度は効くのかもしれないないが、あとはもう駄目だということです。いろいろな打つ手、あの手この手でやっています。対策グッズでオオカミの尿がいいということで売っていますが、これもどうかと思います。

農林振興課の方がいろんなグッズを試しに買っていて、研究していただけると非常にありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃったように、被害に遭われた方はこれがいいという話を聞いてやっていると。早く言えば実証実験みたいなものですが、そのときに猿が来ないとか、その成果がはっきり分からないということでもあります。

それはそれとして、先程も言いましたように、成果のある市町村に職員を派遣して何がいいのか、その方が確実だろうと思っております。結果が出てることをやってみることが、近道ではなかろうかと思っております。グッズを補助してということ私は考えておりません。効果的な方策といいますか、勉強してきて実践していくという方法でやらせてほしいと思っております。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

分かりました。ある地域は県外なのですが、高齢者の方々全員に銃を持たせて追い払っているところもあります。これは、これなりの効果があるのではないかと思います。いろいろな勉強をさせて、職員がそれを率先してやっていただければこれにこしたことはないなと思います。

猿との知恵合戦のようなところもありますが、それも踏まえて頑張っていただければ非常にありがたいかなと思います。

それから、ドローンによる追い払いです。通常は、追い払い犬というので犬を訓練いたしまして、犬で追わせるといような形が普通です。今の時期は、犬も猿が来たときに追わせると、30分もするとこの暑さでヘタってしまうようです。夏の狩猟も同じで、犬もなかなか長続きしないと状況でございます。

そこで目をつけたのがドローンであります。これは赤外線をつけているドローンを飛ばして、どこにいるかというのが分かります。それで1回確認しドローンで追い払いをします。大きいドローンだとそれに拡声機をつけてやるということもできます。小さいドローンだとそれはできませんが、プロペラの音が相当大きいので、近くまで行くだけでも相当違うという話が出ております。これをやっていただくと非常にありがたいなと思います。

これに犬の声が出れば一番いいのですが。このドローンは、他の利用もできると思います。例えば、イノシシや鹿の追い払い、またカワウもこれで追い払うことができるので、いろいろな活用ができると思っております。この活用について、導入は考えたことはございませんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど言いましたように、先進地に行って、ドローンによる犬の鳴き声を入れて追い払う方法で非常に効果があるということであれば、そういう方法で進みたいと思います。

でも、その追い払った先がどこに行くかということも懸念されます。一番思うことは、先ほど言いましたように個体群の管理に執着したいと思っております。

犬と猿ですので、犬猿の中とってなかなか合わないから猿も逃げていくところかなと思います。それをいろいろなものに応用できる、ドローンを持っておけば活用方法は非常に多様性に富みます。いろいろな形で使えると思っております。

何のためにドローンを買うのかということをはっきりと定義をつけて、そしてそれが派生する、今度はいろいろなことで使うと。最初の目的が達成できるかできないかという部分を緩和しなければならないと思います。それが効率的に、非常に追い払いには有効だと先進地の取組の中で出てくれば、検討する必要があると思っております。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

単独的に追い払いだけで使うということであれば、ドローンはあまり使い道がないと思います。後から出てくる防除などいろいろなものに使えばドローンの活用性は非常にあるのではないかと思います。

猿ばかりではなく、イノシシや鹿などが田んぼのフェンスの中にいます。追い払いや見つけることにも重要性があるのではないかと思います。ぜひ検討をしていただければいかなと思います。そのためにも、職員の教育も必要ではないかと思えます。免許も先に取っておいていただければ、ありがたいと思っております。

それから、獣害防止の防止柵についてです。

今、里山に住み着いたイノシシがフェンス柵内に侵入し、稲などの被害が発生しております。新設フェンス柵は割と丈夫で、新しいものにはあまり寄り付きません。亀甲網が設置してあり、下を掘り返すことができないからだと思っております。少し古いフェンスだと柔らかい箇所を掘り返して、そこから侵入、また我々がそれを補強する、侵入、補強という状態が続いている状況でございます。

それから、イノシシも頭がいいもので、一番柔らかい所はどこかと体でぶつかりながら行きます。昔のフェンス柵は、入り口の部分が何もしていないため弱く、突破口としてそこから入っていくという状況でございます。

それを補強するために、中ある支柱を横につけます。内側と外側につけると、今度は曲がらず、非常に効果的です。それも必要ではないかと思えます。

農林省との話合いの中で、侵入防止の追加補強材として亀甲網やパイプなどの資材提供が令和 7 年までに処置策として出ております。これを取っていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

下に引くその網は、今必須になっているということです。今までも要望があればしていいですよという話です。考えてみますと、メッシュ柵を設置することが終わりではなく、その後の管理がうまくいっているのかいっていないのかを財務省が言い始めたという話です。管理がうまくいっていないところは交付金をつけませんという話になっています。要望はするが、あなたたちはちゃんと管理をしているのですかということで、鳥獣交付金の抜本見直しを財務省が言い始めました。

当初は令和 6 年度ゼロ回答、何もついていなかったということでもあります。なぜかという話をしてしましたら、結果的にはその分だけ出てきました。今は、その網をまだつけないといけない所もあります。それを優先してやらなければいけないかなと。もし、今までつけた柵の下に亀甲網を全部つけるとすると 2 億円ぐらいかかります。今まで付けていない部分が 240 キロぐらいになります。メートル当たりの計算をしています。そういうことになると、非常にまた財政的に、財務省が全部

出してくれるかと、農水省がそれを取り切るかという話にはならない。そういう時期になっているということでもあります。それより今は申請してる人達をを優先すべきではなかろうかと。後は、それぞれの地域でこの網の設置をした後の管理をしつかりとやってほしいということでもあります。管理ができないならば交付金はやりませんよとなるのではないかと思います。

農林水産大臣もそれをどんどん減らしていくということには賛成しかねるという話であり、これがどう転ぶか分かりませんが、そういう情勢であります。

先ほど言い忘れましたが、宮崎県が日本猿に対しての要望書を国に出しております。これは、環境省の自然環境局長と農水産省の農村振興局長の2か所に出しております。

町も9月10日付で同じ内容文の要望書を出してくれないかという話があり、日本猿の対策で一緒に要望書を出したところでもあります。

以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

大体、言わんとしていることは分かりました。先ほど課長から聞きましたけれども、ぜひ要望書を出してこういう現状だとはっきり伝えてほしいと思います。

今後、被害が拡大しないことを祈るものです。それと同時に農家の意欲をなくさないようにするためにも、ぜひ必要ではないかと思います。

亀甲網ですが、これは全体的ではなく部分的でいいと思います。被害が出ているところの補修をすれば、相当違うんじゃないかと。本来は、横にパイプを一番下のパイプに横のパイプを結びなさいと言われていています。パイプハウスに使ったようなものでもいいのですが、そういう資材がなかなか手に入らないときもあります。それも含めてお願いできたらいいかなと思っています。このことは検討していただければ非常にありがたいかなと思います。検討材料として取っていただきたいと思います。猿とイノシシについては言うことはありません。また何かありましたらよろしくお願ひし、2番目に行ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

栗に対するドローンの防除についてです。ドローン防除を2年ほど行っております。

すが、その結果は出ておりますでしょうか。出ておりましたら、どうなっているかお聞かせをお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

実証実験を行っております。そして振興局も行い結果が出ておりますので、その結果について、課長から答弁をさせていただきます。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

栗のドローン防除につきましては、令和4年と令和5年、今年も行っております。令和4年、令和5年については、日向地区営農振興協議会の果樹部会が九州電力ドローンサービスに委託を行って実施をしております。

令和4年度に、まず実験をする前に水でデモの試験をしております。実際にちゃんと満遍なく防除ができているかということの水と感水紙を使って、それを設置しまして実際に薬剤がかかっているかどうか調査しました。ドローン防除の場合、場所によって、ばらつきがあるということでございました。

令和4年度に、3か所でドローン防除と通常の動噴防除の実証実験を行っております。結果としましては両方ともいい成果、同じような成果でございました。

令和5年度には、4か所で実施しました。そのうち3か所で結果が出ており、中生の栗はドローン防除の方が効果があったと。ただ、早生は通常の防除の方が効果があり、ドローン防除の効果がなかったという結果が出ております。

確かにドローン防除に関しては短時間でできることと労力が要らないというメリットもあります。今の段階においては、ドローン防除は飛行時間が短い、あと天候の影響を受けやすい、各種法規制がかかる、その他、操縦する方の技術がかなり必要だということ、費用が高いというデメリットがあります。

今一番の問題は、登録農薬が少ないという点であります。ドローン防除に対応した登録農薬が、今のところ殺虫剤しかございません。殺菌剤は今のところ開発はされていない状況です。他県でも同じような試験を行っていますが、メーカーに早めにドローン用の殺菌剤の農薬を作ってくださいという要望が出ているようです。

あと一番問題になるのが、ドリフトです。これが一番問題になるということです。

農薬は意図しないところに飛散していくことが、一番問題になっているようでございます。ドローン防除については通常の動噴とは違って、割と細かい霧状のものを吹きつけます。どうしてもドリフトが起りやすいため、他の作物にも影響があるということです。もしそういう作物を出荷して検査機関で検査したときに、ドロ

ーン防除で使って農薬が検出された場合、非常に問題になってきます。まずはそういった技術の確立をしていかなければ、ドローン防除の効果は出てこないと思っています。

以上でございます。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

課長の話聞いてると、欠点ばかり言っていたような感じで、これはしょうがないと思います。そればかりではなく、今のことを考えると、高齢者ばかりなので高品質の栗を生産するための防除は、大変大切な仕事であると思います。

高齢化が進み、思いのほか大変なことであり、産地化が進む中で避けられない仕事ではないかなと思っています。

平地は問題ないのですが、この地区のほとんどは傾斜地であります。そのため高品質の栗が取れていると思っています。

栗拾いなどは下部に転がってくるので、傾斜地の方がやりやすいです。これを維持して6次産業の一環として先を考えるならば、ドローンの防除もやはり考えるべきではないかと私は思っています。

ただ、昨日も言いましたが、薬剤の問題であります。薬剤が別で1回の飛行が7,800円になっており、大変な負担です。去年のスマート農業推進事業で稲作10アール当たり1,000円の補助を行っており、今後そういうことも考えられると思います。この事業を今後栗生産者につなげていくことは可能かどうか、もしよければ、それについてどう思いますでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ある程度の効果はあるという話です。よくよく考えてみますと、ドローンという機材を考えたことがあるのかという話です。こういうものができたと。それで防除をするという発想がどこにあったのか、いろいろな使い方があるということです。今から先、技術的なものは全てクリアできるのではないかという気がしております。

高齢化していく中で、労力を削いでいく中で、ドローン防除は必須になっていくのではないかと思っています。栗や水稻に限らず、いろいろなものがあります。梅や柚子などいろいろなものが美郷町にはあります。その中で、防除といたらドローン防除が一番いいだろうと。そういう対策も、これがいい、あれがいいという話になってくると思います。今度は、それに対する補助という話になったとき、どのくらいの経費がかかるのかしっかり計算して、補助金という方向性に進んでいく

と私は思っております。少しでも労働力の効率化、無理をしないでスマート農業に変えていくことをやっていきたいと思っております。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

積極的な御意見をありがとうございます。長い目で見たときに、そういったことも多々必要じゃないかなと思っております。

私たちが心配するのは、高齢者ばかりではあってもできない、これもできないということよりも、逆に 1 つ先端をいって、少しでも仕事を軽くすることも手ではないかと思えます。

例えば、今の櫛も高齢者の方が生産しており、櫛でいい結果が出せると思います。そういうことを含めて、今後若い人を積極的に育成していただければ非常にありがたいかなと思っております。何せ農業が下火になっております。今後そういった積極的な取組をお願いして、私の質問を終えたいと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

これで、8 番、甲斐 秀徳議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。

再開を 13 時からといたします。

(休憩：午前 11 時 56 分から午後 13 時 00 分)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

本日は傍聴の方もお見えでございます。お礼を申し上げます。児玉議員が病気治療のため、午後からの欠席の届出がありましたので、受理いたしました。

それでは、9番、川村 義幸議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

それでは、通告書に基づきまして一つだけ質問させていただきます。

美郷町観光協会の必要性についてをお伺いいたします。

現在、美郷町には、令和6年度当初予算で1,381万8,000円の補助金を受けて活動している（一社）美郷町観光協会が存在しているが、活動している事実が何も見えていないような気がしております。このような観光協会は本当に町にとって必要なのか、町長のお考えをお伺いいたします。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

非常にシビアな質問であります。御承知のとおり、かつて観光協会は地区ごとに役場支所または商工会に事務局が置かれ任意団体として存在しておりました。

当時、東九州道の開通や北方延岡道路の延伸を背景に、本町としても観光振興や経済活性化を図る取組や圏域自治体と連携した広域観光推進の必要性から、法人として独立させ、多角的な事業を展開するのが望ましいという判断の下に、平成30年度に一般社団法人美郷町観光協会としてスタートしたものであります。

観光協会の活動につきましては、令和元年から令和3年にわたるコロナ禍の影響を受けながらも、マスコミ向けの広報活動、町外での販促、ツーリズム等、直接、町民の目に触れにくいかもしれませんが、事業実績から一定の取組は見られますので、その点につきましては御理解いただきたいと思います。

一方で、主催イベント件数が少なく、主体的な活動を通じて町の経済活性化に寄与しているのかという点に関しては、いまだ不十分と考えており、議員のおっしゃることは理解できるところであります。

改めましてこれまでの観光協会の運営を確認したところ、改善する点が複数あり、2つの大きな根本的課題から発生してきたものと考えています。

1 つ目は組織体制、2 つ目は町内の各種団体との連携が不十分と、この2つの大きな要因によって観光協会が見えにくい、必要かどうかという考えに至ったのではなかろうかと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9 番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9 番、川村 義幸議員。

【9 番 川村 義幸】

本当に町民の目には見えてない。町長、言われますように、販促や何かに動いている部分は分かるのですが、販促だけという感じがします。

コロナ禍の中でいろいろ頑張っていたという話もありますが、観光協会としては町にもう少し目に見える、例えば、いろいろなイベントがあります。イベントにしても、独自で行っているイベントはほとんどありません。ほとんど町に便乗している、各団体、実行委員会、商工会、全ての活動に便乗しているだけのような気がします。そのことを町長はどう考えているのか、それは活動しての内に入るのかお聞きしたいです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるとおり行政の観光行政と商工会、他の団体と重複した部分があり、自主的、主体的なイベントをしてないと、おっしゃるとおりと思っております。企画情報課が観光を持っており、ある程度大きくクローズアップされています。

先ほど言いました組織体制で、マンパワー不足から発生する運営上の問題もあります。スタッフは正職員・パート・地域おこし協力隊で構成されておりますが、終日勤務できる人材の確保が難しく、直売所の営業日縮小や複数業務の兼業により本来業務へ傾注できないなどの影響が出ていたようであります。そういった原因からはっきりしないと思っております。

今回、観光業務にしっかり携わる職員を募集し、自主的に運営できる観光協会に再編していくという考え方であります。

観光協会の総会で資料を見ましたが、2024年から2026年を新しく創成期にしたいということでもあります。2027年から2029年を導入期で、いろいろなことを考えてやっていきたいという話です。それから3年間を成長期、それから先を安定拡大期、4つに分けて今後、観光協会を立て直していく、しっかりとした

ものにしていくということです。

そして、正職員を募集して入れております。もともと観光業務に携わった職員であり、本町の観光協会の発展のために尽力していただけると私は期待しているところでもあります。もう少し時間をいただけないかなと。

要るか要らないかという話をされるとなかなか難しいのですが、やはり必要であろうと思っております。県内の観光協会が一番しっかりしたところは高千穂町で、観光客も多いと思っております。東郷の道の駅ですが、かなりの人が来ているようです。東郷までは来るのですが、それから先に来てないようであります。せっかく東郷まで来た人を、車で15分くらいの美郷まで誘客していくかということが今後の課題ではなかろうかと思うところでもあります。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。まだこれからいろいろ質問しようということを先に答えられて、どうしようかなと迷っておりますけども。

観光協会の「いっつもや」は、先々月に所管事務調査で聞き取りをしました。その時に指摘されたのが、店の中が暗い、もう営業して欲しいなどいろいろな意見が出ました。

ところが所管事務調査から全然変わっていません。店の中も暗いまま、昨日、一昨日に南郷で話を聞きましたら、週に2日ぐらい開くかなと感じです。あの時にいろいろ話をしたのに、一番手短なこともまだ改善されてない、そんな状態で本当に大丈夫なのかな。

観光協会には、町長が言われました地域協力隊が1人おります。年間276万円ほど給料を払っています。この人の動きが本当に見えてこない気がします。

それを町長はどういうふうにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

(一社)観光協会には、会長がおります。町として、観光協会は独立した組織としてお願いしております。その中で、町の関わり方という部分が非常に重要になっていくのかなと思うところでもあります。あまりこちらからあだ、こうだという話になると、昔、町が持っていた観光協会とあまり変わらないという話になってきます。そんなに口を挟まないで、自分たちのやり方によってという話であります。議員おっしゃるように動きが見えないということであれば、再度それをチェックしな

がら、令和6年度しっかりやっていただければ何とかなるのかなと思っております。議会からそういった懸念があることもしっかりと伝えていきたいと思っております。

美郷町の場合、観光協会自体が大きな母体ではありません。みんなで育てていく、助け合っていく、観光協会がする、役場がするという感覚が非常に強いのではなかろうかと思っております。先ほどのワイヤーメッシュではありませんが、柵を設置することが目的ではなくて、管理をしていかに侵入を防ぐかということが大切であり、それと似たような感じがいたします。

町としましては、今後独自性を持たせながら観光協会にお願いすべきことはお願いする必要があると思っております。見えない部分が見えてくるような観光協会にしていきたいと思うところであります。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

本当に見えるような観光協会にしてほしいです。今、独自性を持たせてなかなか動けないのかな、動いてないのかなというふうに感じております。

本来ならば町の三大祭りや商工会等が行っている地蔵夏祭り、南郷のイルミネーション事業に関しても、本来なら町外からお客を誘致する、せめてそのぐらいの事業をしてほしいと。昔、小松さんがいた頃、少しやりかけていたと思いますが、そういうことも全然見えてこないです。

他市町村の観光協会を見ると、やはり町外、村外からの誘客にすごく力を入れているような気がします。それがまず全然足りていないと思っております。

もう一つ懸念されるのが、我々も会員で、私は法人で入っております。観光協会の会員になりますと会費を納めます。その会費の約半額ぐらいが商品券で返ってきます。これはちょっとおかしいのではないかと。せっかく集めた会費を会員の皆さんにお返しする余裕があるなら、町の1,300万円の補助金をもっと減らしても運営できるのではないかと私は感じます。町長、そのあたりどうなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員のおっしゃるとおりだと思います。そういう還元方法、そんなに余裕があるのかと。そしてまた、会員を呼び込んでいるのかと、多くなっているのかという話で考えてみますと、そうではないと思います。余裕があって町民に回しているという話なら分かりますが、町から1,300万円相当の補助金を出していることに鑑みれば、それは少しおかしいということでもあります。

少し忘れましたが、それはやめるという話を聞いておりました。その後どうなっているか分かりませんが、もしそれを続けるのであれば、おかしいのではというお話をしたいと思っています。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

本当におかしい話です。運営ができないから補助金を出していると思います。運営を出してもらって、それで運営する上に会員から年会費を取って、その半分はお返ししますと。それで会員を増やそうとしているのか、何を意図にそれを行っているのか分かりません。

町長の考えは、観光協会として残していくべきなのかなと感じて取れました。

私の提案としては、観光協会よりはむしろ企画情報課に専用の職員を2人ぐらい増員して、それで運営していく。そうすれば経費として、1,380万円プラス地域おこし協力隊の分を含めると1,650万円ほどかかっております。仮に企画情報課に中堅クラスの職員を2人ぐらい増やしたとしても、私の概算ですが、2人で1,200万円ぐらいで済むのではないかと思います。そうした場合に400万円、450万円ぐらい予算として減額できるのではないかと思います。

町長、その辺の考えはどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

職員が観光協会の職員を兼ねて、事務分掌の中を決めたほうがいいのではという話であります。

結果的に最初の立ち上げの段階は、企画情報課が観光行政の範疇でやっていたという経緯があります。その時の職員は、いろいろな兼務をしており渉外や販促活動が取れずに実らなかったという話があります。

どちらがいいかということで考えていくと、今のような形がいいと思っています。その中で職員の問題ですが、その一人一人の職員が観光協会をどう考えているかということだと思います。

先ほど言いましたように、3年ごとのスパンの中で黎明期でもありませんが、観光協会はずっと続いてきております。改めてという考え方で、前半は今までやってきたことを精査し、令和6年度の後半に観光協会がどのような動き方をするか見てみたいと思っています。

以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

分かりました。そういうことであれば、やはり職員は少し難しいという考えかなと思っております。

今、町長が言われたように今後しっかりと監督というかチェックしながら、本当に必要かどうかを見極めていって、どうしてもという場合は考えなちといけないのかなと。これは1,300万円かかっております。正直言って、その上にプラス地域協力隊が活動した場合には活動費用などがかかるような話も聞いております。

そういうお金を使っているのですから、町にメリットのある、目に見えた活動をする観光協会を育ててほしいなど。育ててというのはおかしいかもしれませんが。他市町村の中で、特に椎葉村観光協会の会長が村外からの誘致活動など一生懸命やっており、よくテレビにも出ております。そうやって椎葉の名前も売れております。美郷町の名前を売ってくれるような観光協会、美郷町に経済をもたらしてくれるような観光協会を目指してほしいです。そのことを含めて今後、町長として観光協会にもう少しきつく言っていただけるかどうか、お伺いしたいです。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

観光協会の基本理念が、書いてあります。「効果的な選択と集中を信条に国内外を問わず、本町観光に有効でかつ効果的な観光関連機関や観光関連事業者と緊密に意見交換等を行い、協会に求められる事案対策等について認識の共有化と相互協力により連携強化を図り、協会の事業展開につなげる」という話であります。

これを見ると、そんなに事業実施は変わっていないかなと。観光協会の組織体制で、総会に1回しか出ておりませんが、私の役割は観光協会の顧問です。

観光協会に理事が9人か10人いると思います。観光協会を動かす理事がどういう形で、この観光協会に参加しているのかという話も必要かなと思っております。

一括りでこれではという話になる、そして今議員が言うように活動が見えないということであれば、理事達にも集まっていただいて。本当に観光協会の理事になってること自体も分からない理事もいるのではというような気がします。その部分も考えてしっかりとした体制になるようにやっていきたいと。

正直に申せば、私もあるとき企画情報課長に、観光協会は要るかという話を昔にした記憶があります。

本当に要るか要らないか、そこまで真剣に考えではなく、漠然と企画情報課が持つ観光行政と観光協会がする仕事、何か分からない、はっきり見えないと。観光協会の役割はという話で聞かれますが、そういう部分を見比べていくと、それぞれ立

場、組織が違うので、することは全然違うという認識であります。それがしっかりされていないということだと思っておりました。そして、やはり人的問題もあると思っております。今後、令和6年度、令和7年度を見て成果が出ていないと議員さん、また町民の方々から言われることかなと思っております。しっかりと見て対処していきたいと思うところです。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸議員。

【9番 川村 義幸】

分かりました。ぜひとも指導、そういう観光協会をつくってほしいと思います。

御田祭実行委員会の反省の時に、副町長にもお願いしておりました。御田祭でも見えていない、観光協会員が何にも手を出してきてない。本来なら祭りでは観光協会が先頭立って動いていただくのが本当だと思います。受付の場所で、役場職員が受け付けるのではなく、観光協会がやるべき仕事ではないかと思っておりました。そういう点も見えましたので、本当に観光協会はどうかんだろうという心配でした。

今後、今町長が言われたように、あともう少し時間を与えて、そして観光協会の行き先を見詰めながら行きたいと思います。そして令和6年、7年を見て、どうしても変わらないときにはまた指摘させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

観光協会の理事、会長をはじめ皆さんにとっては嫌な質問だったと思います。これで私が1つ犠牲になって意見を述べれば済むのかなと思っておりましたので、述べさせていただきました。どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いしておきます。

以上で、私の質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで、9番、川村 義幸議員の質問を終わります。

ここで、5分間の休憩といたします。

再開を13時30分とします。

(休憩：午後1時25分から分間)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6 番、中嶋 奈良雄議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【6 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6 番、中嶋 奈良雄議員。

【6 番 中嶋 奈良雄】

通告順に沿って質問させていただきます。

農業担い手対策等育成について、質問したいと思います。

美郷町の高齢化率は高く、今後さらに高齢化が進むにつれ、就農、生産中止をしていく農家が増えてきています。また、就農している方でも後継者がいないため離農、廃業を考えている方がいる状態です。

美郷町内には大きな企業等もないため、こういった第一次産業で所得を得ている人が多く、町を支える大事な産業の一つであると考えます。

町長も令和 6 年施政方針において、農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組み、特に担い手対策と育成対策の充実を図るとの方針に触れております。

このままでは、離農・廃業をされる方が増えしやうことが考えられますが、どのような対策を考えておられるか伺います。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

農業の担い手と育成対策ということであります。

美郷町の場合は第一次産業の町で、農業に限らず林業もいつも言われるのがこの担い手不足という話であります。

どんどんどんどん高齢化していつて担い手が少ない、その中で新規就農などやっております。現在、農業に対する様々な支援策を講じておりますが、その中に他の市町村にはない町独自の支援策もしております。

支援の目的は、農家の所得向上と農地の保全・遊休地の解消、担い手や後継者の確保・育成等様々でございます。これらの支援は離農や廃業対策にもつながるのではなかろうかと思っております。

人口の増加が期待できない中で、高齢化、後継者不足は着実に進んでいます。

町としましては、現状を維持していくということも担い手・後継者対策の一環ではなかろうかと認識をしますところでありまう。現在の支援策を継続して実施してい

きたいと思っております。

現在、経営の不安定な就農初期段階の就農者への国の補助事業に加えて、町単独事業での給付金事業を実施しているところであります。担い手の確保とともに町内への移住促進にも十分貢献しているため、この事業は進めていきたいと思っております。

今回の定例会におきまして、新規の県単事業であります山間地域農業持続化モデル構築事業の予算をお願いしております。本事業は移住者やUターン者等の方々を対象としており、今回2名の方の支援を計画したところであります。なかなか難しい問題ではありますが、農業・林業が尻すぼみしないように、皆様とともにいろいろな支援策を考え支援していきたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

担い手対策は本当に難しい問題だと思います。別の用紙を皆様にお配りしましたが、中山間における北郷地区における集落協定の年齢構成について調べたものです。

これは令和2年度に提出された協定書により記載したもので279人です。令和6年度ですので、これ以上に年齢が上がっていると思います。亡くなった方もいます。279人の内54歳までが若いような感じがしますが、これが10%です。それから80歳までが90%ぐらいの年齢になってます。

これを見るとに分かりますが、農業就農者が極端にいない状況です。年齢とともに体力がなくなってしまう、維持していけない状況が今の現状です。

米作りにおいても、やめる方が今から先どんどん増えてくると。稲作をやめるということは、要するに用水路のが管理できなくなる為やめていく人も出ているという関連もあります。

以前に、農業法人のことを一般質問で言ったことがあります。なかなか難しいという答弁でありました。町でできないならば、会社や他のところが立ち上げるならば、町として支援ができるのか、町長に伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にどんどん農業従事者が減ってきているという話であります。2006年ぐ

らいに新規就農が8万人ぐらいいたという話ですが、今回、その半分くらいになっており、農業に従事する人が少なくなっています。農業に従事する人は、やはり会社を辞めてリタイアして就農に入る人が多かったという話であります。定年退職して何するかといったら、農業を始めますということで入りやすかったということがあり、ある程度支えてきたということでもあります。

これから先、減っていく予想をされているのは、定年制の延長などが要因となって、辞めなくても会社が再雇用、延長してくれるので、そこに残って仕事をした方がいいという考え方になりどんどんどんどん減ってくる。魅力ある農業であればまだまだ増えるのですが、難しいので増えないということになります。

議員がおっしゃるように、今から先は会社組織が町に入ってくるのかどうかというのもまた問題だと思っております。

耕地はあっても効率性がない、北海道のように見渡す限り畑であれば会社が入って法人化してやれるという可能性はあります。今から先そういうことが出てくるような条件、整備をしていくべきかどうか狭間になっていると思っております。

言われるように、それが終わってしまうと荒れ果てた遊休農地が増え、いろいろな弊害が起こってくることを考えれば、そういう企業に来ていただくように、それも一つの企業誘致だろうと思っております、やっていきたいと思うところです。

その時に補助をどうするかという話になった場合、皆さんと協議したいと思っております。企業誘致という立場からすれば、ある程度の税金の減免、今の制度設計で対応できるかなと思います。今度はそれに対して、農業者にいろいろな補助していますが、それもあるかどうか考えていきたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

私は以前、農業法人のことが気になり、個人で言っていかが分かりませんが、日之影町の役場行って課長や担当者の方に聞いてみました。

私が、どのような方法でしてるんですかと聞いたところ、職員の方は地元の方ではなく、職安に募集をしました。だから農業と全く関係のない人が来て、農業法人、要するに種をまいて苗を育てて田植をして刈り取ってドローンで予防して、もみすりをして、もみをすったもみ殻は肥料にして売ってますと。そして、日之影は栗の産地でありますので、その応援もしてます。ウコンも作って、法人でやっており、いろいろな方法でやっているようです。

これは町の資金でやっていると思いますが、農業法人の事務局長がいませんでしたので、またぜひ来てくださいということでした。それから私は行っていないのですが、また行って聞き取るべきだったと今になって思っています。

町ができないならば、建設業でも山関係の仕事、できたら町内の人があるのが一番ですけども。そのときに中山間の交付金支払事業がありますので、それを利用して法人を立ち上げる方と契約をしていく方法もあるかなと。そうすれば、畦の草刈りなどいろいろな面で対応してくれると聞いてます。1反いくらなど。

私も中山間の小黒木の役をもらっております。1反いくら、1日いくらでやります。そういうことを法人化すれば、その人たちに頼んでやってもらうこともできます。今から先はそういう対策をしないと、農業をやっていく人がますます少なくなってしまうのではないかと。法人化すれば会社が米を高くで売って、売り上げて採算性を上げればやっていけないのではないかと私は思いますが、そのことに対しての町長の考えを伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

直接支払交付金の中で集落営農を決めて、それぞれの地域でその分配の仕方もそれぞれ違います。オーソドックスに言えば、受益者半分、組織半分という形になってるのかなと。例えば、年間400万円の直接支払交付金があった場合、200万円がその組織、あと200万円が個人に戻るという話にしたときに、200万円と400万円、倍違います。その組織が200万円までもらっていいということにすれば、いろいろなことができると。個人に回すと、農業関係にそのお金が行っているのかという話になると少し疑問かなと思います。

その中山間の直接支払交付金を集落協定の中でこうしますという話にしたときに、全額そこに組織が持って、草刈りなどの賃金を支払っていく使い方が本当かなと。管理のために交付金の下りているという話やはり分かっていたきたいと思います。軽微なことは役場に言えば全てそれでいいという話ではなく、交付金は何のために出ているのかという話をすれば、農地保全などに使ってくださいという話であります。もう少しそこを煮詰めて生産者、農家の方々、協定の加入者に分かっていたければなと思っております。

美郷町には、協定や集落営農の数がかなりあり、機能している所としていない所があるも事実です。南郷に行くと1人または2人の若者が、全部受け持ってもいいという勢いがあります。担い手は少ないが、そこを全部守るということになれば何ら問題ないと思います。その中で、法人など立ち上げに必要なお金が出てくるのであれば、皆さんと協議して少しでも立ち上げの負担がかからないように考えたいと思っております。

異業種参入という話の中で、建設業等々が今は災害復旧で動けない状態ににあります。今までの全ての災害復旧の工事が終わったときに、農業という部分に参入していただいて、いろいろやっていただくことになれば、ある程度農家の負担が減ってくるのではと思っております。

そこそこではなく美郷町総動員といいますか、そういう方法でやっていく必要があると思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

私がなぜそういうことを言うかということ、会社の人はいろいろな体験をしてきています。特に建設業の方は重機も持っている、機械の資格も持っており、いざ何かあった時に用水路の補修もでき、即戦力になる。コンバインに関しても、重機に乗っているの、すぐ対応ができる。これは地元の建設業とか林業関係者のことを言っているのですが、そういう方がやってくれるなら一番いいという話をしているのです。用水路もどこにあるのか地域の人も知っている、田がどこにあるかも知っています。もしそういう会社があれば、町として呼びかけをしてみる必要があるのではと思います。そういうことを町長は考えていないか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

大きな災害でどうにもならないという話になれば、町が形災害復旧をやっています。先ほど言ったように交付金で、例えば、側溝の砂利上げや谷の取水口などにいったいたまってきたという話であれば、重機を借り上げて重機を使う人達にお願いしてあげると。私の地区では、そのお金を農用地管理組合から出していると。台風でワイヤーメッシュが壊れたら、それを元に戻さないとい時には、全部集まって、重機を持ってきて上げると。できることはやり、できないことは頼むしかないという話であります。そういう方法でつなげるところまでつないでいこうということあります。今後どうするか、南郷のやる気のある若者がどう考えているのかと、どうしてそうなったのかを参考にしながら。例えば、そういう人達が1つの区をしていくことができれば、これが一番理想かなと。

集落区、協定数40ぐらいあります。そこに全部波及していったら、そんなに心配することではないと。一人一人の農家さんが生き残るといのか、言葉はちょっと難しいのですが、ずっと従事しなければならないのかという話になると、それは限界があると思います。ある程度世代交代は起こります。その世代交代が起こったときに担い手がいないよりか、何人かでもいいから水稻でも作っている組織や状態であることが大切な思っております。そのためには、町がいろいろな助成していく必要があると。

ただ高く売れる物を作ると、同じ米でも3等米よりか1等米がいいわけです。今度は技術といのか、法人なら法人の収益に関わってくると。これは行政がどうのこ

うのではないと思うところです

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

地域に後継者が少ない、若い人がいないのは現実であります。

その中で、私は農業している若い人が地域の人々の米を何町も作っており、もうこれ以上無理だと、どうしたらいいかと相談を受けます。新規農業者の方もやはり同じような考えで、IターンとかUターン、協力隊は年間300万円以上のお金が出ており、私達はそういう支援がないから、その3分の1でも支援があると助かる、そういう支援があったらみんなに呼びかけもできるという声を聞きました。

そのことについて、町長はどう考えておられるか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな補助で米も1等米を8,000円にという話で農協買取り価格の差額分をという話であります。全ての作物に対してそういう話になると財政的にどうか、美郷町自体が財源が裕福かという話ではありません。昨日、監査委員の報告があり、うちの財政力指数の話をすれば、そこまで余裕ではないという話であります。

そして経常資本収支比率も高いということで、100にした時にいくらか、差引きで残りが自由にできるというだけの話であります。そこまで弾力的な財政向上にはなっていない。早く言えば、危ないということではないのですが、そういったところまで来てるということでもあります。それは本当にしたいのですが、なかなか難しいという部分があります。

その中において、やはり農業振興や畜産振興などに対して1億1,000万円ぐらいは出しているのではないかと考えております。今後もそういう自助努力では及ばないところの補助を今後もやっていく必要があると思っております。

以上です。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6 番、中嶋 奈良雄議員。

【6 番 中嶋 奈良雄】

確かにいろいろな面で支援しているのは、確認しております。椎茸、米それに備長炭や畜産、いろいろ様々支援をしているのは十分分かっております。担い手対策に対して、要するに後継者に対して支援しているのは分かります。もう少し支援があったら、担い手や後継者対策にいいのではないかと思います。今の美郷町地域の農業、林業を若い人達が一生懸命守っています。そのことをもう少し考えて、何らかの対策をお願いしたいと思います。

2 番目の質問に移っていいですか。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【6 番 中嶋 奈良雄】

現在、物価高に伴い町民生活に影響が出ていると思われます。また、各産業においても厳しい経営を強いられています。これは農林業においても同様であり、燃料、肥料、飼料、農薬や機械、資材等が値上がりしており、経営がますます厳しい状態となり離農を推し進める一つの要因となっております。

現在の物価高に対する支援策はどのように考えておられるか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当にこれは大変だなと思っております。

本人たちが自助努力にかかわらず、いろいろな外的要因といいますか、情勢の中で値上がりをしている部分に対しては、今まで同様に補助をしていきたいと思っております。

いろいろな肥料や機械類は分かっておりますが、農産物はどのくらい上がっているのかという話になるけど、早く言えば価格が上がっているのかという話になると、資材や飼料などの上がり方に比べて、低いということになっております。そこがアンバランスであります。そういう追いつかない部分、農業者に責がない部分についてはちゃんと補助をしてまいりたいと思っております。

以上です

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6 番、中嶋 奈良雄議員。

【6 番 中嶋 奈良雄】

美郷町は米に対しては補助をいただいて誠にありがとうございます。他の市町村に聞いてみると、そういった補助はないと言っております。本当にこれはよい政策だと私は思っている次第です。

機械を更新する場合に、1 回更新したら7 年間は更新できないということがあります。これは前回、早川議員が質問しました。私も靱摺りをしてますが、乾燥機を1 回購入したら7 年間他の機械は購入できないと。乾燥機は購入したが、平成 18 年の靱摺り機を使っており、今年は使えるかなという不安を持っていますが、できるだけ負担をかけないように靱摺りをしたいと思っています。

そうした場合に、やはり更新ができないという不安があります。一生懸命やっていますが、機械に頼わざるを得ないところがあります。高齢化していますので、機械が痛んだらどうしようもないと。いろいろな都合があって、朝早くからして、早く終わらせないと受入れもできないなど事情があります。機械を更新する場合には7 年ではなく、もう少し短くすることはできないか伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

自分が農業振興課にいる時に、椎茸乾燥機など機械が入っているかどうか検査に行きます。椎茸乾燥機が5 台もあります。そして、何台使えますかと聞いたら、3 台使えと。そしてあと2 台を3 分の1 の補助の補助事業で入れてという中で。

機械には耐用年数がありますので、致し方ない部分もあります。結局、機械の使い方というか、使いっ放しではなく終わった後の手入れなどメンテナンスをしてほしいなと思っています。

栽培するものによって、道具が違いますので、いろいろな話になります。一番出てきたのはトラクターの更新で、畜産をする人達はトラクターを一番使います。

最初は10 年でしたが、それを7 年にしてきたつもりであります。機械化で必要なのは分かるのですが、その家に行った時に、それをずっとはどうかと思うときがありました。

確かに3 分の1 は本人が出しているのですが、その人の所有なのですが。もう少し当たり障りというか、のさりというか、車でも何でもすぐ悪くなる物もあれば、それがずっと長続きするのもあり、致し方がないかなと思います。全てがそうやっていけるかという話になると、多分、町の財政がもたないという気がします。そこはしっかりと考えながらやる必要があると思っています。

【6 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6 番、中嶋 奈良雄議員。

【6 番 中嶋 奈良雄】

確かに町長がおっしゃるのは分かりますが、もう限度が来ている機械もあると思います。そういう物はやはり見てほしいなという気持ちもあります。どうしても必要最小限のものが、要するに今から米時期であります。火を使うなどいろいろな条件が伴ってきます。点検もしますけども。危険が伴う機械には点検もしますが、申請があったら何か対策をしてほしいなと思います。

機械はメンテナンスによって長持ちする機械としない機械、また、使用する人によっても違う、田によっても違います。もう限度が来ている機械に対しては、できるだけ早めの対策をお願いしたいと思います。

自助・共助・公助と言いますが、自助で一生懸命やっている方、また共同で一生懸命やっている方、それでもどうしても対応ができない場合には行政に頼らなくてはどうしてもできない場合があります。そういう場合においては、早めの対策をお願いしたいと思います。

3 問目に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

3 問目の発言を許します。

【6 番 中嶋 奈良雄】

現在、全国的に賃上げが進んでおり給料水準も上がっております。農家所得については物価高騰もあり、値上がるどころか下がってしまっているのではないかと懸念しております。新規就農者、後継者を増やすためには、安定した収入と所得が必要不可欠と思われますが、この対策についてどのようなことを考えておられるか、お聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

所得収入になりますと、行政がという話ではないのかなと。

そういう及ばない部分には補助をします。例えば牛を考えた時に、A という人が 80 万円で出す。B という人が 40 万円で出すとしたら、40 万円下がるからどうか補填してくれということになると、それは正しい理論にはならないと。

ただ 1 つだけ思っていることというか、今後、期待していることが、食料・農業・農村基本計画が改正されて、今後の話になりますが、適正な価格が今度議論されていく話の中で、米を作るのにどれだけのコストがかかるのか積み上げて、やはり 9,000 円もらわないと合わないという話になれば、9,000 円で売れるようにできないかと国が考える。今後、農業者や流通者、消費者を入れて会合が行われるであろうと思っております。今まではそういったコストは全然考えられず、ただ流通

に乗せて幾らという話であります。

例えば、車を売る時にこれだけの経費がかかって、これだけの利益を上げないといけないから、これで売りますとってそれが売値になります。そういうことを考えたら、その基本計画の中で今後コストを見て、米なら米、最低これだけで売りましようとか、それぞれの作物がどれだけ出てくるのか分かりませんが、私はそこに期待をしたいと思っております。

今までとは違った収入の安定、所得の安定が出てくるのではないかと考えているところです。

以上です

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

現在は米が足りなくなっていて、5キロ3,000円で店頭で売られているようです。それも1袋限定など、そんな感じで売られているところもあります。30キロにしたら1万5,000円です。農業もそういう時代に突入してきたなと私は思っています。自分の米は、自分で価格をつけて売る、そういう時代ではないと農業をやっていく人はいなくなると。自分の米は自分で値段をつけると。今までは農協に供出して1等米、2等米などつけてもらっていました。今からの農業は、金にならないと後継者もいない。

例えば、法人組織をつくった人が米を作って自分で売って、収入を上げて地域に貢献していくような法人組織も欲しいし、また、農業をする人も自分の米に自信を持って売っていくと。今年度はもう米が足りない状況も出ています。機械や肥料、農薬や苗も上がってます。価格を1万円しても、なかなか採算に合わない状態です。そのあたりを考えて、町長が言ったように国や県が対策していくということでもありますので、それを期待して私たちも頑張っていきたいと思えます。

米は1万5,000円くらいで、それでトントンだと私は思っています。価格を農協などいろいろな人に頼んで、上げていく必要があると思います。

もう一つは、新規就農者に対してもう少し支援をしてほしいです。協力隊は国の金がきていますが、新規の人からそういった対策はできないかという言葉をもらいましたので、町長にお伺いしたいと思えます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

国・県の新規就農者に該当しないのは、町単で救っていることは御案内のとおりであります。それも同じ条件で月額12万5,000円を出しています。それを最

低3年間で、それが終わったら就農してくださいということでやっております。

よく分かりませんが、この12万5,000円が多いのか少ないのかという話になるとちょっと難しいかなと思っております。確かに多いにこしたことはないのですが、行政から見ると、農政、林政だけではなくて福祉行政などいろいろな立場があります。そこにつき込まれる金はそんなに多くはないと思っております。どこに重点的に置くかという話になり、出ていくお金は決まったものは出さなければなりませんので、なかなか難しいと。

この食料ですが、今3つの危機があるという話をよくします。グローバル的に見れば、気候と戦争と食料という3つかなと。

この食料を食料安全保障ということで、日本の食料自給率が非常に低いと。農政の憲法と言われるこの基本法に書くのですが、それになったことはないという話です。今後この戦争と気候という部分で、もし輸入する国にいろいろなことが起これば輸入ができないと。そうしたら日本国民はどうするのかという話になると、飢えると。そしたら飢える前にどうするかと。しっかりとした食料の自給率をつくるために努力をする必要があると思います。それについて、町はどう補助していくのか、国はどうするのかと。その動きの中で農政を考えていくべきかなと思うところです。

一概に多いとか少ないとかいう判断ではなく、満遍に美郷町の農業者、林業者に生産意欲を持ってしてもらうがために、どういう方法がいいのか今後も考えていく必要があると思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

農業は一家三、四人で一生懸命働いて、毎月にお金が入ってこない時もあります。まとまって入ってくる時もあります。

しかし、毎月金が入ってこないと、なかなか今の世の中は生活ができない状態です。農業に関しても米は一作、牛は多頭飼育すればですけど。今から先の農業は、毎月お金が入ってくるような農業対策をしないと難しいのではないかと思います。そのことについて、町長は何か考えられているところはありますか。

例えば、野菜でも何でもいいのですが、毎月収入がないと生活できません。若い人がそういうあたりで入ってこないという面があります。農林振興課長でもいいですが、何か対策があれば、お考えがあればお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

非常に難しい話ではありますが、結局人口が少ない減っているという問題が全てに影響していくのかなと思っております。

先ほど言ったように、いろんな産業がありますが、魅力がある産業にならないと担い手が育たないという話をしました。農業が本当に若者にとって魅力ある産業なのか。選択肢ですので、所得も含めて安定しないと担い手が育たないということも事実であります。

美郷町自体がこうするという考え方は、今のところ国がある程度の基本計画の中で謳ってそのとおりにやってほしい。根幹をなす食ですので、しっかりと考えていただきたいと思うところであります。

1 地方公共団体がということではないと思ってしております。私はそうと思いますが、農業振興課長はどう思うか分かりませんので、聞いてみたいと思います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

中島議員が言われることは、よく分かります。できれば一定の収入が毎月あればいいという話だろうとは思いますが。今の施策としては、地域おこし協力隊を募集するに当たって、複合経営、半農半X（半分は農業、半分は別の仕事に就いてもらう）という取組を行っているところであります。今そういう募集をかけています。

特にこの半農半Xについては、今、遊休農地も増えてきており、できればどこかに勤めていただきながら、片や農業をしていただくということも検討しております。さらに深く検討を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【6 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6 番、中嶋 奈良雄議員。

【6 番 中嶋 奈良雄】

半農半業でも結構ですので、米も徐々に上がってきてます。仕事をしながらでも、米はある程度やっていけます。そういう方法で若い人が取り組んでもらえるような施策を取っていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、6番、中嶋 奈良雄議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は明日9月6日金曜日午前10時に本会議を開きますので、時間をお間違えないようにお願いいたします。

【議長 那須 富重】

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：午後2時20分)

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 6 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年9月6日（金曜日）

◎開会日時 令和6年9月6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月6日 午後1時40分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児 君	2番 早川 節夫 君
3番 中田 武満 君	4番 兒玉 鋼士 君
5番 山本 文男 君	6番 中嶋奈良雄 君
7番 川村 嘉彦 君	8番 甲斐 秀徳 君
9番 川村 義幸 君	10番 那須 富重 君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長 田中 秀俊 君	副町長 藤本 茂 君	
教育長 大坪 隆昭 君	会計管理者 泉田 浩文 君	欠席
総務課長 甲斐 武彦 君	税務課長 川村 博昭 君	
企画情報課長 田村 靖 君	町民生活課長 黒田 和幸 君	
健康福祉課長 海野 勝弥 君	建設課長 佐藤 文幸 君	
農林振興課長 松下 文治 君	政策推進室長 田常 浩二 君	
教育課長 鎌田 次郎 君	地域包括医療局事務長 田原 裕亮 君	
南郷地域課長 田中 幸生 君	北郷地域課長 長田 孝規 君	

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 6 年第 3 回美郷町議会定例会

議事日程（第 3）

令和 6 年 9 月 6 日
午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

2 番 早川 節夫 議員

1. これから先の農業支援について

1 番 若杉 伸児 議員

1. 携帯電話の不感地帯解消について

2. 町内 3 義務教育学校の部活動について

3 番 中田 武満 議員

1. 町民医療関係情報のシステム管理について

2. 森林環境譲与税の活用による林業振興について

7 番 川村 嘉彦 議員

1. 介護車の購入の助成について

2. 美郷町バイオマス協議会の事業について

会 議 録

令和 6 年 9 月 6 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日も昨日に引き続きまして、一般質問であります。

ここで議員の皆さんに、ちょっとお願いがあります。

昨日の一般質問の件の中で傍聴者の方のアンケート結果を見ますと、もう少し期待したいということが書いてありました。メリハリをつけてしっかりとした質問に、いわゆるこちらの執行部の方もそれに対して答弁をしなくてはなりませんので、メリハリの利いた質疑になるようお願いしたいと思います。

【議長 那須 富重】

それでは、ただいまの出席議員は 10 名であります。

泉田会計管理者から身内の不幸のため欠席の申出がありましたので、これを受理いたしました。

【議長 那須 富重】

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。上着を脱ぎたい方は、脱ぐことを許します。

【議長 那須 富重】

日程第 1 一般質問です。

本日は、残り 4 名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2 番、早川 節夫議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【2 番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫議員。

【2 番、早川 節夫】

おはようございます。それでは、通告順によりこれから私の一般質問をさせていただきます。

これから先の農業支援について質問させていただきます。

まずは、美郷町は農業、林業が大変盛んな町でございます。特に農業、米作りに関しましてはほとんどの方が行っておられます。一方で、米作りを諦めて耕作放棄地も多くなっているのも確かでございます。

その要因の一つが、用水路の管理であったり田んぼの土手、畔の草切り等の管理が大変になってきたことかなと思われまします。

このことについて町として何か対策など考えを伺います。よろしく申し上げます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。今日は4名の方の通告をいただいております。ありがとうございます。

議員の田んぼの畔や土手という話で、高土手を持ってる農家さんは非常にそこに時間がかかり、大変かな思っております。

議員の御質問は、令和3年12月定例議会で中嶋奈良雄議員が一般質問された内容と関連がございます。その後の取組等も含めて答弁をさせていただきます。

中嶋議員の質問は、田んぼあぜ道のコンクリート張り化についてでございました。そのとき私は、「コンクリート化を否定するわけではないが、予算的が膨大になるということで、コンクリートに代わる方法として防草シートや除草剤等の精査を行って実証をしていく」と答弁しております。

令和5年から南郷鬼神野地区におきまして、防草シートの実証実験を行っております。費用面や管理作業の点から効果実証結果を判定することとしておりますが、現段階では、それぞれにメリット、デメリットがあるようでございます。

また雑草の根が枯れず、土手部の強度に影響のない除草剤が販売されており、町内での使用実績も多くなっております。

また米の出穂期に草刈りを行うと、水田内にカメムシ類の害虫を呼び寄せてしまうことがあるため、害虫が分散するよう、畔の雑草を切らずに放置する実証にも取り組んでおります。

さらに、来年度からは防草シートと被覆植物を組み合わせた新たな防草対策の実証実験を行うこととしております。高齢化に加え、温暖化による酷暑の中での除草作業は大変な作業であることを重々承知しております。これらの実証実験等の成果を検証し、効果的な対策について周知を行うよう努めてまいりたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2 番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫議員。

【2 番、早川 節夫】

防草シートの試験的なことをやっていたいているということです。

令和3年度第4回定例会の一般質問の中で、町長が言われたように中嶋議員が一般質問で「コンクリート張り化」のことを話されております。私は防草シートとモルタル吹きつけ、コンクリートがいいなという人もいましたので、この話を挙げさせていただきました。

これから先を見据えた上で、米作り農家で一番大事になってくるのは環境整備、田の土手の整備であったり用水の整備であったり、必要不可欠になっていると思っています。ちなみに、モルタル吹き付け・厚み5センチ・成型なしの場合、100平米で、結構金額が上がりますが、50万円から60万円ぐらいかかると思われます。

防草シートは耐久年数が16年から18年。この防草シートを使うと、張った後に結構草も死んでしまうという防草シートもあるようです。私が調べた中では、それを使って100平米で8万円から10万円の手に入るのかなと。メーカーによっては、金額も変わってくると思います。それらを使いながら整備をしていけば、これから先、米を作る人も意欲を持って続けてもらえる。

持っている耕作者が米を作れなくなった場合、その後に誰かに預けたいという時に預かってくれる人もすぐに見つかるのではないかと。米以外を作る者であっても、整備がされていけばすぐに入ってくるのではないかなと思っているところでございます。

モルタル吹きつけは金額がかさみますので、厳しいところもあるのかなと思います。そのことも考えながら、これから先の農家、農業を守っていくきっかけ、つながりをつくってほしいなと思っています。

答弁が重複するかもしれませんが、そういう考えはないかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おっしゃるようにモルタル吹きつけが一番いいのですが、そうするとワイヤーメッシュができた時に、田園風景というか田舎の風景が壊れてしまうと。今は当たり前の風景になって、それを当たり前として受け入れてる自分たちも感覚的にどうかと思います。それはやむなく有害鳥獣対策という話で、ここで全部コンクリートにしたとき、田舎の風景、原風景はどうなるのかなと思うところであります。

私が先程言いましたように令和7年度、防草シートと被覆植物、この被覆食物にこだわりたいと思っています。

実証実験をしている農業新聞等を見ると、非常に効果があると。吹きつけて3年

ぐらいは手入れをしないといけないが、年3回か4回は草刈りをしないとイケませんが、その次の年辺からは1回でいいという結果も出ています。被覆食物は何がいいか、いろいろありますので、それを植えて実証実験をして。植物ですので、見た目にグリーンといいますか、草ではないんですが草みたいなもので景観が壊れることはなかろうと思うところであります。この被覆植物の実証試験をして、それを推奨していきたいと。この方法が田園風景を壊さずに済むのではなかろうかと思しますので、そういう方法で進んでいきたいと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

そういう考えで進めてもらえると、本当に助かると思っています。

私も景観のことは気になっておりました。モルタルであれば景観も少し悪くなるなという気もしますし、値段もかかります。できるだけ時間がかからないように進めていただいて、今から戻ってくる後継者が苦勞せずにと言ったらおかしいですが、スムーズに米作りができるように取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

防草シートに関しまして、私が調べた金額でしたので、また調べて何を張ると下の草がもう生えてこないという防水シートもありますので、そういう物も調べてもらって、取り組んでいただければありがたいと思っています。

参考資料の写真があると思いますが、見ていただくと自走式の刈払機があると思います。この写真の刈払機は平らな部分しか刈れないのですが、斜面の草も切れる機械もあります。その場合、刈払機の5倍から6倍の価格がすると聞いております。

これも農家にとって必需品になってくると考えております。これもぜひ支援の対象として、現在入っている制度の中にも入れていただけないかなと考えております。町もスマート農業に力を入れておりますので、支援の対象に考えられているか、町長のお考えをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

このモアは、平らな部分では楽になる機械であります。それが斜面になると使えないということでもあります。議員おっしゃるように、今そういう制度もあります。昨日から言ってますように中山間組織がありますので、その組織で買っていただい

て共同利用ができないか進めてほしいと思っております。

昨日の農業新聞で、そういった物にもお金が出ます、それでもいいですよとなっていてきます。今後も中山間直接支払いで検討しているということで、2つほどネットワーク化加算で、集落機能広域化による人材確保や協働活動ということで加算する、スマート農業加算という話であります。

できれば各各個人が持ってという話よりみんなで購入して共同利用して斜面の草刈りに使っていただければと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

ありがとうございます。そういう方法で機械が購入できる、助成ができるということであれば、町長にお願いがあります。そういう助成を町民の皆さんに分かりやすく案内とかしていただいて、申請がしやすい、申込みがしやすい方法をしてもらえるとありがたいのですが、町長どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことを行政もどんどん情報発信し、また集落協定をつくる時にそういう内容でしていただきたいと、努めていきたいと思えます。

美郷町には集落協定、直接支払制度で40集落あります。令和6年度予算ベースですが、大体8,800万円ぐらい交付金を出しております。第5期で8,800万円です。令和6年度まで1期5年とすれば、今5期ですので25年目です。8,800万円掛ける25年間にすると、計算しにくいので1億円とした時に、25年間で交付金が25億円入っているということです。その時その時で、面積やその地域地域によって金額は違いますが、全体で見るとそういう金額が直接支払交付金として下りております。

課長には言っているのですが、この交付金の使い方はこういう方法で使ってほしいということです。結局、最初は交付金を9割、生産者に戻していいとか、そこそこで違います。これをその組織内で全部使うような方法をお願いできないかと。

昨日も言いましたように、個人に戻ると、例えば、半分個人に戻ったら、残りの半分が農業振興に行くかという話であります。その半分が役場に来るという話、こ

うしてほしい、ああしてほしいという感じさえ受けます。

議員がおっしゃいますように、情報はどんどん出していきます。今度は担当で強制はできないのですが、そういう方向にはできないか進めていって、無理であれば仕方がないと思います。そういったお金をその地域の有効利用にと。

この内容が協定経営にどう反映されてるか分かりませんが、この集落営農は農業ばかりでもないという部分もありました。お年寄りの見回りや買物支援弱者までひっくるめた中でつくってくださいという話もあったと。それが全然違う、農だけに特化して皆さんの目がいつている部分であります。買物弱者で企画情報の商工関係で事業をしています。いろいろな形でやっていますが、町も一生懸命やらなくてはいけない部分は、当然な義務です。協定内で計画をつくってる以上は、その部分もしっかりとやってほしいと。

直接支払制度はなくならないと思いますので、あとはどのように有効に使っていくかということが今後の課題になると思っていますところでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

今、町長がおっしゃってるのは中山間の団体でということですよ。

その団体を脱退したところもございます。そこはどうお考えなんでしょうか

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

脱退したところは、そういったお金が来ないので、今度は町のいろいろな助成で集落を救っていくしかないと思っています。

昔、AとBがあって、AができないからBに合体できないか、Bが大きくなる話です。そういったこともあり、それもなかなかできないということが他ではあります。町ではそういった事例は共同にはなっていません。脱退したところは、また新たな廃退するといけませんので、今までどおり役場でいろいろな補助を出していきながら努めていくべきだろうと思います。

ある程度の今度は力が戻ってきた場合、また組織をつくってできないかと提言や提案をしていく必要はあろうかと思っています。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番、早川 節夫】

個人でやっていけば結構な数にもなるであろうし、団体でやっていけばその時の機械を団体で使うと、効率はいいかもしれません。

先ほども言いましたように、個人でも欲しいなという人もいるでしょうから、その幅もつくっていただいて、その制度が使えて購入ができる。また中山間でできない部分は町長も今おっしゃっていただきましたけども、町でも考えながらという答弁をいただきました。そのところでやっていただきながら、この環境整備、田の土手・あぜ、田の整備がちゃんとできれば、これから先の農業、米作りには本当に必須かなと思っております。

米作りだけでなく、他の作物に替える場合でも、整備ができればスムーズに入ってくるのかなと思っております。これからの農業には絶対必要なことだと思いますので、ぜひ使いやすい制度で対応していただければと思っております。

私は、もう一つ本来であれば一般質問を考えていたのですが、打合せに行ったときに1つ解決をしましたので、急遽、外しました。一般質問では短時間になってしまいましたが、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ぜひ制度をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですか。

町長、答弁が何かあればということですが。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

皆さん議員各位、農業の振興の中で最初に出てくるのは、やはり米作りであります。それをいかに省力化、余分なことをしなくていい、草狩りでも、高土手を持つてると、それにかかる時間が長いという話です。そこをどうするかという話の中で今、議員がおっしゃったように、斜面でもできるモアで省力化していく、あるいは先ほど言いましたように、被覆食物等で実証試験して、これでいいという話になればそれを進めていくしかないかなと思っております。

今後もしろいろな実証実験を取り入れながら、また議員各位の皆さんにその結果を報告しながら、本町の農業の省力化を進めていきたいと思います。御協力を賜りますればありがたいと思っております。

以上です。

【 2 番、早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2 番、早川 節夫議員。

【 2 番、早川 節夫】

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いします。

これで、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、2 番、早川 節夫議員の質問を終わります。

ここで、5 分間の休憩に入りたいと思います。

それでは、10 時 35 分より再開いたします。

(休憩：午前 10 時 26 分から 5 分間)

【議長 那須 富重】

それでは、時間前ですけれども、全員おそろいの方ですので一般質問を再開したいと思います。

それでは、通告順に質問を許します。

1 番、若杉 伸児議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

通告のとおり本日は2 問ほど質問させていただきます。

1 問目に、携帯電話の不感地帯解消についてお伺いいたします

この件につきましては、平成30 年3 月議会において、中嶋奈良雄議員より「携帯電話のエリア拡大について」という内容で質問がされております。これは議会だよりによるものですので、内容はかなり抜粋してあると思います。「農林業の作業また事故や火災の際、携帯電話が利用できるかできないかは重要である。早期に使用エリアを町内全域に拡大するべきと考える」というものでありました。

それを受けまして執行部の答弁は、「採算性の問題もあり、業者も事業者もなかなか着手してくれない。不感地帯解消へ向けて事業者をお願いし、町としても努力していく」というものでありました。

その後、約6 年が経過しております。以前は携帯会社も大手2 社でありましたが、今現在、大手4 社となっており、他の2 社も追随する形で町内に積極的に、携帯電話基地局を設置しております。携帯電話事業も様変わりしているのではないかと考えますので、改めてここでまた質問をさせていただきます。

まず初めに、町内各地の不感地帯の実態を具体的に把握しておるのか、また定期的に把握しておるのか、お伺いいたします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の質問でございますが、携帯電話の不感エリアということであります。4 大携帯電話事業者、いわゆる携帯キャリアのいずれの電波も届かない地域を指します。これは毎年、県を通じて国からの調査があります。現在、町として把握し、報告しているのは西郷の西の八峽地区であります。

ただし、昨年あたりから、新たに携帯が通じない地域があるとの情報提供があり

ます。改めて区長さんを通じまして実態把握を行っていく準備をしているところです。どこがどこかという部分で難しく、住居があるところは、携帯事業者はちゃんとしてくれるんですが、山間部は非常に難しい部分があるということでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

ちょっと上着を脱がさせていただきます。

今の説明でございますが、執行部はもちろん分かってると思います。携帯電話が通じないエリアがあると同時に、つながりにくいエリアがあるのも分かってると思います。

例えば、家の中だと通じないが、庭まで出ると通じるというケースもかなりあります。

もう15年近く前になりますが、消防部長をしていた時代、その当時はまだ災害時には、消防機構に詰めておりました。今は自宅待機を取らせるようです。その頃は消防詰所に詰めており、もし何かあった場合にはもちろん回っておりました。それ以前に高齢者の自宅など呼びかけたり、安否確認で回っておりました。落ち着いた後には、災害が発生していないか逃げ遅れた人がいないかと回っておりました。

その当時はまだ携帯会社が主に2業者でありました。エリアがその携帯会社でも違います。ここは通じるけどこっちは通じないということがありました。私は二次災害を防ぐためにも必ず2人以上組ませて、どちらかが通じるように別々の携帯会社の人達を組ませていました。

一昨年の台風14号の際に、議会で意見交換がありました。その際に、携帯電話の感知・不感知のエリアをマップにできないものかという意見を出しましたが、その後この話は進展していないと思います。

改めてお伺いしたいのですが、例えば、気圧配置図のような等圧線で囲い、この辺りは通じますとか、この辺りは通じませんといったマップは具体的に作成できないものかなと思っています。どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

はっきりは分かりませんが、不感エリアの判断は全国を500メートル四方のメッシュに切って、メッシュ内の50%以上の場所がカバーされていれば、そこは不感エリアではないという話であります。もしこれで判断すると、美郷町のどこが不感エリアかと、そのメッシュで切ってどうなってるのかをお願いすれば、それはできる可能性はあるのではなかろうかと思います。

それは私の考えですので、できる可能性があるのではと思っていますところ。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。自分の携帯は大体分かっているのですが、違う会社のは分かりません。当然つながるだろうなと思う所がつながらなかったりすることが多分あると思います。

私はそのことを踏まえて、もう一つお願いしたいのですが。神話街道南郷西都に行く神話街道の間、上渡川から西都に出る間です。車の運転で早い人で約40分ぐらい、かかる人は50分近くかかると思います。西都の国道に出るまで。この区間がほとんど不感地帯であります。中渡川に入った時点から、西都線は国道に出てもしばらく通じません。どうかすると国道を大分走行してからでないと通じないときもあります。

通った方は御存じかと思いますが、頂上から少し西都側に下ったところでほんの数メートルですが、通信できるエリアがあります。そこには、「携帯が通じます」という表示が出ております。ほんの数メートルですが、これは非常にありがたいです。あそこまで行けば連絡が取れると。分からない人は見過ごすかもしれませんが、知っている人にとっては、あそこまで行けばどうにかなると。何かの場合でも連絡が取れると非常にありがたい表示です。

町内でも、山間部や作業道、奥地にそういう所があると思います。ここだけはなぜか分からないが通じる、ずっと通じなかったのにここだけという所があります。ラジオでもそういう所があります。

これは、先ほどのことと同じで非常に厳しい難しいことだと思いますが、そういった地点があれば、「ここは携帯が通じますよ」や「何メートル先には携帯エリアがありますよ」という表示がでできないかなと考えています。この点につきましてはどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そういうことであれば、これは努力すればできることかなと思っております。

先ほど不感エリア部分が地図上に落とされて、携帯キャリアごとに出てくれば、その中で「この業者なら通じますよ」という表示はできる可能性はあるかなと。

それも私の考えですので、今後、企画情報課課長も今聞いていますので、調査をして山道などの中で表示をしていければ、議員おっしゃるように非常に安全性が確保されると思ってしております。それについては努力をしていきたいと思ってしております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。できれば、その企画情報課と総務課が一緒になって、2つのお願いを少しでも前向きに進んでいただければと考えております。その点はよろしくお願いいたします。

では続きまして、2 番目に、不感地帯解消へ向けた県や企業への要望活動についてどのような現状なのか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

携帯キャリアによる全国の人口カバー率はほぼ 100%に近いとされておりますが、各事業者ともコストの面から新たな基地局の設置・建設には消極的であります。

近年はそういう事業者に行ってお願いしますということはやっていません。その前は、ここが不感遅滞ですのでどうにかならないでしょうかと要望をしておりました。近年は事業者に対する直接の要望活動はしておりません。

国が実施する調査は、携帯キャリアによる対策検討等に活用することを目的にされ、同時に、国及び携帯キャリアに対する要望手段の一つであります。町として正確な報告に努めてきた、また、努めていくつもりであります。

今後も引き続き、居住地域の不感エリア解消に向けて、必要に応じて実態把握を行い、最新の状況を報告し情報共有に努めてまいります。

携帯キャリアにここがという話はしてないということです。国の通信格差是正事業がありますが、これもなかなかこちらに持ってくれないという部分があります。

最初のほうはやってくださいよということで、葉桜公園に携帯鉄塔ができました。それぞれ南郷、西郷、北郷に鉄塔を建ててきたのですが、今はなかなか格差是正事

業にも乗らないということで、結局、費用対効果を見ているようですので、なかなか難しいということでもあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

言われることは分かりました。

私たちの入郷区地域開発期成同盟会においても、毎年のように情報通信施設設備の促進について要望活動を行っております。10件ほど県へ要望しており、毎年このうち一つで毎年上がっております。美郷もですが椎葉、諸塚はもっと事情が悪いのではないかと考えております。

今年の内容を抜粋して読み上げさせていただきます。

「携帯電話は災害時に極めて有効な通信手段で、台風災害や山林火災、山林作業の事故、けが等の急を要する場合には欠かせないものとなっています。人家におけるエリア整備は一部を除いてほぼ完了したところではありますが、山林や作業道等の奥地においても、面積カバー率を上げることが今後必要だと考える」こういった要望をしております。

これは今年の要望であり、令和4年の要望を踏まえて、令和5年に総合政策部から回答がっております。

「携帯電話の電波等の設置は民間が行っている関係もあり、採算の面から大変厳しい。世帯カバー率100%にしていくことが重要だと思います」という回答いただいております。

また、平成30年3月議会の中島議員の質問に対しまして、またその後、追跡調査を行いました。昨年9月議会の後の議会だよりも、企画情報部課から、やはり同じように「事業者の採算が合わないので大変厳しい」という回答でありました。

これはどう聞いても国や県、町がどういうよりも、事業者が実際にやってくれるかどうかにかかっていると考えerわけです。

私個人的に考えるのですが、例えば、北郷地区、西郷地区、南郷地区の不感地帯、またそのつながりにくい遅滞の方々、地域住民が結集しまして、例えば、業者に、直接話しに行くと、陳情に行くことは実際できないか、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いいことだと思います。中島議員が苦勞して小黒木に鉄塔を造っていただいたという経緯があります。やはり住民が不便を感じているという熱意が携帯キャリアにつながったということでもあります。

早く言えば、道をどうかしてくれと日向土木にその地域の方々が、直接、お願いに行くことは非常に効果があります。その地域の方々がどこの会社がいいという話から始まって、陳情書を作って、代表者と役場が一緒に行ってお願いするとは非常に有効な手段ではなかろうかと、議員おっしゃるとおりだと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございます。私もこのことを踏まえて西郷地区、北郷地区、南郷地区も多少、把握しておりました。

やはり家でもつながらない所があり、各議員さんや個人的にお願いに来ているという話も、この質問をする当たってつい最近ですが聞きました。そういった事ができるということであれば、つながらない所とつながりにくい方もいらっしゃる。この方々にお話を持って行って、私たちの力ではそういった場を設定したりすること厳しいと考えております。その際には、町が中心となって機会があればぜひセッティングしていただきたいと考えているのですが、それはお願いしてよろしいでしょうか、一応、確認だけ。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それはやぶさかではないと思っております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

本当にありがとうございます。早速、進めていきたいと考えております。

では、3 番目に移らせていただきます。山林や奥地での作業に従事する業者の方々の有事の際、先ほどもよく出てきておりましたが事故等の場合、こういった対応を取るか、何か共有しているのかどうか、そのあたりをよろしくお願いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

現在、山林等の携帯電話の不感地帯で有事が発生した場合は、携帯電話がつかない場所まで移動し 119 番通報することが重要となっております。

このような有事を想定し、町内の林業事業者や林業従事者には、有事の際の通報手順として山岳事故発生時の手引きを配布して周知を図っております。

また、昨年 10 月 17 日に森林組合や作業班等の林業関係者に御参加いただきまして、林業労働災害を想定して防災訓練を実施しております。

当日は、山林で林業作業中に滑落し、防災ヘリに救急要請するというシナリオで訓練を実施しております。林業関係者、役場消防団、救急救命士、航空隊、西郷病院の連携した訓練により、有事の際の対応を共有し認識しております。

なお、本年 10 月に同様の防災訓練を実施する予定で準備を進めております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

分かりました。昨年から一昨年に地域おこし協力隊と議会との意見交換会を行いました。その際に、「美郷町のプラス面、マイナス面があったら何でもいいですからお答えください」と言いましたら、北郷の木炭生産で来ている協力隊の方が、「1 人で山に入って仕事をするところがある。その際に携帯電話が通じないところが多い。もし 1 人で仕事をしていて事故に遭ったらどうしようと不安になる」と言われておりました。

私はこの質問するに当たって、地元の森林組合作業班にこのことについて聞いて

みました。「実際、携帯はどうか」と聞いたところ、この方は主に南郷地区の渡川、鬼神野、時々神門でも作業されています。「年間を通じて携帯電話が通じる所と通じない所で仕事をする割合は約50%、50%くらいだ」と言っていました。

「例えば、通じるためにはどれくらい走ればいいのか」と聞くと、「遠い所でも約10分車を走らせれば、携帯電話が通じる所までは行けるよ」と言っていました。それは、あくまでも車に乗ってから10分間であって、1人でおれば自分では乗れないわけです。もしケガをした人がいた場合でも、1人2人いないと乗せられないわけです。その点については、非常に不安を感じると言っていました。

その当時、森林組合からそういったことに関して何か情報とか「こういったことをやってください、対応してくださいというのがありますか」と聞いたところ、携帯電話にGPSで位置情報が確認できるアプリがあります。もちろん携帯は通じないのですが、もし何かあったときにその人の携帯がどこにあるか、位置情報がアプリで確認できるそうです。森林組合から、このようなアプリをぜひ取り入れてくださいという説明、そういった推進はあると聞いております。

私、地元の建設会社にも聞いてみました。特に取決めはしていないと言っていました。以前は、業務用トラックに無線を積んで作業をしていたが、今はもうそこまですべて対応していないと言っていました。

そのような面からも、山林で仕事をされている方、それに携わっているそれ以外の関係者の方にも、今後また力を入れていただければいいかなと考えております。

次に、4番目に緊急時や災害発生時、不感地帯において、どのような方法で状況等を把握し情報提供を行っているのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】
町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほどのアプリは、私も知りませんでした。やはり1人で山に行って、もしものがあつたときはどうすることもできないと考えます。やはり何かの対策は必要かなと思うところであります。

ただいまの質問であります。緊急時や災害発生時において、その場所が携帯電話の不感地帯である場合は、消防救急無線や移動系防災無線、衛星携帯電話を使用し情報の収集や提供を行っております。

携帯電話の不感地帯において有事が長期化する場合は、携帯電話会社により臨時中継局を設置いただけることを伺っております。今現在したことはありませんが、長引くとその配慮をしていただくということでもあります。そういうことが起こらないことが一番いいとは思っておりますが、そうなっております。

【議長 那須 富重】
町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】
議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

分かりました。平成 17 年度に台風が来たときに、渡川地区の道路が寸断され、通信手段も全て携帯電話から固定電話つながず、それが何日間か続いたことがあります。

あの時に行政から衛星電話が来たような気がします。何か G P S ではないですが、宇宙とつながるのか、何か分からないのですが、実際に通話しているのを見たか聞いたかしました。実際、それが今でもあるんでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

衛星携帯電話、インマルサットといいます。その携帯電話は現在 2 台、町で保有しております。有事の際に使用することを想定して、保有しております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

名前まで知りませんでした。2 台あるということで、いざという時には本当に心強いかなと考えます。

先ほどの続きになりますが、A E D を使う心肺蘇生法を皆さんもよく御存じだと思います。私も何度か体験したことがあります。

これは、まず発見したら周囲の確認をして、そして倒れてますという方の状況を確認すると。その後に通報するという仕組みになっております。1 1 9 番通報する。それかもしくは A E D があれば、どなたかに A E D を持ってきてもらうようお願いする。これが手順だと思います。皆さん御存じかとは思いますが。私は、この講習会のときに、その頃はジェームズだったか分かりませんが、質問をしたことがあります。

「まず、発見してそこが不感地帯だった場合、取りあえず蘇生をするのか、それとも誰もいなくても、1 人でも取りあえず携帯のつながるところまで行って通報するのが先なのか、どちらが先ですか」と私は聞いたことがあります。

皆さんはもちろん御存じですよ。これは当然ですが、取りあえず通信可能なところまで行って、取りあえず119番通報をして、そして心肺蘇生など手伝ってもらえる方を確保することが最優先だそうです。これは今も変わっていないということでありました。今度ジェームズに行って、改めて聞いたら「そのとおりです」と言われました。

今でも町内でこういった通信ができない、特にこういった災害が発生するような所があります。この間から避難訓練がありました。私の地区は、AEDによる指導はありませんでしたが、こういった指導があれば、このような基本的なこと、こういった処置をすればいいのかというのは、機会があるごとに周知していると思います。今後もそういった機会を周知していただきたいと思いますと考えますが、それはどのようにお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、町には救急救命士がいます。そういう人たちに広報紙やきららを使って情報提供をしておりますが、まだまだ町民に浸透していないと部分があります。そういった広報はしていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。先ほどのエリア拡大と共によろしくお願いいたします。

2問目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

2問目に、町内3校の義務教育学校の部活動についてお伺いいたします。

働き方改革の一環により、全国的に教職員による部活動指導の問題が取り沙汰されております。また、少子化により、部活動自体も存続の危機にあると考えます。町内3校の義務教育学校の部活動の現状と今後の課題、取組について、次のことをお伺いいたします。

まず初めに、学校教育における部活動の意義と必要性、また町内３校の部活動の現状について伺います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

部活動についてお答えいたします。

御承知のとおり学校の教育活動につきましては、学習指導要領に基づいて実施されております。それは学校教育法を受けて文部科学省で、学校教育法施行規則を立てられ、その中に教育活動については、学習指導要領に基づいて行うものとされています。全国の学校では、その学習指導要領に基づいて教育課程を編成しているところであります。

その中の部活動の位置づけについてであります。「生徒の主体的・自主的な参加により行われる部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程と関連が図られるよう留意するものとする」となっており、その意義や必要性につきましては、「生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を醸成するなど学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」とされております。それを受けて、各学校でそれぞれの部活動が実施されているところであります。

現在、美郷町における部活動につきましては、美郷南学園が野球とバドミントンの２種目、西郷義務教育学校がソフトテニスと陸上と野球の３種目、そして美郷北義務教育学校が陸上とバレーボールとソフトテニスの３種目が行われています。

なお、この部活動につきましては、議員の御指摘のとおり教職員の働き方改革の一環として行われるということが、報道関係でも多く取り入れられております。美郷町のように教員数の限られている学校におきましては、そのこと以上に、現在ある部活動、これを維持・継続させるために、教職員の人事異動に影響されることなく継続させる上で、大変重要な方法の一つであると捉えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【１番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

１番、若杉 伸児議員。

【１番 若杉 伸児】

指導要領に伴うということで、内容の説明と現状の３校の部活動についても分かりました。最初にお答えしたいのですが、私はあくまでも部活動をするという前提で、話をこれから先、進めていきたいと思っております。

今、世間一般的に、多様性という言葉が使われております。私たちの子供の時分から、中学校になったら部活動はして当たり前、何かしら部活動に入るとというのが当然という感じになっておりました。

ただ、今は多様性が叫ばれる時代であります。実際に、部活動に参加していない、活動していないという子供さんもいるようですが、その点についてはどのようなお考えなるか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

現在、部活動の減が心配されているとおり、美郷町内における部活動をしている子供達の数も46名、全体の87%の子供達が部活動に参加しております。

ちなみに県内でいきますと県内では57%と、やはり全国的に部活動から離れている子供達が増えているという状況は確かにあります。

今、多様性ということが出ましたが、確かに各家庭でその取組が違ってきております。部活動ではなく、別の習い事をさせたいという保護者もおります。そういった動きもあり、特に必ず部活動に入りなさいという各学校で行うような指導は教育委員会としてはしておりません。私自身もその必要はないかと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

認識もよく分かりました。私もそのように考えておりますけど、今日はあくまでも部活動をやるという前提で、いろいろお話を伺わせていただきたいと思います。

私も昔の古い友達、高校時代の友達と会って話すと、昔の懐かしい話をする中で、部活動は思い出として残っております。あの人の部活は何だったとか、すぐ部活の話になります。苦楽を共にするではないですが、一生懸命スポーツに励んだという体験はずっと残るんだろうなと考えております。

先ほどから先生の働き方改革の件で、私は美郷町南学園の2つの部活の先生とお話をさせていただきました。2人とも非常に熱心な方であり、1人の方は教員歴7年のうち4年間、指導に携わっているということでした。あとの3年間もしたかったのですが、いろいろ事情がありできませんでしたとのことでした。もともとと言いますか、現在も保健体育の先生で非常にスポーツには興味を持っており、嫌々や

ったことは全くありませんと言っておりました。もう一人は教員歴6年の方で、6年間ずっと携わっているそうです。その人は野球で、野球の部活動がしたくて先生になったようなものですよという話をしておりました。

そういった働き方改革で、負担ということはお2人とも全く考えていないということでした。

1人の方は家庭があり、どうしても家族に負担がかかるから、その点は心配しているが深い理解があると話していらっしゃいました。

私は常日頃考えているのですが、やはり部活動は家庭ではできない、心身ともに鍛えることができるので、私個人的には続けていただきたと考えております。

次に本年4月より、町内の3校が全て義務教育学校に変わりました。そのことによる部活動自体、また指導体制に何か以前と変化があったのか、お伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

ただいま御質問がありました義務教育学校になってからということです。義務教育学校になったからといって部活動自体の考え方やその内容、編成の在り方が変わることは全くありません。

ただ、義務教育学校では教職員において、小・中学校の隔たりがなく1つの組織体として運営することができます。例えば、転入する先生、小学校籍で転入して移動してきた教員であっても、校長先生の裁量によって部活動の顧問をさせることができます。通常の小学校では、それはできません。外部指導者にしなければいけないので。これまで美郷南学園は義務教育ではなかった時には、外部指導者として小学校の先生は来ることはできました。今は顧問として、校長の裁量で実施することができております。

現在、美郷南学園ではそうやっていませんが、西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校において、小学校の先生が中学校の協力者となって指導に当たっているということです。校長の聞き取りによりますと、指導体制の充実が図られて、生徒と教員との交流、さらには先ほど言いました働き方改革等にも良い影響が出ているとなっております。今後それが広がっていくのではないかと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

今の件、よく分かりました。私は、美郷南学園が小中一貫校から義務教育学校に移行するときに、教育長はじめ教育委員会の職員の方々に足を運んでいただき、メリット、デメリットを聞いたことがありました。

その時に、部活の指導に関しては柔軟な対応ができていくのではないかと説明を受けていたような気がします。多分そのことだったんだろうなと考えます。よく分かりました。

次に、今年度より部活動の休日拠点校方式が採用されております。その拠点校方式の現状と今後どのように展開するのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

議員が御指摘の部活動の休日拠点校方式と申しますのは、文部科学省、それからスポーツ庁、文化庁が令和4年度から3年間を部活動改革推進期間と定めております。その部活動改革の一つの方法として、休日拠点校方式があります。

どういうものかといいますと、通常の平日の日には所属する学校で部顧問の教職員とともに活動練習をし、土曜、日曜、それから夏休みなどの休日には拠点となる学校で合同で集まっての活動をするものであります。

本町では、令和6年度から導入しております。令和5年度は部活動指導員をまず指定することから始め、本年度から拠点校方式を取り入れております。

現在、ソフトテニス部については、美郷北義務教育学校を拠点校として、西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校の子供達が集まっております。さらに野球につきましては、美郷南学園を拠点校といたしまして美郷南学園の子供達と西郷義務教育学校の子供達が一緒に集まって練習をしており、県大会にもその形で出て活躍をしているところです。

今後の展望といたしましては、関係者との意見を聞き取りながら、現状の取組を評価いたしまして、生徒の希望に沿うような拠点校方式を拡充していけたらなと考えているところであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

拠点校方式、よく分かりました。

このことは前回の議会だよりも、拠点校方式についての説明が載っています。

2、3点伺いたいのですが。まず最初に伺いたいのが、先生とお話をする中で聞いたのですが、今の部活動の人数が減っているため、例えば、2校合同でチームを編成して中体連などの大会に出られますとなっています。この拠点校方式だと、極端な例を言いますと、美郷北、西、南のそれぞれに同じ競技をやりたい子がいた場合、取りあえずその3校で、まず拠点校でチーム美郷をつくって、そのチーム美郷がまた諸塚や椎葉と組んで、学校で言えば4校で組んでも出られるという話を聞いたのですが、それは正確な情報なのでしょうか。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

部活動の県大会出場については、中体連の決まり、中体連で決めています。やはり大きなところでは勝利主義が先行して、上級生だけを集めて、うまい子だけを集めての県大会に出場して上位を狙うというところもあり、厳しい規定をつけ「2校以上は認めない」とされていました。今度、拠点校方式を取り入れれば、先ほど言いました3校が一緒になっても1校として認める、拠点校として認められることになります。

今年の部活動で申しますと、美郷南と西郷とが1つの拠点校になっています。実際は、椎葉の子供たちが美郷南と合同チームとして、3校になりますが、拠点校1と普通の学校が1、1と1と2校で認められるということです。バレーボールにつきましては、北郷と諸塚の子供たちが一緒に出場することもできるようになっております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

今、教育長が説明されたとおり強豪校をつくるという意味ではなく、うちは本当にやりたい子が大会に出られるかどうかということなので、本当にいい制度だと思います。

後で質問させていただきますと言いましたが、この拠点校方式になると、議会だ

よりの中でも触れられたのですが、父兄の負担など今後の問題点等も把握してということでした。父兄等の送り迎えなどの負担もあって、やりたくてもやれないという子も出てくるかなと思います。どのあたりが何か問題点として、今の現状で捉えているか、今の時点だけでも結構ですが、あれば。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

拠点校方式の実施につきましては、今、議員が申しましたとおり拠点校への移動が必要になってきます。休日の送り迎えをどうするかということです。

今、美郷町においては、休日にスクールバス等の車を走らせて送り迎えをしております。椎葉、諸塚は、一切それはしていないと聞いております。保護者が送迎するようになっていきますので、その部分で保護者等とも協力、連携していく必要があるかなと考えてるところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。スクールバス等も出していただいているということでございます。今後とも、また協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、4 番目に、今後より一層生徒数の減少が懸念されます。それに伴い部活動においても、様々なまた新たな制約が発生するのではないかと予測されます。本町において、将来的に危惧される問題点があれば、お伺いしたいと思います。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

この問題点につきましては、生徒数の減少は本当に部活動への大きな影響があり深刻であります。

一番考えられるのは、先ほどから問題視されているように、子供達の数が減ることによって、チームスポーツといいますか団体競技が編成できなくなります。そうなりますと、生徒が希望する競技種目がうまく取れないために子供たちの部活動離れが、さらに大きくなるのではないかなという心配をしています。

この対応につきましては、関係市町村、特に諸塚村、椎葉村と連携を図りながら、合同で、自治体を超えてのチーム編成ができないかと進めているところであります。

それから2つ目としましては、この拠点校方式を実施していくためには、部活動指導員の選出が必要になってきます。生徒の希望に沿った部活動を編成するためには、その競技種目等の指導に長けた地域の人材を確保する必要があります。生徒一人一人の希望調査を行いながら、編成に向けて理解を求めて協力していただける方をお願いしていかなければならないと考えております。

もう一つは、先ほど言いました送迎の問題です。これをどうするかということが出てくると思います。

このように懸念される問題は幾つもあります。先に答弁いたしましたとおり部活動は大切な教育活動の一つであることから、地域のクラブチームへの移行も考えながら取り組んでいかなければならないと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。部活動指導員は、早川議員が北郷で少女バレー、また中学校の部活動、もう長年にわたって貢献いただいております。今後とも、この部活動指導員を、また新しく育成していただければと。たしか今度の予算にも何かその件が上がっていたと思います。

私は団体競技のことを心配しております。実は先々月7月に熊本県で少年野球の大会がありました。本町の美郷ベースボールクラブ、これは美郷北義務教育学校と美郷南学園の5、6年生でつくったチームであります。これが、日向市東郷町のFTというチームと合同で県大会に出場し、優勝しました。宮崎県代表として、熊本県での全国大会に出場して1回戦を何とか勝つことができました。町はじめこの議場にいらっしゃる皆さん方には、御支援をいただきました。ありがとうございます。

このFTというのは、東郷の福瀬の略だそうです。昔、福瀬と東郷にチームがあり、これが合併してFTというチームになったそうです。

この父兄の方とお話ししましたが、このチームにも優秀な子供がいらっやいます。ところが、一部の方が日向から通っているだけで、地元東郷の方だそうです。東郷学園には今、野球部が無いそうです。この優秀な生徒たちが、今後どうやって野球を続けていくのか、本当に心配しておりました。もう越境入学でもさせようか

など言っておりました。

これは東郷学園の問題だけではなく、この美郷地区においても、今、野球をやっている子供、バレーをやっている子供が団体競技として今後、続けられるのかなと私もこの点を一番心配しております。

今、教育長もおっしゃいましたが、拠点校方式等を利用して何とか今後、続けていければと考えております。

最後に、保護者や何よりも子供の思いが一番であると思います。しかしながら、もう5年後、10年後を考えたとき、部活動の状況を見据えたときに、町として何かしらの基本構想があるのか、先ほどの拠点校方式のことも含めて、何か基本方針があるのかお伺いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

今後の部活動の在り方につきまして基本方針、基本構想の策定は、まだできておりません。まずは現在、行っている活動について生徒の希望把握等から始めていかなければいけないのかなと考えているところです。

その上で町内の部活動指導員、さらには各種スポーツの指導者、保護者などから御意見をいただきまして、部活動の種目などを策定していかなければいけないのかなと考えています。

先ほども申しましたが、近隣の市町村等とも連携していきながら、どんな部活動がこの地域にあるといいのか、そしてまたその部活動指導員が確保できるのか、情報交換をしていかなければならないのかなと考えています。

部活動の運営主体をスポーツ少年団やクラブチームに移行をしていくような部活動地域移行も含めて、今後研究していかなければいけないと考えているところです。

なお合わせてですが、本町の部活動について、現在運動部しかない状況が見受けられます。議員から質問がありましたように、加入していない子供は、ひょっとしたら運動の苦手な子供たちも中にはいるのかもしれないといった観点から、文化系の部活動の設立も勉強というか研究をしているところです。何とか希望がそろえばできるのではないかと、今のところは吹奏楽に充てて、吹奏楽の部活動指導員も確保していきながら設置することによって、現在部活動に参加していない子供たちを参加させるようなこともできるのではないかと考えているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1 番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1 番、若杉 伸児議員。

【1 番 若杉 伸児】

よく分かりました。私、この質問をするに当たって、学校の部活動の顧問の先生それから、部活動指導員の方、少年野球の監督、様々な人の意見を聞いてみました。

結局のところ、私はまとめることができませんでした。それぞれ思いがあり、先ほど教育長も述べられたとおり、皆さん考えているようであります。今後、またその方向で話を進めていただければ、協議していただければと考えます。

私は高校時代のことを考えまして、久しぶりに卒業アルバムを見てみました。私の卒業した高校は、当時、私たちが在学していた頃が一番生徒数が多かった時期ではないかと考えております。10クラスで各クラス45人でした。450人で3学年ありました。単純計算して1,350人の生徒数だったと思っております。私達の頃からその数が5、6年間続いて、私たちの後に11クラスあった時期もあったそうです。一番多かった頃かなと思って卒業アルバムを見ていました。

スポーツクラブが全部で15ありました。男女別にしたらスポーツだけで20です。文化部のサークルは8つありました。単純に文化系を含めた23の部活動があったわけです。もちろんこれは高校の話ですが、その頃は自分のやりたいこと、自分の才能を見つけるためにいろいろなものに参加できたんだろうなと考えております。それを考えると、本当1種目か2種目しか選べない、選ぶ余地もなというのはかわいそうといえかわいそうかなと。もっと他の分野に力を伸ばせる子供もいるのかなと私も考えました。

今後、この部活動のことに關しては、また教育委員会とともに私も力を入れていきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

【議長 那須 富重】

これで、1 番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩に入りたいと思います。

それでは、11時39分より再開いたします。

(休憩：午後11時29分から10分間)

【議長 那須 富重】

それではおそろいでございますので、会議を再開いたします。

3 番、中田 武満議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【3 番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満議員。

【3 番、中田 武満】

では通告に基づき、質問させていただきます。

第1 問目は、町民の医療関係の情報のコンピューターシステム管理についてであります。

現在の町内では3 病院の患者といいますか、受診者の医療情報はコンピューターシステムで管理されているところであります。昨年から医療カルテは電子カルテとなりまして、全てが効率的な作業となっていると考えております。

現在、直近で結構ですので、何人のデータが管理されているのか、教えていただきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町民医療機関関係情報のシステム管理についてという質問であります。

電子カルテはいろいろな形で整備しており、何名かということで結構な数になっております。その医療機関ごとの令和6 年5 月1 日から令和6 年7 月3 1 日までの3 か月間で、電子カルテ取扱件数です。合計すると2, 1 4 3 件あり、これは少し重複してる部分もあるかもしれませんが、西郷病院が一番多く1, 2 8 3 件、南郷診療所が6 0 8 件、そして北郷診療所が2 5 2 件になっています。

この中で受診した人はできますが、まだ受診していない方、来ない方がいいのですが、健康だということで。受診していない人達が来ればデータに残っていきます。今の1 つの病院、2 つの診療所で相互にやり取りはうまくいってるのではないかと認識しているところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【３番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

３番、中田 武満議員。

【３番、中田 武満】

町長が言いましたように、このデータ量は多い方がいいんですが、受診される方は少ない方がいいと私も思っております。病気の方が少ない方がよりいいんですが。そういう形になっているということで、よく分かりました。

私の個人的な考えなのですが、この電子カルテは、紙に書いたカルテよりも非常に管理がしやすく保存もしやすく、業務の効率がいいのではないかと考えます。

このシステムの情報共有は簡単にできるということで、先の一般質問で「この３病院の情報を共有できないでしょうか」というお願いをして、すぐこの共有について実施していただき、町民もよりよい高度な質の高い医療を受けていると確信しているところであります。

では、この電子カルテのこの個人情報の管理について、お聞きしたいと思います。

この医療において扱われる情報は、個人情報として極めて注意を要する、絶対知られてはならない個人情報だと考えております。

このシステムを使用している機械、ソフトウェアなどの運用や必要な仕組みの一般的な取決めが当然、内部ではされていると思います。簡単で結構ですので、その概要等を御説明いただければと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

スマート農業という話でずっとしてきましたが、スマート医療ということで、議員がおっしゃるような今からはいろいろな形で集積され、個人ごとデータが瞬時に見られる、それはそれで結構なことです。が、個人情報でそれが出ないようにどういう管理でやってるのかという話であります。

電子カルテの運用につきましては、医療情報システム運用管理規程に基づき運用されております。電子カルテを利用する者は利用者ごとにＩＤとパスワードを有し、電子カルテシステムにログインし、診療記録、看護記録等の記載やレセプトの作成、エックス線等の画像管理などを行い、患者の診療情報を同時共有しながら迅速な医療処置に当たっているということであります。

セキュリティにつきましては、国の定めるガイドラインに基づきまして管理し、回線については電子カルテ専用となるＶＰＮ回線を使用しており、最新のセキュリティ情報に常に更新するなどサイバー攻撃を受けにくくする対策を講じています。

また、個人に配布されたパスワードにつきましては定期的に変更するなど外部への情報漏えいや外部からの侵入防止対策を徹底し安全管理に努めております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。十分な管理体制の下に、運用されていることが認識できました。今後とも十分な安全管理に努めていただきますようお願いしたいと思います。

電子カルテは導入できました。業務は効率化しました。情報も共有できました。適正な管理もできているということでもあります。それでも、私は町民へさらによりよい医療体制、美郷町の独自の体制はできないかと考えておりました。

今回、この質問をするに当たって南郷の高齢者の方になりますが、何人かの方に病院のことや病気のことについて、いろいろ聞きました。その方たちが一番心配しているのは、「もし真夜中に突然、意識がなくなって倒れた時に、周りに誰もいない時、誰かいればいいですが、倒れた時にちゃんとした治療が受けられるか。また救急救命が来て治療を受けられて、またどこに運ばれるのか心配する」といった心配が多かったような気がします。特に命に関わることですので、心配は大きいのではないかと思います。

今度は、「南郷診療所には行ってますか」と聞くと、中には「若い時からかかりつけの医者があるから、日向の専門病院に行ってる」という人もいらっしゃいました。「特定健診は受診してますか」と聞くと、「それは毎年、特定健診を受けている」とおっしゃる方がいたところでもあります。

そういったことで質問の趣旨に入りますが、担当課から特定健診の受診の情報を聞いたところ、今回の決算報告の中で40歳から74歳まで675人、75歳以上の方が1,446人で、特定健診を受けている人は2,121人もいらっしゃるとのことです。非常に高い特定健診の受診率であると思います。

この電子カルテの管理数について、先ほどの報告では2,143人で、ざっと美郷町の人口の約半分ということで、重複はしていますが大体50%あり、50%の方の情報はまだないということです。いいことであるか悪いことであるかは別のことでありますが。

美郷町において、特定健診や会社に勤めている健康診断を受けているか、その3病院でまだ受診していない場合はその方々の医療情報はデータ上は全くないということになっております。3病院での受診のない方の情報はないということではないんですが、その方が過去に受けていれば紙でのカルテは残ってる、保存されているため幾らかは情報はあるとは思っております。その3病院の受診のない方を特定した場合、もしその方が時間外、真夜中や土曜、日曜の時間に急に病気になったとき、必要な措置を、私なりに一緒じゃないんですけど考えたのですが。その方が意識を失った時になぜそうなってるのか、それが分かるような患者さんの持っている病気や飲んでる薬等の情報によって適正な医療、処置ができるのではないかと個人的には思っております。そういった情報がない場合は、処置が遅れるのではないかと思っております。

例えば夜中に悪くなった場合、これは私の想像で話をしているのですが、現場出向くのは救急で救命士が行きます。当然、医療行為ができないので、現実では西郷病院の当番の先生が、処置の方法や搬送先について、その人の患者さんの情報を聞きながら判断して、救命士に指示をしているのかなと私は思っております。

もしそういう情報がなければ処置が遅れるわけですから、ぜひともその情報がある方がいいですね。例えば、かかりつけの病院が日向の場合、日向で夜間開業していない病院であった場合は、情報も取れないということになります。また不利な条件が重なることもあると思います。以上のようなことが、どうか改善できないかということです。

そして、この現システムを使って町民の一人一人の情報とは言いませんけども、ある程度、地区を限定するか、年齢を限定して、住民の方の医療情報を何かの形でシステムの中に蓄積しておれば、そういう医療処置ができるのではと考えております。そういった管理システムの構築はできないものか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員が今おっしゃったことは、もっともなことで国も動いているようであります。現在、国が取り組んでおります医療DXにおきまして、電子カルテ情報の標準化や電子カルテ情報サービスの構築が進められています。これが実現しますと、全国で個人の医療情報を共有することが可能となります。処方箋情報や検診結果、予防接種の履歴など医療や保険、介護といった分野の情報も速やかに閲覧することができるようなシステムをつくっていくようです。

今後はこの国の動きに合わせて、将来的な医療情報の共有化を図り、安全かつ迅速な医療提供ができる体制をつくっていきたいと思っております。

すぐにはできないかもしれませんが、国がシステムをつくったらそれにどんどん入れていけば、病院でもどっかに行った、どこで悪くなったという話になったときに、救急に、情報が全部見られることになり、非常に安全安心になっていくということでありまして。そういう方向性で国は動いているようでございますので、町はそれに乗っ取っていかうと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。国が動いているということで、非常に安心したところであります。

国はもう一つ、医療業務の改革と国民への最良の医療治療を提供するために、この保険証を廃止してマイナナンバーカード保険証、マイナ保険証の一体化をするということで、その期日が12月20日までで、今回の条例の改正の中にもありました。

このマイナ保険証の利用率が、先日の宮日の記事にも載っていました。利用率が今年6月で10%という非常に低い数字になっているようです。

このマイナ保険証も少し勉強したのですが、医療機関に持っていけないとメリットがないということで、業務改善も必要ではないかと思います。高齢者の利用については、少し無理があるかもしれません。

しかし、国としてはこのマイナ保険証を順次、並行して進めていくと思います。説明がありました国の医療システムが、早めにこの美郷に導入されることを望むばかりであります。

町においては、西郷病院から基幹病院が遠くて不利な地域もあります。早期にこの対応が取れるように、町民が安全で安心できる場所を、ここにいてよかったと思えるように早期の対応をお願いして、1問目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですかね。いいですか。

それでは、ここで1問目が終わりましたので、一旦ここで中田議員の質問をこれ1回終わらして、午後につなげたいと思います。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開を13時からいたします。

(休憩：午前11時58分から62分間)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

午前中の3番、中田 武満議員の2番目の質問から入りたいと思います。

それでは、3番、中田 武満議員の登壇を許し、2問目の発言を許可します。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

午前中に引き続き、2問目に入りたいと思います。

2問目については、森林環境譲与税の活用による林業振興についてであります。この件につきましては先日の4日に、文教産業常任委員会の調査報告で報告した件と関連した質問であります。

森林は、木材など林産物の供給はもとより水源の確保、災害の防止など、地球温

暖化対策上でも重要な役割を果たすなど多面的な機能を多く持っております。

宮崎県におきましては、林業の担い手の高齢化など様々な要因によって手入れの行き届かない人工林や伐採後に放置されている森林が増えるなど、多面的機能の低下が懸念されています。改めて森林がもたらす恩恵を思い起こし、森林資源の循環利用を図り、豊かな資源を次の世代へ引き継ぐことを目的に、再造林日本一を目指して、今取り組んでいるところであります。

以上のような取組が、必要ではあります。文教産業常任委員会の調査結果内容にもありましたが、森林組合等の幹部職員との打合せの中で、意見要望についてを総論、総括的に聞きました。幹部は、林業に関係する全ての事業において、職員や従業員が足りないので、この譲与税を使った取組ができればと強く要望したいという内容ではなかったかと私は感じたところであります。

通告書にも3項目、取組みができないかと整理しております。その点について、若干説明を加えたいと思います。

まず1点目は、森林整備作業員の確保のための支援対策ということです。

この森林整備に対する作業員が、森林組合で言えば作業班が不足して、この整備や伐採後の植林や下刈り等の作業が遅れているのではと。

近年ではよく見かけますが、山林の伐採が多く行われているような現実であります。整備する山林が多く、作業員や作業班が足りず、遅れているのではないかといいかことであります。この整備に対する支援、担い手確保の支援対策等はないかということでもあります。

2点目については、森林組合の組合員または町民が持っているそれぞれ私有林があります。当然、堺などを管理した森林台帳を森林組合や県が管理しています。この台帳が字図や航空写真であり、伐採や植林をした情報が載っております。これが、現在進んでおりますが、その情報がその台帳に入力不足ではないかと私は感じております。

森林組合の職員に聞きますと、県とのやり取りの中でなかなか情報交換もできてないし、整理する時間もないということです。できれば専属で山林情報を収集して、その台帳に入力作業ができるような職員がいれば一番いいという意見でございました。

3番目の。

【議長 那須 富重】

中田議員、一応この議会は一問一答方式でやってますので、どうですか、1番と2番と分けて1問についてまず答弁をいただいて、2番目、3番目と。

【3番、中田 武満】

いや、もう一度で結構です、一度で。

【議長 那須 富重】

執行部はよろしいですか。はい、どうぞ。

【3番、中田 武満】

3番目については、これは既にもう行われると思いますので、説明は省きたいと思います。

以上の点について、譲与税を使って取組ができないか、お伺いしたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

担い手という部分は林業関係だけでなく農業関係、人手不足、人口減少の中で少子化が非常に全ての問題を引き起こしていると思っております。これは長いスパンで人口増の対策を取らない限り、尻細みしていく状態になっていくのではないかと心配をしております。

議員の森林整備作業班員確保のための支援対策ということであります。

担い手の確保の観点から、令和２年度より県の認定林業事業体の従業員を対象とした支援を行っております。

支援の内容は、従業員の労働安全装備品等の購入補助、資格取得費用の補助等であり、令和５年度からは一定期間内に行った下刈り作業を対象とした特別手当を支給しており、担い手の確保を図る取組を森林環境譲与税を活用して行っております。

作業員の確保には賃金アップという待遇改善が最も効果的ではございますが、森林環境譲与税を直接、賃金に充てることはできず、全ての職種において検討しなければならなくなるため、現在の支援策の継続または充実を図ってまいりたいと思っております。

森林台帳整備の支援についてですが、平成２８年５月の森林法改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設され、令和元年度に林地台帳システムを導入しております。

また、都道府県が５年ごとに更新を行い１０年を１期とする地域森林計画を県、市町村、森林組合が森林簿分散管理システムで情報を共有しております。林地台帳システムと森林簿分散管理システムにより、森林資源情報や施業履歴、土地の所有者や林地の境界情報等が確認できております。

森林環境譲与税が交付されるに当たって多くのコンサルタントからドローンでの空撮による詳細な森林資源情報の取得や最適な作業道開設のルート選定等、森林台帳整備に関する提案をいただきました。美郷町林業振興協議会でもコンサルタントからプレゼンテーションを受け、森林台帳整備の必要性を検討したところです。コンサルタントが提案するシステムの精査を行い見積り等も徴収し、これらを基に検討を重ねた結果、現在、稼働している林地台帳システムと森林簿分散管理システムを適正に運用すれば、新たな森林台帳整備の必要はないとの結論に至ったところです。森林台帳の整備には森林環境譲与税が活用できますが、新たな台帳整備となると多額の導入費用、メンテナンス費用、データ更新費用が発生します。よって、森林台帳整備に関する新たな取組は今のところ考えていないということであります。

また、作業道路については、譲与税が充当されることになっており、一部使っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満議員。

【3番、中田 武満】

分かりました。現在進行形もある、今後、検討する部分もあるということです。ぜひとも取組をよろしくお願ひしたいところであります。

1点目の林業の担い手の確保の問題です。

別に本日の一般質問の添付資料として、ある林業会社の求人ポスターを配付しています。これは南郷のある店舗の壁に貼ってありました。私が質問する途中に見つけましたので、今回ポスターを提供できました。

この求人ポスターを聞いてみますと、会社独自で作成して、費用も全て会社負担で作っているということです。

この担い手作業員確保、林業従事者の求人について考えたときに、このポスター等を美郷町独自で林業従事者作業員募集という大きなタイトルで作成して、各地区、日向市、延岡市、宮崎市までに貼ってPRするとか、林業従事者就職説明会など開催するなどできないものか。

また、この林業会社の作成ポスター作成費用の一部負担をする、そういった活用はできないものか、どうでしょうか。お伺ひしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

担い手が少ない、それは人口減少だからしょうがないという話ばかりしてもやはり集まらないということでもあります。それを担当課と相談しながら、また森林組合と相談しながら担い手確保をやっていきたいと思います。

林業従事者が増えると、森林環境譲与税は林業従事者数もパーセンテージに入ってきますので増えるということになります。そういう努力もしなければならないと。そのポスターがいいのかを含めて、検討していきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番、中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満議員。

【3 番、中田 武満】

対応をよろしくお願ひしたいと思います。

この林業の求人ポスターの効果を会社の方にお聞きしたら、作業員探しは容易ではないという返答が返ってきました。本当に従業員を探すのは大変です。何かの形で支援する必要があるところであります。

私はこのポスターを見て、この林業会社のひたむきな努力に感動しました。若い社員を採用して、みんなで森づくり、人づくりをしましょうという強いやる気とエネルギーを感じたところであります。

林業に携わる方も大事ですが、森林を守ることも大事です。そのことに対して譲与税を使った取組が関連団体とできるならば、早急に取組をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

これで、3 番、中田 武満議員の質問を終わります。

ここで、5 分間の休憩に入りたいと思います。

再開を午後 1 時 2 0 分からいたします。

(休憩：午後 1 時 1 5 分から 5 分間)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、川村 嘉彦議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

それでは、通告順に沿って質問を行いたいと思います。

ここに書いてあるとおり介護車の購入の助成について、質問をしたいと思います。

高齢者や身体障害者がタクシーに乗り降りするときに大変、不便であると。介護車は高額になるので、購入するときに町の助成が必要と思うが、町長の考えを伺います。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員の介護車の購入の助成についてという質問であります。

本町では障害者の方に対し、自動車改造助成事業を行っておりますが、高齢者及び障害者の福祉車両の購入について助成はしておりません。

介護車というのは、介護車両と呼ばれております。座席シートが回転、昇降したり車椅子に着座したまま乗降することができる装置がついているなど、介護される方また介護する方のサポートをするための工夫改善がされた車であります。

大変なことは重々承知しておりますが、今のところ障害者の方に対しての改造だけの政策しかないということであります。

今後、どのような世の中の流れになっていくか分かりませんが、現時点では、介護車自体の助成については考えてないというところでございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7 番、川村 嘉彦議員。

【7 番 川村 嘉彦】

令和 6 年度の美郷町の政策方針にこう書いてあります

高齢者の福祉の充実ということで、「令和 5 年度 12 月 1 日現在、本町における住民基本台における 65 歳以上の高齢者が 52.2%であります。依然として、県下トップの状況が続いております。高齢者が安心、そして地域で暮らすために高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します」と書いてあります。このことをどう捉えるか、お答え願います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

高齢者が 53%ぐらいになっており、どんどん多くなっていくのは目に見えております。まず、高齢者よりもその障害者の方に対しての車が先、優先することかなと思っております。

高齢者に対して介護車を購入する時に、町が補助することにした場合どういう形で補助するのかということも全然考えておりません。車自体の値段も分かりませんし、補助するということになった場合、どのくらいの財政支援が要るのかという計算をしたこともありません。今のところ障害者に対するそういう支援のみを考えているということであります。

先ほども言いましたように、情勢によって今後どうするかという部分でいろいろ変わってくるのかなと思います。皆さんも高齢になっていき、私もそうですが、そのときに介護が必要になる方、どこまでが介護が必要かとを皆さんと考えていく。要支援や要介護になると、ある程度の支援は必要ではないかという話になれば、介護者自体の補助もあり得ると考えておるところであります。

それはもう少し先にどうなるかを推測しながら、今後検討していくことかなと思っておるところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【7 番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7 番、川村 嘉彦議員。

【7 番 川村 嘉彦】

高齢になると、車の免許返納を進めております。そうすると買物や病院には車椅

子等では遠いところもあります。買物や病院に行く時に、介護車を使わなくてもタクシーに乗って行きます。介護車というのは後ろに下して、そのまま車椅子に乗って、そのまま行かれます。

値段を聞くと700万円以上するのではないという話でした。これは直接、車屋に聞いたわけではないので、はっきりした金額は分からないのですが、700万円以上するようです。

またタクシー会社に聞いてみますと、やはり高くて手が出せないという話がありました。町でそういった考えがないか、聞いたわけであります。考えがないということであれば、もう結論が出ておりますのでこれ以上申し上げませんが、再度、お聞きしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今のところはないという話であって、今後その社会情勢、いろいろな形の中で検討はすべき問題かもしれないという話であります。

1つはコミュニティバスって何かなという話であります。

コミュニティバスを剥いでしまう話になったら、それこそ町民の足がなくなると。それぞれの時間帯で動いた方が一番いいのですが。全て納得いくような形にはならないという話であります。コミュニティバスを時間設定の中で動かしていることも事実であります。またコミュニティバスの乗降に問題があると言えば、コミュニティバスの改造もしなければならないと思うところであります。

結局、いろいろなことを考えてやっていく必要があると思っております。この高齢者に対する購入は、時点では考えていないということであります。先に必要になったその可能性もある、その中で精査していきたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

コミュニティバスに乗る方は、車椅子の方はあまり利用していないのではないかと考えております。

私が言っているのは、車椅子で買物や病院に行ける、自分で操作ができますので、そういった人達がタクシーで1人で病院に行ったり買物に行ったりできる介護車は

どうかという質問でありました。

これについては、将来、検討するということであります。これで打ち切らせていただきます。2 番目に移らせていただきたいと思います。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【7 番 川村 嘉彦】

2 番目については、バイオマス協議会の事業についてであります。

バイオマス協議会では、町の補助を受けてバイオマス発電やバイオマスのボイラーを研究しているということであります。平成4年度に990万円、令和5年度に250万円、令和6年度には408万円かけて調査をするということであります。今まで3年間の成果が分かる範囲内でいいので、答弁をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この協議会の事業であります。少し長くなりますが答弁をさせていただきます。

令和元年度から森林環境譲与税の交付が始まりまして、その使途について様々な協議を行ってまいりました。議員の皆様からも、バイオマス発電等に関する多くの御質問をいただき、前向きに取り組む時期に来たと認識したところであります。

メリットがデメリットを上回れば、雇用の創出、美郷町の活性化につながるものだと考え、令和4年度から令和6年度にかけて、調査を計画、実施しております。

調査は、美郷町木質バイオマス供給協議会へ業務委託しております。

本協議会は、美郷町で木質バイオマス資源の有効活用を行う林家等の所得の向上や再生産可能な森林資源の有効利用促進に資することを目的として立ち上げられた協議会であり、木質バイオマスに関する美郷町内の現状や情報を熟知しております。

なお、発電等に関する専門的な調査については、協議会が専門業者を選定し、再委託することで了解をいただき業務執行を行っております。

それでは、年度ごとの業務内容と成果について御説明させていただきます。

令和4年度については、町内の木質バイオマス発電の原料となる林地残材の賦存量調査、木材の運搬から利用までの仕組みと未利用木質バイオマスの燃料化、小規模木質バイオマス熱電併給及び温泉等での熱利用事業の実現可能性について検証を行いました。

検証の結果、熱電併給や熱利用事業については年間収支は赤字となり、発電事業期間である20年内の投資回収不能という報告を受けたところであります。

令和5年度では、前年度の調査で課題として挙げられた山地災害の発生原因ともなる枝条・タンコロ等の林地残材の活用や町内公共施設への木質バイオマス設備導入の実現可能性について、実地試験を踏まえ検証を行っております。

検証の結果、町内施設へのバイオマスボイラー導入検討については、優先順位を下げ、まずは林地残材を活用したチップ燃料供給体制の構築に注力すべきだとする

結論に至っております。

既存のバイオマス発電所向け供給を軸に、サプライチェーンを強化しながら、並行してチップの品質改善に向けた取組や実地検証を進めていくことを推奨されたところでもあります。

本年度につきましては、令和5年度の結果に基づき、町内の林業事業体が導入している木材破砕機の採算性調査、林地残材チップ供給体制構築に向けた原材料調達手法の検討、土場チップ化適用条件の調査等を計画し委託発注しているところでございます。

これまでの調査の結果、町内でのバイオマス発電や熱利用施設の整備は、その規模に関係なく現実的ではないとの結論に至っております。

今後の方針につきましては、美郷町木質バイオマス供給協議会が主体となり方向性を決定することとなります。木質バイオマスの原料となる林地残材のチップ化等を検討するのであれば、山腹崩壊の防止、造林面積の増加等が見込まれることから、町としては支援を行ってまいりたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

私もバイオマス発電について、ドギでいろいろ聞いたりしています。発電は町規模については赤字になるのではないかと、そして外国産がほとんどなので、その補修等も厳しい状況ということです。それについては、この協議会も厳しいという判断を下しているようであります。

ボイラーについては、こういったボイラーかはっきり分からないのですが、そういったものが温泉施設にはどうかと出ているようであります。その方向性をよければお聞かせ願いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

発電関係については、もう大小関係なく無理だろう、採算性が合わないから作る必要もないという結論です。

早く言えば、ボイラーですれば重油を使ってハウスを温めます。それをチップで温めていくと。チップはいいのすが、熱供給する機械自体が高く、これも実用的

ではなかろうという気がします。今度はチップを作って売る計画のようです。

温泉などいろいろありますが、そこで熱を供給するのなかなか難しいのではないかと思います。

委託している調査会社が、やはりこれはやめておいた方がいい、これなら何とかなりますという結論を受けて、バイオマス供給協議会が決定していくものだと私は認識をしております。

以上です。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

チップ工場もなく、前田産業が諸塚の森林組合の製材所の跡を借りてしております。その絡みはどうなのかなと思っておったところであります。

平成28年度までに研究するということになっております。今の話では、前倒しでも駄目という結論づけなのか、28年度まで調査を行うのか、お聞かせ願いたいです。

【議長 那須 富重】

今の訂正です。2028年ですね。

【7番 川村 嘉彦】

2028年です。

【議長 那須 富重】

それでは、町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

早く結論を出してくださいという話をしております。

令和4年度から始まりましたので3か年、令和4、5、6年度も調査ばかりしても話にならないのではないかと、もうそれぞれこういう方向性でと。ただ、デメリットが大きいということであれば、私もそれはしない方がいいのではという話で、なくなる可能性もあると。

ただ、報告の中で協議会ができるという話になれば、それはそれでやっていただくと。ただしという話の中で、町では造りませんと、全て協議会が、町は努力をして補助金をつくって協議会に渡して、あとは独自運営で協議会が頑張ってください

という話はしているところです。
以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【7番 川村 嘉彦】

議長。

【議長 那須 富重】

7番、川村 嘉彦議員。

【7番 川村 嘉彦】

以前、バイオマスで森林環境譲与税を積み立てたいという話がありました。1億3,000万円ぐらいか、1億5,000万円ぐらい環境譲与税が来るのではなかろうかという推測の下に、そういった発想も湧いたのかなと思います。

私もバイオマス発電はいいことじゃないかなという気はしておりました。

ところが、普通の中規模の発電所を造るには20億円ぐらいかかるとようです。これは町単独と補助金がどのくらいあるか分かりませんが、なかなかだなと思っておりました。

そういった思いもありましたので、今日は質問をしたわけではありますが。

今の話では、毎年300万円から500万円ぐらい前後の予算を組んでおります。見込みがなければ協議会に申入れをして、メリットがあるのかないのかを結論づけていただければ幸いです。と思っています。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、7番、川村 嘉彦議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

次は、明日9月9日月曜日は午前10時に本会議を開きますので、時間をお間違えのないようお願いいたします。

【議長 那須 富重】

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：午後1時40分)

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 4 号)

令和 6 年 9 月 9 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和6年9月9日（月曜日）

◎開会日時 令和6年9月9日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和6年9月9日 午前11時20分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊	君	副町長	藤本	茂	君
教育長	大坪	隆昭	君	会計管理者	泉田	浩文	君
総務課長	甲斐	武彦	君	税務課長	川村	博昭	君
企画情報課長	田村	靖	君	町民生活課長	黒田	和幸	君
健康福祉課長	海野	勝弥	君	建設課長	佐藤	文幸	君
農林振興課長	松下	文治	君	政策推進室長	田常	浩二	君
教育課長	鎌田	次郎	君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮	君
南郷地域課長	田中	幸生	君	北郷地域課長	長田	孝規	君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 6 年第 3 回美郷町議会定例会
議事日程（第 4）

令和 6 年 9 月 9 日
午前 1 0 時開議

日程第 1	議案 第55号	工事請負契約の締結について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 2	議案 第56号	工事請負契約の締結について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 3	議案 第57号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 4	議案 第58号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 5	議案 第59号	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を 改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 6	議案 第60号	美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 7	議案 第61号	美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 8	議案 第62号	美郷町犯罪被害者等支援条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 9	議案 第63号	令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 3 号） <u>質疑、討論、採決</u>
日程第 1 0	議案 第64号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第 1 1	議案 第65号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案 第66号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）
日程第 1 3	議案 第67号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正 予算（第 1 号）

日程第 1 4 議案 第68号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 5 議案 第69号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 6 議案 第70号	令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
<u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>	
日程第 1 7 認定 第1号	令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 8 認定 第2号	令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9 認定 第3号	令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0 認定 第4号	令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1 認定 第5号	令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2 認定 第6号	令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 3 認定 第7号	令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 4 認定 第8号	令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について

総 括 質 疑

特 別 委 員 の 選 任

特 別 委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

令和 6 年第 3 回美郷町議会定例会
議事日程（第 4 追加 1）

令和 6 年 9 月 9 日
午前 10 時開議

追加日程第 1 議案 第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 4 号）

提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 6 年 9 月 9 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

ただいまの出席議員は 10 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1 議案第 55 号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

4 億円を超える契約のようです。町民を代表して、幾つかお伺いします。

この工事は、以前の説明で平成 20 年に前の工事が行われたと聞いたような気がします。耐用年数が 15、16 年ということで、また 15、16 年先には整備が必要になってくるのかということが 1 番目です。

2 番目に、プロポーザルの審査票についてお伺いします。

誰が審査したものか、そして、一次審査と二次審査があるようです。上は全部 5 下の表では 2.8 から 7.6 などばらつきがあります。これは何点が満点なのか。

そして、評価内容がいろいろ書いてあります。町として最も注目したものはどれか。そして、これは僅かな差で九電工が担っております。単に積み上がった数字で選んだのか、お伺いします。

3 番目に、前回の契約金額についてお伺いします。

以上、3 点お伺いします。

【議長 那須 富重】

一問一答が原則ですが、いいですか。今、3 問ほど出ましたけど、大丈夫ですか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

山本議員の御質問にお答えいたします。

まず耐用年数ですが、一般的に１０年から１５年と言われております。長寿命化するために一部改修をしたり、そういったことを繰り返しながら長い期間、使用することにはしております。今回はかなり老朽化しております。最新の機器と比べると、今の機種は性能も相当違いますので、今回改修をするということでございます。

それから、プロポーザル審査員につきましては、８名で実施をいたしました。メンバーは副町長、総務課長、企画情報課長、建設課長、農林振興課長、総務課長補佐、危機管理担当リーダー、危機管理担当の以上８名で審査をしております。

評価内容につきましては、今回は主にこちらから出された仕様書以上の提案、基本的な所がちゃんとしていることと、それ以上のことを提案していただくような提案型のプロポーザルでございました。

今回、落札しました九電工につきましては、電波帯の電波がよく飛ぶ方法の方式を採用していることや、災害等の停電時に今の機械では４８時間が限界なのですが、停電などを起こした場合でも７２時間、３日間は機器が使用できるという設計をされているということ。それから、今つけております屋外スピーカーは全地区のエリアをカバーできていないのですが、今ついている場所でも最大の効果を得られるような性能のスピーカーの提案をいただいております。その他、文字入力によるＡＩの音声放送が可能になります。

またコミュニティ放送、地区ごとに放送が可能とになります。今は役場の放送室から地区ごとにしか放送できないのですが、地区の代表の方を指名すれば携帯電話等から簡単に放送ができるということ。各地区で時間が重なっても自由に放送ができるというコミュニティ放送の機能も有しております。

今までなかった防災システムと連動して、いろいろな機能ができるようになります。例えば、役場から皆さんがお持ちの携帯電話に直接メールを飛ばすことも、今後費用をかければ可能になるということです。いわゆるエリアメールといったこともこちらが要望すれば、またそれ以上にお金をかければ、そういった機能も持っている機器に変えられるということでございます。

評価の点数ですが、一番の企業の施工能力が全て５０点でございました。これは、前もって出された経営の状況や企業の概要、施工体制を審査しました。どの企業もこの条件を有しているので、５０点満点中５０点満点にいたしました。

それから、下の２次審査にいては、企業からの提案の内容を審査し、審査者８名がそれぞれ審査をして、その平均点を取っています。

この点数は、九電工が７３点です。どこの会社も素晴らしい提案をしていただいたのですが、特に九電工は、災害時の対応が素晴らしいのではないかと、長けているのではないかとという意見も出たところでございます。九電工を見ると２次審査に７３点でございます。８名の平均点で１００点満点中の７３点でございます。

以上でございます。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

この数字が 100 点のうち 73 点は分かります。例えば、2 の 4 の保守見積りに
関しての評価では 2.8、その下では 7.6 です。これは何点満点で、この 2.8
はどこ、何点満点の 2.8 なののでしょうか、そこが分からないのですが。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この 3 点幾つか、2 点というのは、その点数が 1 点から 5 点の評価で行っており、
その平均点になっております。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

そうすると、その下の 7.6 は何でしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

失礼いたしました。そこの 7.6 は、このところだけ 10 点満点になっています。
申し訳ございませんでした。説明不足でした。

【5 番 山本 文男】

はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第55号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。
日程第2 議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第56号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
日程第3 議案第57号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第５７号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第５７号は原案のとおり可決されました。
日程第４ 議案第５８号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第５８号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。
したがいまして、議案第５８号は原案のとおり可決されました。
日程第５ 議案第５９号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。
質疑を許します。質疑はありませんか。

【４番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

４番、兒玉 鋼士議員。

【４番 兒玉 鋼士】

私は財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例という

ことで、分からないので、お尋ねをいたします。

提案理由につきましては「条例第4条の第1号の脱字を改めるための項の条例案を提出する」とございますが、この中では「公共的」となった場合、今までの条例案とどのような違いがあるのか、説明をお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

お尋ねの件ですが、現在、公共的団体の「的」という字が1字脱字されていた、これは明らかにヒューマンエラーで事務上のミスのため、今回改正するものでございます。

これにつきましては、昭和38年に当時の自治省から条例準則が送付され、こういうふうには条例をつくるという指導がありました。その中で「公共的団体」と示されていたものを、恐らく合併時の条例のすり合わせの中で脱字が起こったのではないかと推察できるところであります。

この公共的団体という例を挙げますと、農協や森林組合、社協、商工会、青年団や婦人連絡協議会が公共的団体ということになります。この公共的団体の取扱いについては、条例が「公共的団体」ではなく「公共団体」に脱字がありました。取扱い、長年、公共的団体としての取扱いで、このように財産の取扱いは行っておりました。

以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

なぜ今までに気づかなかったかと私は疑問に思います。普通、公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内の公共的団体の活動の総合調整を図るためにこれを指揮監督できることができると、普通公共団体の長は地域内の公共的団体として、事務の報告をさせ及び実施について事務を所掌握できるということでもあります。地方自治法の第225号によりますと、行政財産の管理、普通地方公共団体に行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴することができることもあります。

また、地方公共団体の長がそれを必要と認めたときには、その限りではないとも謳われております。これは営利目的のためには、当然、使用料は発生すると思えます。指揮監督、事務の報告をさせる部分はどうなっているのか、お伺いします。

無償貸付けをした場合、事務の報告はどういうふうになっているのか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

まず無償貸付けの許可につきましては、申請書等を提出させ適正な審査が行われます。その後の使用状況、その他については町から請求する権利もございます。その資料を求めることもございます。

以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

当然、公民館等もこれに該当すると思いますし、利用目的としては避難場所とかも当然、なることもあると思います。

ですけど、条例の改正はやはり住民との約束事でありますので、どういうことになるのかなと、私も疑問を持ちましたので、質問したところです。終わります。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この条例の改正は、「地方公共団体」が「公共団体」になっていたということです。「公共団体」とは、どこ言うのか。「公共的団体」の「的」が抜けていたということです。その条文を確認していたら脱字があり、この条例に関しては、「的」を入れて、「公共団体」と「公共的団体」は違いますので、はっきりさせたということです。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 美郷町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とし質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 6 1 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 2 号 美郷町犯罪被害者等支援条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありますか。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

参考までに、お聞きしたいと思います。

この条例は、美郷町独自の条例なのか、それとも他の市町村も行ってるのかお聞きしたいと思います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この本条例につきましては、今回、提案するのは美郷町独自の条例ということになります。県は、被害者支援の条例を令和 3 年 7 月から施行しております。これを受けて、県は市町村に協力を呼びかけるという条文があります。そのことを含めまして、犯罪被害者等基本法にのっとり、今回、美郷町としても条例の制定を提案したところでございます。

現在、県内 26 市町村のうち 12 市町村が同じような条例の制定が終わっております。制定されていない市町村の動きを見ますと、順次、制定をするという動きです。いわゆるこの基本法の趣旨にのっとり、市町村もそういった支援を行うということを前提に、条例が制定されている状況でございます。

以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

近隣町村も恐らく行ってるだろうと思います。これによって犯罪被害者支援、もし何かあった場合には、条例違反になった場合、処置か何かありますか。ただ、勧告のような形だけがあるのでしょうか。そのところだけ伺います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

この犯罪被害者支援につきましては、犯罪被害者等に寄り添う行動をしましょうということが大前提にあります。その中で、この条例施行に必要なことについては、また町長が別に定めるということにしております。その中でより具体的な支援策を制定するわけでございます。

一番重視しているのが、被害者が少しでも普通の生活を取り戻せるような支援金の額を定め支援を行うということで、今後、制定をしていく予定でございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 3 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

幾つか質問いたします。まず、説明資料の7ページの新型コロナワクチンの定期接種事業です。

先日、町民の方から電話がありました。事業そのものではなくワクチンのことについて答えられれば、説明をお願いします。今度は5種類の中からワクチンを選ぶことになるらしいのですが、その中で世界で日本のみで承認された「Meiji Seika ファルマ・レプリコンワクチン」というものがあるらしいです。

このワクチンは、一部の医療関係者から懸念の声が上がっているようです。その方は、できるなら今まで使ってきたファイザーやモデルナのワクチンを使っていたきたいという電話でした。

もう既に病院は用意していると思いますが、ワクチンはどのようなものを用意しているか、分かっているれば説明をお願いします。

8ページ、山間地域農業持続化モデルのことです。

起業者と移住者とあります。これだけだと幅が広くてよく分かりません。町が示すこの起業者、移住者の定義の説明をお願いします。

12ページ、追い払いのガンです。電動ガンとエアガンと2種類の表記があります。この違いをお願いします。

最後に13ページ、これは事業ではなく言葉についてです。「プロジェクト」という言葉についてです。7万円を補正するようです。50万円に満たない事業費となるとと思いますが、これに「プロジェクト」と名前をつけるのはいかなものかと思います。

プロジェクトというのは、せめて1億円を超えるくらいものではないかと私は考えます。私だけかもしれませんが。もしメディア等に取り上げられた場合、不自然に感じます。私だけの感じ方かもしれませんが、その説明をお願いします。

以上です。

【地域包括医療局事務長 田原裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 長田裕亮】

現在、ワクチンの接種に向けて健康福祉課と医療局で協議を進めております。ワクチンについては、医療局の判断で選定をさせていただくことになっております。

議員からも御指摘があったファイザーとモデルナで、今、選定を進めております。接種履歴のある方々が利用していたワクチンで接種を進めたいと考えております。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

まず、御質問の山間地域の事業についてです。

この対象者の定義が、過去5年以内に美郷町に移住、これはUターン者も含みます。移住された方、または5年以内に就農し、今後3年以内に複合的経営、農業をしながら別の仕事をする方を対象にした事業です。これは県単事業であり、令和5年度から令和7年度までの事業であります。

令和5年度は、採択のハードルが高く要望が出ていなかったのですが、今回は要件を緩和していただいて2名が応募することになったところでございます。

それから、有害獣対策の電動ガンとエアガンについてです。これは同一のもので、電動ガンの中のエアガンということで理解していただき思います。

13ページ、宮崎林業大学校研修生応援プロジェクト事業についてです。

これは林業大学生の支援で、住居の斡旋や学校卒業後2年間、美郷町に林業従事者として従事すれば、授業料相当の返還や月額12万5,000円の支給など総合的に行っており、それを全部含めてプロジェクトという表現をしております。その中の一つが、この米の支給ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

私は米を差し上げることだけをプロジェクト事業と思っていました。はい、分かりました。

追い払いのエアガン等ですが、1つに統一したほうがいいような気がしました。はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はございませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

9 ページの農業用施設管理運営費についてです。村の果菓子屋の煎餅焼き機修繕と書かれてあります。現在、村の果菓子屋がどういう状況か、収益状況や就業されている方が何名であるなど分かれば、お聞かせください。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

すみません、村の果菓子屋の従業員等に関しては、今、資料がありませんので、答えることができません。

この煎餅焼き機の補修です。年間の生産枚数が約4万枚生産しており、5枚1袋で多分300円ほどで売っていたと思います。金額にすると240万円から250万円の売上げではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

昔、私は村の果菓子屋の商品を購入したことがあります、美郷町産の栗などを使って材料を使って商品を作っていたと思います。梨など記憶しています。

これを将来的に6次産業化する考えはないのか、少し規模を拡大して、栗や梨など町内で獲れます。これも内容と少し意味が違いますが、そういう構想はないのか、ついでにお尋ねをします。

村の果物などを使って、商品を作って6次産業化していくのも1つの手ではないかと私は考えたものですから。この政策についての内容ではないですが、今のところ考えはないか、お尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

村の果菓子屋の今後について、こちらからどうのこうのということとは言えません。

6次産業化を図っていく中で、村の果菓子屋さんもそういう位置になり、今後どうするのかと。従業員が高齢化してくると、事業継承がきちんとできるのか、村の果菓子屋さん自体がやはり結論を出していくことと思っております。

それに対して、こちらとしては存続してほしいと考えの中でやっていく必要があると思っております。私たちの考え方ばかりを押しつけていくことも無理がありますので、協議の中で方向性を見つけていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

説明書の9ページ、共進会出品補助金の件です。1頭につき3万円です。現在、盆前から共進会に対する事業が始まっており、役場職員、農協職など職員が2日か3日に1回ずつシャンプーなどの世話をしています。それを続けていくとと同時に、畜産農家の苦労というのは大変だろうと思います。それに対して3万円は安いのではないかと、できたら増額はできないのかなと思っております。

今回は児湯郡高鍋町で10月3日、4日に行われます。場所的に近く、2人とも牛を運ぶための移動用の車を持っております。そのことも含めて非常に大変ではないかなと思っております。

もう一点は、有害獣対策指導員に、野生猿の追い払いの電動ガンを1名に1つずつ貸し与えてはどうかと、できたら検討していただきたいのです。

2点、お願いしたいと思います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

共進会の補助金についてです。確かに3万円という金額が安いかどうか分かりませんが。先ほど言われましたように、車を持ってる方はそんなにいないと思います。持たない方は、どうしても実費が出てきます。その点については、担当とも話をして検討していきたいと思います。

今回、有害鳥獣で電動エアガンの購入を予定しています。今回はあくまでも追払いを目的とした対策で、実際、被害が出ているところ、被害が予想されるところに配付をしたいと思っております。

確かに今、銃の免許を持っている方が少なくなってきました。この電動ガンは殺傷能力は全然ありません。本当、脅しで追い払いだけの目的の電動ガンでござ

います。自分たちが目指しているのは、あくまでも個体数管理、個体数を減らしていくことを目的としております。できれば電動ガンなど追払い対策より個体を減らしていく対策に重点を置いていきたいと思っております。

以上でございます。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

共進会の件ですが、これは出品が決まった時点からずっと付きっ切りでしております。その苦労たるや相当なものだろうと思います。これは宮崎県全体的なことであり、他町村にも伺った方がいいのではないかとに思います。

出品する方も大変ですが、選ばれたら名誉みたいなものです。これを最終的には自分の保有牛になった時には、すごい価値が出るため大変ありがたいことです。一応、検討だけはしていただきたいなと思います。

有害鳥獣指導員ですが、一番フリーで動ける方だと思います。いろんな方々から個人に電話があります。追払いには即駆けつける人でないと有効性がないため検討をお願いしたいと思います。

特に、電動ガンと爆竹のような追払い用の火薬が一番効果的です。しかし、ある程度慣れてしまいます。

電動ガンを調べたところ、50メートル、60メートル、70メートル飛びますが、一番危険性もないようです。一番恐れるようなことをしない、と追払いもできません。一番いいのは個体数を減らすことですが、なかなか個体数を減らことができない今現在、そこを再御考慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁はいいですか。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

あれば、お願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

一般質問の中でもいろいろ御意見をいただきましたが、追払いをしながらという話です。先進地に行って実効性ある方法をこちらも取り入れて、そして、最後には個体群管理に進むということです。追払いしても追払いしてもという可能性が強いので、やはり個体数管理をしていく必要があると思っております。

そのときに誰がどうするのが難しい問題だとは思っております。そうしなければ、一向に被害が収まらないという気がします。議員言いますように、追い払いを今しながら、そういうふうに進めていきたいと思っております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

5ページのデイスサービスのシロアリ駆除のことについてです。

これは立木にシロアリがいるということだと思います。これは台風などがで中が多分、腐っていると思います。その処置などは考えていないか伺います。

【健康福祉課長 海野 勝弥】

議長。

【議長 那須 富重】

健康福祉課長。

【健康福祉課長 海野 勝弥】

デイスサービスのシロアリですが、実際、中でシロアリを確認して、その後調査をした結果、立木にシロアリがいたということです。今回は中の消毒とその立木も消毒をすることになっております。

ただ、シロアリ自体が、デイスサービスの下は根太が無いコンクリートになっていきます。床とかは大丈夫です。結局、木の部分だけにシロアリが来ており、今後他の木にも移るかもしれません。それも含めて今回は調査をし、消毒をする予定にしております。

以上です。はい。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【6番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 那須 富重】

6番、中嶋 奈良雄議員。

【6番 中嶋 奈良雄】

その木を伐採するということではなく、ただ消毒をするということですね。はい、

了解しました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳議員。

【8番 甲斐 秀徳】

反対討論もないようですので、賛成討論をさせていただきます。

議案第63号については、総務費から教育費まで9項目で、他会計でいえば4項目ほど補正が出ております。各項目でも、時期的に非常に大切なものであり、特に農林振興課の山間地農業持続化モデル事業、また、10月3日、4日に開かれます国県畜産共進会出品補助金等があります。鳥獣害対策にも、今度は野生猿対策ということです。これから栗などの時期であります。時期を得た補正であると思っております。

これに賛成をし、その後は速やかに執行をお願いしたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第2号)

日程第11 議案第65号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計

		補正予算（第１号）
日程第１２	議案第６６号	令和６年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第１号）
日程第１３	議案第６７号	令和６年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第１号）
日程第１４	議案第６８号	令和６年度美郷町国民健康保険病院事業会計 補正予算（第２号）
日程第１５	議案第６９号	令和６年度美郷町簡易水道事業会計 補正予算（第１号）
日程第１６	議案第７０号	令和６年度美郷町農業集落排水事業会計 補正予算（第１号）

お諮りします。

議案第６４号から議案第７０号までの７件を、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがいまして、７件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、７件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第６４号から議案第７０号までの７件を一括して、これから討論を行います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。

したがいまして、７件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、７件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第６４号 令和６年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 4 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 5 号 令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 5 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 6 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 7 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 8 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 8 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 6 9 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 70 号 令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第 1 号) の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここでお手元に配付してありますとおり、議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程(第 4 の追加 1) として議題にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 71 号を追加議事日程(第 4 の追加 1) として議題とすることに決定しました。

追加日程を議題とします。

追加日程 1 議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第 71 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算(第 4 号) について、説明を申し上げます。

今回の補正は、台風 10 号災害対応に伴う測量設計委託料などの緊急的かつ早急に予算措置の必要が生じた事項に係る経費を計上するものであります。

補正の主な内容としまして、歳入につきましては、繰入金に、今回の歳出補正に伴う一般財源の調整額として、財政調整基金繰入金 1 億 8, 548 万 8, 000 円を追加しました。

続いて歳出につきましては、総務費に 75 万円を追加しました。これは、旧南郷小径木加工施設地に流入した土砂除去工事費であります。

次に、商工費に7万8,000円を追加しました。これは、美郷レイクランド内で発生した倒木の処理費用であります。

最後に、災害復旧費に1億8,466万円を追加しました。内訳としましては、農地・農業用施設災害復旧費へ測量設計及び災害査定用写真撮影等の委託料並びに重機借り上げ料等、合わせて5,946万円を追加、林業施設災害復旧費へ同じく委託料1,950万円を追加、道路橋梁災害復旧費へ同じく委託料1億570万円を追加したものであります。

これにより、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億8,548万8,000円を追加し、一般会計の総額は、それぞれ113億7,654万円となりました。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

南郷地域から、土砂除去復旧工事請負費についてお伺いします。

この場所は多分、耳川広域森林組合南郷事業所、南郷小径木加工施設地だと思います。この土地は今、町有の土地になっているのでしょうか。

【南郷地域課長 田中 幸生】

議長。

【議長 那須 富重】

南郷地域課長。

【南郷地域課長 田中 幸生】

町有地になっております。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 71 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

それではここで、10 分間の休憩といたします。

再開を午前 11 時 10 分といたします。

(休憩：午前 11 時 00 分から 10 間)

(再開：午前 11 時 10 分)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き、会議を再開します。

日程第 17 認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 19 認定第 3 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 4 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 5 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 22 認定第 6 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 23 認定第 7 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 24 認定第 8 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計
決算認定について

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について、一括して町長に対する総括質疑にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、8 件は町長に対する総括質疑といたします。

これから、町長に対する総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

令和5年度の決算書を見たときに、監査委員の峰村さんも御指摘をされておりますが、私もその前に気づいていた点があります。

それは不用額の件です。それがやはり多い箇所も見受けられました。これは予算編成のときに、それぞれ近いような予算額を組めないのか。3月の補正予算等で調整もできると思います。予算を組む段階でも調整ができないのか疑問を持ったところでございます。そのことについて、お尋ねをしたいと思います

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように、議会定例会は年4回あります。その中で補正等上げさせていただき、議会の皆さんの御理解により通っております。

不用額が多いのは、議員おっしゃるように執行率による不用額であります。最初の当初予算ではっきりしたことは分かりませんが、事業が終わった時点である程度の金額をつかんでいれば、これだけ余った部分、足りない部分は補正をします。余った部分の減額補正をしっかりとっていく必要があると思います。そんなに少ない金額であれば気にしませんが、それが大きな金額になると、皆さんや町民から見れば、どういうことかという話になります。今後はしっかりしていきたいと思います。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

ありがとうございます。民間の会計で使わなかった場合、繰越金等が多くなります。これは繰越金が多いのではないかと指摘もされております。

これはもう小さいことになってますが、例えば、社会福祉関係の不用額が結構多いです。町民の福祉に関するための予算を組んで、それを使用できなかったのではないかと思います。福祉の充実も図られなかったのかなという感じもします。

予算を組む際には、臨時的や突発的なことに対しての見込みも入れてあると思います。あまり誤差がないようにできるのではないかなとは思っております。

以上で、よろしくお願いしまして私の質問を終わります。

【議長 那須 富重】

言いそびれましたけれども、今回は総括質疑の通告はありませんでした。
他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度決算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号の8件については、議長を除く9名の委員をもって構成する令和5年度決算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議することに決定しました
引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和5年度決算等審査特別委員会の正・副委員長については、申合せ事項及び議会運営員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員会委員長 山本 文男議員、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします

付託した8件につきましては、令和5年度決算等審査特別委員長はよろしくお願いいたします。

9月17日までは、委員会審査となります。明日9月10日は、9時からの開議

となりますので、時間を間違えないように、お願いいたします
以上で、本日の日程は全部、終了しました。
本日はこれで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

(散会 午前 11 時 16 分)

令和 6 年第 3 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 5 号)

令和 6 年 9 月 1 8 日

美 郷 町 議 会

令和6年第3回美郷町議会定例会会議録（第5日目）

令和6年9月18日（水曜日）

◎開会日時 令和6年9月18日 午後3時00分 開会
◎閉会日時 令和6年9月18日 午後3時36分 閉会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児	君	2番	早川	節夫	君
3番	中田	武満	君	4番	兒玉	鋼士	君
5番	山本	文男	君	6番	中嶋	奈良雄	君
7番	川村	嘉彦	君	8番	甲斐	秀徳	君
9番	川村	義幸	君	10番	那須	富重	君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜 君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一 君 書記 川西ゆきみ 君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊	君	副町長	藤本	茂	君
教育長	大坪	隆昭	君	会計管理者	泉田	浩文	君
総務課長	甲斐	武彦	君	税務課長	川村	博昭	君
企画情報課長	田村	靖	君	町民生活課長	黒田	和幸	君
健康福祉課長	海野	勝弥	君	建設課長	佐藤	文幸	君
農林振興課長	松下	文治	君	政策推進室長	田常	浩二	君
教育課長	鎌田	次郎	君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮	君
南郷地域課長	田中	幸生	君	北郷地域課長	長田	孝規	君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和6年第3回美郷町議会定例会 議事日程（第5）

令和6年9月18日
午前10時開議

日程第1 委員会審査報告

- 認定 第1号 令和5年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第2号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第3号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第4号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第5号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第6号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第7号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定 第8号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について

一括討論、個別採決

- 日程第2 請願 第1号 下区における集落機能の維持を求めることに関する請願

委員会審査報告、質疑、討論、採決

- 日程第3 議員派遣について

- 日程第4 閉会中の委員会活動の申し出について

会 議 録

令和 6 年 9 月 1 8 日
午 後 3 時 開 議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めまして、こんにちは。傍聴の方がお見えであります。お礼を申し上げます。
本日、議会も最終日となりました。しっかりと審議を進めてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

中嶋 奈良雄議員から、9 月 5 日の会議における発言について、会議規則第 64 条の規定によって、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

この件は、中嶋議員の一般質問の中で誤解を招く発言があったため、発言を取り消したいというものであります。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、中嶋 奈良雄議員からの発言取消の申出を許可することに決定しました。

日程第 1 委員会審査の報告を行います。

認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 3 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 5 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 7 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 8 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について
お諮りします。

認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について一括議題とし、本案に対する令和

5 年度決算等審議特別委員長の審査報告を求めたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、8 件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。
令和 5 年度決算等審議特別委員長 川村 義幸議員。

【決算等審議特別委員長 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

決算等審査特別委員長 川村 義幸議員。

【決算等審議特別委員長 川村 義幸】

それでは、私から令和 5 年度決算等審査特別委員会の審査報告について、お手元に配付の審査委員会報告書により報告いたします

委 員 会 審 査 報 告 書

令和 6 年 9 月 9 日「令和 5 年度決算等審査特別委員会」に、付託された次の議案は、審査結果、次のとおりと決定したので、会議規則第 39 条の規定により報告します。

1. 付託議案

- 認定第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 5 年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定について

2. 審査の経過

令和 6 年 9 月 9 日、10 日、11 日、12 日、13 日、17 日の 6 日間、本委員会を開催し、副町長、教育長、各担当課長及び担当係員の出席を求め、説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

本特別委員会に付託された上記議案については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

4. 付記事項

- (1) 畜犬登録の漏れがないように対策を行うこと、また、狂犬病予防注射の接種率向上の取組を行うこと。
- (2) 現行の健康保険証は令和6年12月2日から廃止され、新規発行はされずマイナンバーカードと一体とされるので、さらなる町民への周知を図ること。
- (3) 自主番組放送（きららびじょん）は、住民の意向を反映させ、さらなる住民の福祉の向上につながる内容に努めること。
- (4) 学校の統合やスクールバスによる通学等により、以前に比べて地域住民と学校の隔たりができていているように思えるので、学校、PTA、教育委員会と連携して、地域に根差した存在となるような取組をすること。
- (5) ふるさと納税の寄附金は町の重要な事業に充当されているので、今後も寄附額を伸ばすよう努力すること。
- (6) 実測課税に移行前に、事前周知を徹底すること。
- (7) 町民から災害危険箇所や災害現場の報告があった際には、工事等の対策の有無にかかわらず、その方針を町から関係者に対して具体的な内容を回答すること。

加えて、町民から要望を受けている事業の進捗状況についても、関係者に定期的に報告をすること。

（口頭による意見）

- (1) 鳥獣捕獲員の確保のため、狩猟免許の取得の推進を図ること。
- (2) 町の補助団体である美郷町観光協会については、観光客誘致など町の経済効果に資する活動になるよう指導すること

以上で、令和5年度決算等審査特別委員会の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

質疑を省略し、8件を一括して討論を行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、8件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、8件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番 甲斐 秀徳議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

意見・反対討論もないようですので、私のほうから賛成討論を行いたいと思います。

認定第1号についてですが、本年度は、自主財源が昨年度より4億数千万円の増加をして依存財源によるところが大きい。地方交付税も四十数億円で微妙な増加をしている。町税も増加にあり良いことだと思います。

また、不納欠損もあるが、職員の努力により収入未済額も減少の傾向であり、よいことだと感じております。

今年は災害復旧費が13%増となり、多くの町民のために努力していただきました担当課の皆様方、休日も返上し、査定を行い、その業務に当たっていただきましたこと、建設業者に対しても感謝を申し上げます。

今後の台風でもまた災害が発生しております。令和6年度もよろしくお願い申し上げます。

農林業費は人数も減となりましたが、最大限の仕事をしていただいております。昨年度は稲作においても町が補助していただき、大変その効果は出ております。ただ、少し残念なことは相変わらず不用額が多いので、今後、削減をお願いしたいと思います。

今回のことはおおむね良好であるので、今回の決算に対しては賛成をしたいと思います。

これで、討論を終わります。

【議長 那須 富重】

ほかに討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和5年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第2号 令和5年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第3号 令和5年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第4号 令和5年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第5号 令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第6号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、認定第6号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第7号 令和5年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳

入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続きまして、認定第8号 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

日程第2 請願第1号 下区における集落機能の維持を求めることに関する請願を議題とします。

この請願は、議会運営委員会に付託をしておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

山本 文男議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

傍聴ありがとうございます。

それでは、私から、美郷町議会会議規則第94条の規定により、議場より議会運営委員会に付託された請願第1号下区における集落機能の維持を求めることに関する請願についての審査結果を報告します。

審査日 令和6年9月4日、6日、12日の3日間

出席者 議会運営委員、議長

審査の結果

●請願事項1－1

緊急車両通行用のための迂回路の拡幅（中尾）について整備の見通しを区に説明すること。

・求める具体的対応

中尾の迂回路拡幅については、区に対して整備の開始時期や終了時期の見通しについて説明会または文書での回答をお願いいたします。

・結果 採択するものと決定した。

- ・理由 迂回路拡幅工事は既に着手し、終了時期の見通しも説明しているとのことであるが、今後も必要な対応であるため。
- ・意見 今後も、迂回路を生活や仕事で使用している住民が工事によって通行に支障があるときは、区やその住民に事前に工期等の説明を行うこと。

●請願事項 1－2

林道鳥の巣線の復旧（鳥ノ巣）整備の見通しを区に説明すること。

- ・求める具体的対応
林道鳥の巣線の復旧については、区に対し復旧の見通しについて説明会の開催をお願いいたします。
- ・結果 採択するものと決定した。
- ・理由 令和4年災害は、今年の10月に契約予定で、県工事の林道下の河川工事が完成次第、着工し、令和7年6月完成を目指す。
また、令和3年の橋梁災害は、令和6年6月7日に工事請負契約を締結しており、工事完了は令和7年10月を予定しているとのことであったが、先の台風10号で新たな被災により見通しが変わるとのことであったので、改めて区に説明が必要なため。
- ・意見 新たな見通しが判明したら、区に説明すること。
また、工事によって通行に支障があるときは、区やその住民に事前に説明を行うこと。

●請願事項 1－3

水道施設（大久保）について整備の見通しを区に説明すること。

- ・求める具体的対応
大久保の水道施設整備については、活用する補助事業、概算事業費、負担割合、将来の維持管理費、事業着手及び完了年度などの見通しなどを示す説明会を区に対して開催してください。
- ・結果 採択するものと決定した。
- ・理由 町から事業の概略を示されて、今年の6月25日に関係住民は町に事業の実施を要望している。
しかし、町が現地を調査した結果、事業の内容が変わるため、町から関係住民に再度、事業概要の説明が必要であるため。
- ・意見 町からの事業説明が予定されているとのことであるが、早期の説明会の開催に努めること。
事業は2つの部署が関わっているが、関係住民との窓口は一本化すること。
事業の説明は、これまで地元代表者を介して関係住民に説明しているが、人伝えであると正確に伝わらないので、事業内容や事業費、地元負担金など関係住民にとって重要な内容は必ず町から直接関係住民に説明を行い、早期に方向性を導くこと。
また、関係住民からの事業要望が決定したら、早期の完成に努めること。
最後に、この地区は令和4年の台風14号災害によって、長期間断水をした世帯もあったようである。また、日頃の維持管理にも大変苦慮しているようである。町の職員も日々の業務や災害復旧等で多忙であるとは思いますが、自分ごととしてこのことに向き合っていただきたい。

●請願事項 1 — 4

7月1日付で提出した要望書で回答がないものについて区に説明すること。

- ・求める具体的対応

対応時期を文書で回答してください。

- ・結果 採択するものと決定した。

- ・理由 既に8月22日に区長に要望書の回答をしており、請願事項が実現しているため。

- ・意見 回答事項は速やかな実施に努めること。

また、実施時期等の事前説明が必要な場合は説明をして実施すること。

その他、回答内容で協議が必要なときは区と協議すること。

●請願事項 2

鳥の巣の水田農業の用水確保対策を来年の水稲作付時期までに実施すること

- ・求める具体的対応

工事着手から完了時期についての見通しを文書または説明会の開催で区に示してください。

- ・結果 採択するものと決定した。

- ・理由 当該災害復旧工事は令和6年2月9日の入札で不落となっている。

この工事は11月に発注予定で、令和7年3月末を工事完了と見込んでいたこととあり、見通しについても区に説明しているが、今後も見通しが変わるようなことがあれば、再度、説明が必要であるため。

- ・意見 来年の水稲の作付までに間に合うよう事業実施に努めること。

また、見通しが変わるようであれば、再度、説明を行うこと。

●請願事項 3

町として下区の人口が将来9人という推計結果をどう捉え、今後、集落を維持していくためにどのようなビジョンを持っているのかを区に示すこと。

- ・求める具体的対応

区に対して説明会を開催してください。

検討には、時間がかかると想定されるので、来年以降になるのであれば、説明会開催時期を今年度中に文書で回答してください。

- ・結果 採択するものと決定した。

- ・理由 第2期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第4章の2地域づくりでは、「地域コミュニティの再生・活性化に向けて24行政区単位に地域の特徴や課題等を踏まえた戦略を練り、施策を展開していく」と、記載してあるため。

- ・意見 現在、下区より人口が少ない行政区がほかにあるが、町は24行政区のうち40年後に人口が1桁なるのは下区だけであると示している。

これは令和4年の台風14号の災害で人口流出が多かったことに起因しているようである。

この請願の下区請願参考資料には、下区の現状や課題が詳細に記載してある。

下区との行政懇談会の開催が予定されているので、その中でビジョンについてももしっかり対話して検討することが望ましい。

また、このことは町全体として考える事であると思う。同じ課題を持

つ行政区が複数存在すると思われるので、課題ごとに区域を設定して検討すべきである。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採択します。

請願は、請願項目の1の1から1の4と請願項目2と請願項目3であります。

お諮りいたします。

全ての請願項目を一括して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

これから一括して採決をします。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、全ての請願項目は採択です。

請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和6年12月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

日程第4 閉会中の委員会活動の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査、研究の申出がありました。申出のとおり決定することに御異議ありませんか

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査・研究につきましては、申出のとおり決定しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは貴重な時間をお借りしまして、9月議会定例会のお礼を申し上げます。

一昨年の9月定例会の挨拶で、「台風14号の動きが心配であります。農作物の被害はもとより、大きな災害が発生することなく通過することを祈るばかりです」と申し上げました。

意に反して、台風14号は本町に大きな爪痕を残し、昨年の台風6号、そして先月8月末の台風10号で、ともに町内に甚大な被害をもたらしました。

8月末時点で、令和4年災の復旧状況は74%、令和5年災で完成23%であります。現在その復旧に全力を尽くしておるところでございます。町民に対しまして御不便をおかけしているところではありますが、御理解をいただきたいと思っております。

また、8月8日16時42分に起きた日向灘を震源とする最大震度6弱を観測した日向灘地震で、気象庁は大規模地震が発生する可能性がふだんと比べて高まっているとして、初の南海トラフ地震臨時情報を発表しました。

今後、地震も含めた大規模災害は必ず起こるという常在危機意識を持って対処してまいります。

さて、この定例会で報告4件、同意1件、議案16件、認定8件、追加議案の1件を提案させていただきました。9月4日から本日までの15日間の日程で慎重に審議いただき、全議案可決をいただきましたことに感謝を申し上げます。

特に、この9月定例会は決算議会とも言われますが、令和5年度一般会計歳入歳出決算6つの特別会計歳入歳出決算並びに国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算

について、全ての会計におきまして認定をいただき、ありがとうございました。

このことは、正職員、会計年度任用職員を問わず全職員の一人一人が与えられた職務を理解し、またやるべきことをしっかりと遂行した賜物と考えております。

町の活性化は職員の総合力が大きく関わってくると思っております。付記事項が7件、口頭による意見が2件つきましたが、全て重要なことですので、真摯に受け止め対応してまいります。

一般質問では8名の議員の皆様から質問をいただきました。全てが重要案件であると認識しております。今後を見据えた中で対応すべき事項がほとんどですので、議員各位と協議しながら進めてまいりたいと思います。

結びに、行政と議会が一体となり、町民福祉の向上のため、常に同じ方向でアクセルとブレーキを適切に踏んでいただければと思っております。議員各位の御健勝を祈念申し上げまして、9月議会定例会のお礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

議長としまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月4日から15日間という長丁場でしたが、本日、最終日でありました。

令和5年度の決算審査など執行部の皆様には、詳細な説明や質疑への対応など、真摯に御対応いただきました。改めまして、皆様に感謝を申し上げます。執行部の皆様には、先の10号台風の対応でいろいろな問題解決に追われる中でございます。

議会では本日午後1時より、耳川広域森林組合職員に本庁に来ていただき、今、大きな問題になっております組合が運営する本町北郷の木材加工センターの操業を10月末で停止し、加工事業から撤退することについての質疑を行いました。約25名の従業員が、造林事業などへの配置転換が提案されているようであり、戸惑いを隠せない事態となっております。

一方、国政では、総裁選が9月27日にあり、新しい首相が選出されると思えます。国民のための政治を願うのはもちろんですが、ぜひ地方を大事にする政策を期待しておるところであります。

議会としましても、議会力、議員力を上げながら、住民に寄り添った議会を目指していきたいと考えます。議員の皆様には一般質問などの質問力のさらなるスキルアップをぜひお願いします。

議員各位におかれましては、本定例会での審議の結果はもちろんですが、審議の過程なども含め、地域へ戻り住民の皆さんへの説明をお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、令和6年度第3回美郷町議会定例会の終わりに当たっての御挨拶といたします。

これにて本日の日程は全部、終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年第3回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(閉会午後3時36分)